
○令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度)

下関市障害者計画

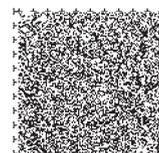
○令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

下関市障害福祉計画(第7期)

下関市障害児福祉計画(第3期)

下関市

令和6年(2024年)3月



はじめに



下関市では、平成30年度から令和5年度までを計画期間とした「下関市障害者計画」、令和3年度から令和5年度までを計画期間とした「下関市障害福祉計画（第6期）」及び「下関市障害児福祉計画（第2期）」を策定し、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまち」を目指して、各種障害者施策に取り組んでまいりました。

また、令和3年4月には「下関市手話言語条例」の施行により、市民は、手話及びろう者に対する理解を深めるものとし、山口県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の施行により、令和5年4月から、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化される等、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

このような状況を踏まえ、前計画の期間が満了したことからも、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「下関市障害者計画」、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「下関市障害福祉計画（第7期）」及び「下関市障害児福祉計画（第3期）」を策定いたしました。

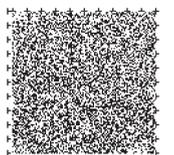
この計画は、これまで取り組んできた前計画の基本理念を引き継ぐとともに、実施している取組の課題について検討を行い、本市の障害のある人の実態やニーズに即した障害者施策を盛り込んでいます。

今後、本計画の目標の実現に向けて、障害者施策を計画的に実施し、障害福祉サービスの充実に努めてまいりますので、市民の皆様ならびに関係者の皆様方のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました下関市障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、下関市自立支援協議会やアンケート調査などを通じて、貴重なご意見や多大なるご協力をいただきました皆様方に心から感謝申し上げます。

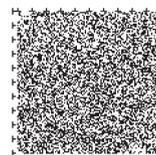
令和6年3月

下関市長 前田 晋太郎

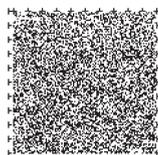


■目 次■

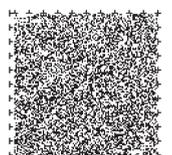
第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画の策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置付けと他計画との整合	2
(1)根拠法令	2
(2)他の計画との関係	3
(3)法令・制度改正の動向	4
(4)国・山口県の計画策定動向など	6
(5)令和5年度(2023年度)以降の国・山口県の計画策定動向	6
3. 計画の期間	7
4. 計画の対象者	8
5. 計画の体制	8
(1)策定の体制	8
(2)調査対象者や関係者などの意見収集及びニーズの把握	9
第2章 障害者施策に関する現状	10
1. 人口の推移	10
2. 障害のある人の現状	11
(1)障害者手帳所持者(身体・知的・精神)	11
(2)身体障害者手帳所持者の状況	12
(3)療育手帳所持者の状況	14
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	15
(5)発達障害者の状況	16
(6)難病患者の状況	16
(7)市内民間企業における障害のある人の雇用状況	16
第3章 計画の基本方針	17
1. 基本理念	17
2. 基本方針	17
3. 施策体系	20



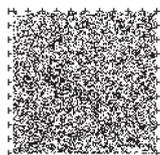
第4章 障害者計画	21
1. 地域支援体制の推進	21
(1)啓発・広報活動	22
(2)地域福祉	23
(3)相談体制	24
(4)情報提供体制	27
(5)日常生活における支援	27
(6)社会参加	28
(7)防犯・防災対策及び災害時の対応	29
(8)障害者団体の育成・支援	30
(9)国際交流	30
2. 早期療育・教育の充実	31
(1)障害の早期発見・早期療育	31
(2)在宅障害児に対する相談、支援の充実	32
(3)子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	33
3. 保健・医療の充実	35
(1)健康づくりの促進	35
(2)障害のある人の保健・医療の充実	35
4. 就労・雇用の促進	37
(1)雇用の拡大	37
(2)総合的な就労支援施策の推進	38
5. 生活環境の整備	39
(1)人にやさしいまちづくりの推進	39
(2)住まいの整備	40
6. 障害のある人の権利を尊重するまちづくり	41
(1)権利擁護	41
(2)虐待防止	42
(3)人権啓発活動などの推進と差別解消の促進	42



第5章 障害福祉計画(第7期)	44
1. 基本的考え方	44
2. 第6期計画の実績と評価	45
(1)障害福祉サービス	45
(2)地域生活支援事業	48
3. 第7期計画(障害福祉サービス)	53
(1)訪問系サービス	53
(2)日中活動系サービス	56
(3)居住系サービス	62
(4)相談支援	63
4. 第7期計画(地域生活支援事業)	65
(1)相談支援事業	65
(2)意思疎通支援事業	66
(3)日常生活用具給付等事業	68
(4)移動支援事業	68
(5)地域活動支援センター事業	69
(6)その他の事業	70
ア. 訪問入浴サービス事業	70
イ. 日中一時支援事業	71
ウ. 生活訓練等事業、理解促進研修・啓発事業	72
エ. 社会参加促進事業	73
5. 障害者福祉施設等整備方針	75
6. 第7期計画(その他)	76
(1)福祉施設から一般就労への移行	76
(2)地域生活支援拠点等	76
(3)発達障害者等に対する支援	76
(4)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	77
(5)相談支援体制の充実・強化のための取組	78
(6)障害福祉サービス等の質の向上	78
7. 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標	79
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	79
(2)地域生活支援の充実	79
(3)福祉施設から一般就労への移行等	81
(4)相談支援体制の充実・強化等	83
(5)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	83



第6章 障害児福祉計画(第3期)	84
1. 基本的考え方	84
2. 第2期計画の実績と評価	85
3. 第3期計画(障害児支援)	86
(1)児童発達支援(福祉型)	86
(2)児童発達支援(医療型)	86
(3)放課後等デイサービス	87
(4)保育所等訪問支援	87
(5)居宅訪問型児童発達支援	88
(6)障害児相談支援	88
(7)医療的ケア児コーディネーター	89
4. 第3期計画(その他)	90
(1)子ども・子育て支援等の障害児受入人数	90
5. 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標	91
(1)障害児支援の提供体制の整備等	91
第7章 計画の推進体制	92
1. 地域福祉からの推進	92
2. 関係機関・関係団体との連携の強化	92
3. 啓発や情報発信の充実	92
4. 事業所の参入促進	92
5. 推進のための財源確保	93
6. 人材の育成と資質の向上	93
7. 庁内推進体制の整備	93
8. 計画の進捗管理と評価・見直し	93
参 考 資 料	94
1. 下関市障害者計画等策定委員会概要	94
(1)下関市障害者計画等策定委員会委員名簿	94
(2)策定委員会の経緯	94
(3)市民パブリックコメント	94
2. 用語解説	95
3. アンケート調査結果	101
(1)調査概要	101
(2)障害者アンケート調査結果	102
(3)障害児保護者アンケート調査結果	115
(4)サービス提供者アンケート調査結果	121



第1章 計画の策定に当たって

1. 計画の策定の背景と趣旨

本市は、平成30年（2018年）3月に「下関市障害者計画」、「下関市障害福祉計画（第5期）」及び「下関市障害児福祉計画（第1期）」の3つの計画を一体的に策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、『障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまち』を目指すことを基本理念として障害のある人の福祉に関する施策を推進してきました。

また、令和3年（2021年）3月にこれら3つの計画のうち「下関市障害福祉計画（第5期）」及び「下関市障害児福祉計画（第1期）」を計画期間満了により、「下関市障害福祉計画（第6期）」及び「下関市障害児福祉計画（第2期）」として策定しました。

国においては、平成26年（2014年）に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」との整合性確保に留意しつつ、平成30年（2018年）3月に、「障害者基本計画（第4次）」を策定し、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んできました。

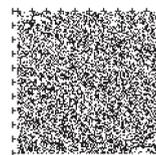
これまで、平成28年（2016年）に改正された「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のほか、令和3年（2021年）に成立した「医療的ケア児支援法」に基づき、障害者が自ら望む地域生活への支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応に向けた取組等が行われてきました。

また、令和3年（2021年）には、「障害者差別解消法」が改正され、事業者に対する合理的配慮の提供の義務付けや、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化等が規定されました。

このほか、障害者の社会参加の促進や共生社会の実現に向け、平成30年（2018年）に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、令和元年（2019年）に「読書バリアフリー法」、令和4年（2022年）に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、様々な法整備が進められる中、令和3年（2021年）に『東京2020オリンピック・パラリンピック』が開催されるなど、障害者等をとりまく環境及び施策は大きく変化してきています。

また、障害者基本計画の策定や変更に当たっては「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の規定の趣旨を踏まえることとされました。

さらに、令和4年（2022年）には、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、令和6年度（2024年度）以降、障害者等の地域生活の支援体制の充実や児童発達支援センターの役割・機能の強化などが行われる予定となっています。



こうした動向も踏まえつつ、障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われ、その結果、令和4年（2022年）12月、「障害者基本計画（第5次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」がとりまとめられました。

この基本計画は、障害者基本法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会という目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断の取組を進めていくことと定めています。

山口県では、令和3年（2021年）5月に「障害者差別解消法」が改正されたことにより、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を令和4年（2022年）10月11日に公布・施行しました。

本市においては、令和3年（2021年）4月1日に「下関市手話言語条例」を施行し、令和4年（2022年）4月に遠隔手話通訳を導入するなど、このような大きな変化に対応するとともに、これまでの施策の状況を踏まえ、本市の障害者の実態やニーズに即した障害者施策を、さらに総合的・計画的に推進していくため、「下関市障害者計画」、「下関市障害福祉計画（第7期）」、「下関市障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

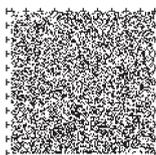
2. 計画の位置付けと他計画との整合

(1) 根拠法令

下関市障害者計画は、障害者基本法第11条第3項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

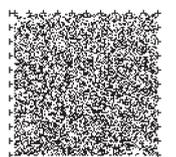
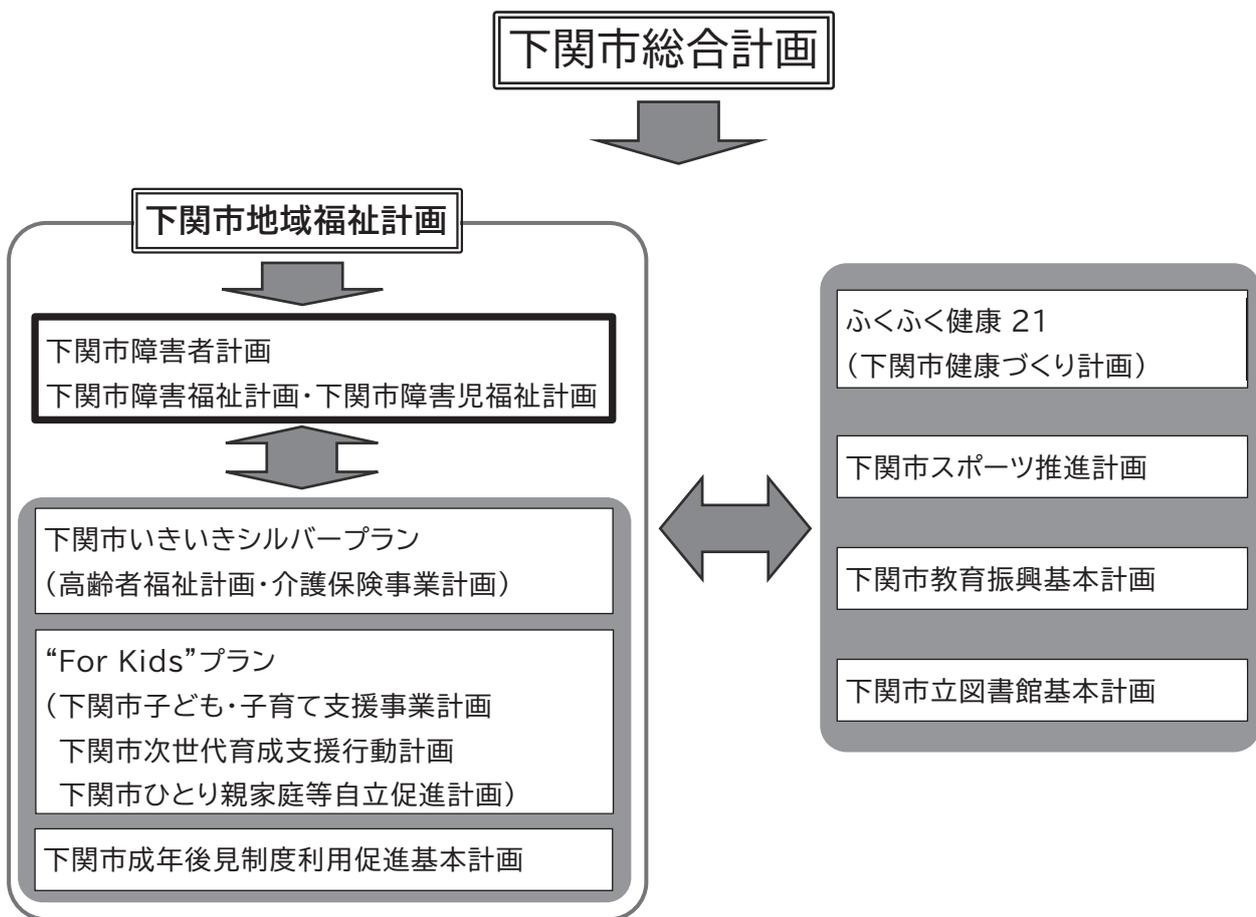
下関市障害福祉計画（第7期）は、障害者総合支援法第88条第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込及びその確保のための方策を示します。

下関市障害児福祉計画（第3期）は、児童福祉法第33条の20第1項で市町村が定めるものとされた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示します。



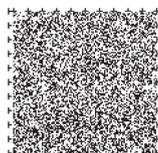
(2)他の計画との関係

本市の行政運営の基本計画である「第2次下関市総合計画」を踏まえ、関連する本市の様々な計画との整合性を図り、策定したものです。

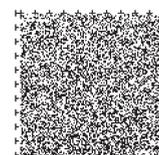


(3) 法令・制度改正の動向

<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (平成28年(2016年)5月13日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
<p>発達障害者支援法の改正 (平成28年(2016年)8月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
<p>障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の改正 (平成30年(2018年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (平成28年(2016年)6月3日施行)
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (令和2年(2020年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化 ○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化 ○ 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設 ○ 国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化 ○ 「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化 ○ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化 ○ 週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設 ○ 中小事業主(300人以下)の認定制度の新設



<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (令和3年(2021年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ○ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ○ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ○ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○ 社会福祉連携推進法人制度の創設
<p>医療的ケア児支援法(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律) (令和3年(2021年)9月18日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「医療的ケア」の定義を、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他の医療行為とした ○ 医療的ケア児支援施策を実施する地方公共団体の責務を明記
<p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 (令和4年(2022年)5月25日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者による情報の取得利用等に係る施策の推進
<p>児童福祉法の改正 (令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置等 ○ 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設 ○ 児童の意見聴取等の仕組の整備
<p>障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)の改正 (令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが、法律上明確化 ○ 就労選択支援(就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス)の創設 施行期日(案)令和7年(2025年)10月1日(政令で定める日) ○ 短時間労働者に対する実雇用率算定、障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化 ○ 医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進 ○ 難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化 ○ 障害者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備(第三者提供の仕組の規定等)
<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の改正 (令和6年(2024年)4月1日施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化(改正前は努力義務、過重な負担がない範囲で行う)

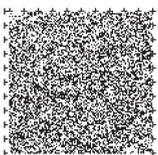


(4) 国・山口県の計画策定動向など

年	国	山口県			
平成25年 (2013年)	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行	障害者基本計画 (第3次)	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉 サービス実施計画 (第3期)	
平成26年 (2014年)	◇障害者権利条約の批准			山口県障害福祉 サービス実施計画 (第4期)	
平成27年 (2015年)	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				
平成28年 (2016年)	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行				
平成29年 (2017年)					
平成30年 (2018年)	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	障害者基本計画 (第4次)	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉 サービス実施計画 (第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画)	
令和元年 (2019年)	◇読書バリアフリー法の施行			山口県障害福祉 サービス実施計画 (第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画)	
令和2年 (2020年)	◇障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行				
令和3年 (2021年)	◇障害者差別解消法の改正 ◇医療的ケア児及びその家族に対する支援法の施行				
令和4年 (2022年)	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 ◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行				
令和5年 (2023年)				障害者基本計画 (第5次)	

(5) 令和5年度(2023年度)以降の国・山口県の計画策定動向

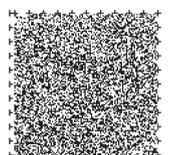
区分	計画名称	計画期間(年度)
国	障害者基本計画(第5次)	令和5年度(2023年度) ～令和9年度(2027年度)
山口県	やまぐち障害者いきいきプラン	令和6年度(2024年度) ～令和11年度(2029年度)
	山口県障害福祉サービス実施計画 (第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画)	令和6年度(2024年度) ～令和8年度(2026年度)



3. 計画の期間

各計画の期間は、以下のとおりです。

計画名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
障害者計画		計画期間 (令和6年度(2024年度)～令和11年度(2029年度))					
障害福祉計画		第7期計画 令和6年度(2024年度) ～令和8年度(2026年度)			第8期計画 令和9年度(2027年度) ～令和11年度(2029年度)		
障害児福祉計画		第3期計画 令和6年度(2024年度) ～令和8年度(2026年度)			第4期計画 令和9年度(2027年度) ～令和11年度(2029年度)		
総合計画	基本構想	第2次 ～令和6年度 (2024年度)	第3次 令和7年度(2025年度)～令和16年度(2034年度)				
	基本計画	後期計画 ～令和6年度 (2024年度)					
地域福祉計画 地域福祉活動計画		第4期 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)				第5期 令和10年度(2028年度) ～令和14年度(2032年度)	
いきいきシルバープラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)		第九次 令和6年度(2024年度) ～令和8年度(2026年度)			第十次 令和9年度(2027年度) ～令和11年度(2029年度)		
“ForKids”プラン (下関市子ども・子育て支援事業計画・下関市次世代育成支援行動計画・下関市ひとり親家庭等自立促進計画)		プラン2020 ～令和6年度 (2024年度)	プラン2025 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)				
成年後見制度利用促進基本計画		計画期間 令和4年度(2022年度)～令和9年度(2027年度)					
健康づくり計画(ふくふく健康21)		第三次 令和6年度(2024年度)～令和17年度(2035年度)					
スポーツ推進計画		第2期 令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)					
教育振興基本計画(下関市教育大綱)		～令和6年度 (2024年度)	計画期間 令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度)				
下関市立図書館基本計画		第2次 令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度)				第3次 令和10年度(2028年度) ～令和14年度(2032年度)	



4. 計画の対象者

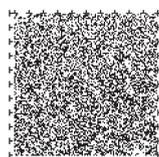
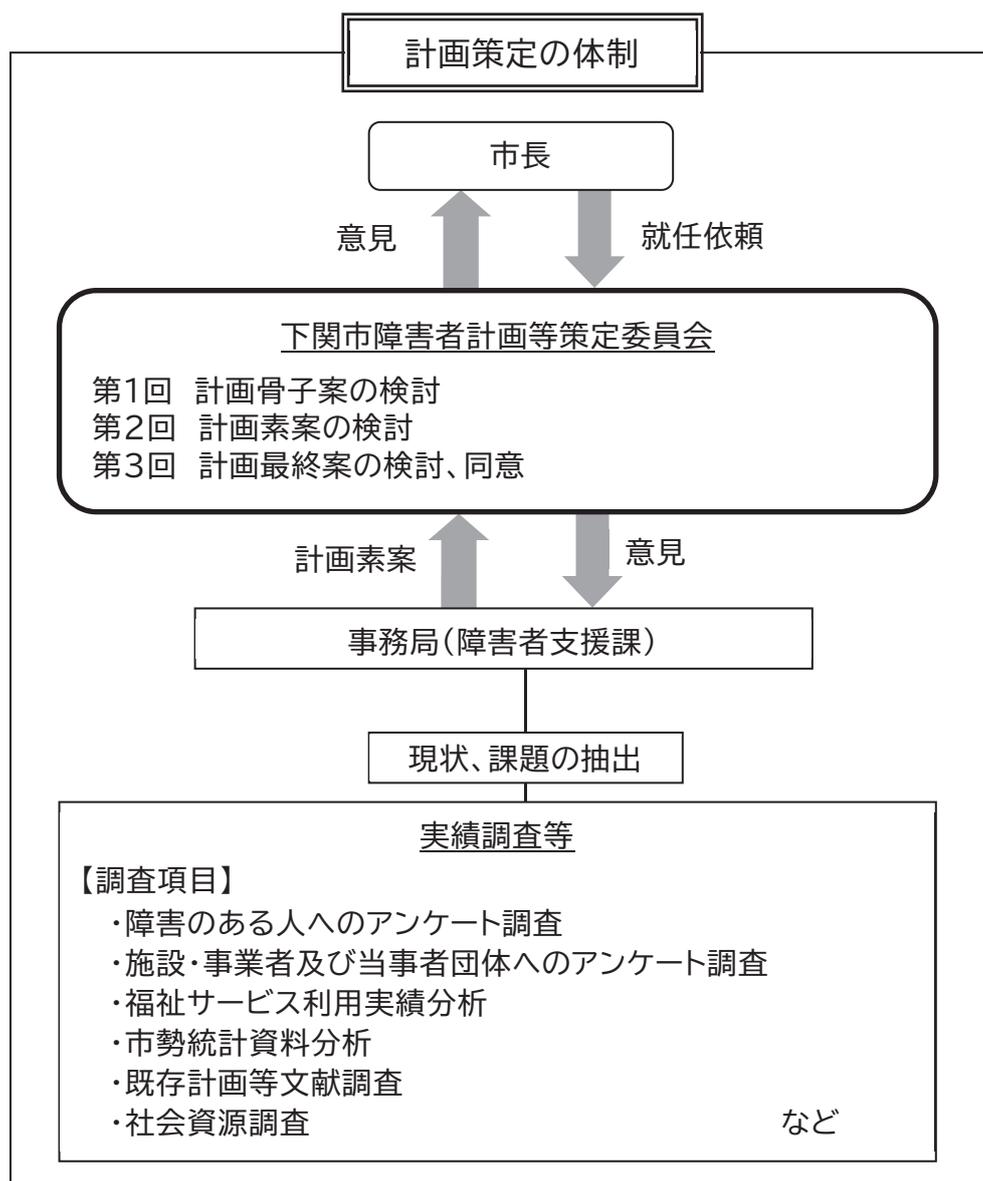
本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者及び精神障害者（発達障害者を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人など（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。

また、障害児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）又は難病の児童を対象としています。

5. 計画の体制

(1) 策定の体制

本計画の策定に当たっては、有識者、関係者、公募によって選ばれた市民で構成される「下関市障害者計画等策定委員会」によって、関係者や市民からの意見の総意を反映しました。



(2) 調査対象者や関係者などの意見収集及びニーズの把握

本計画の策定に当たっては、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向並びに障害者団体及び障害福祉サービス提供施設・事業者の課題・意見を把握するため、以下の調査を行いました。

① 障害者・障害児アンケート調査

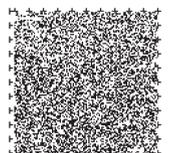
実施時期	令和5年(2023年)8月		
実施方法	郵送配布・回収		
対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者・障害児通所支援利用者から無作為抽出 障害者 2,100人 障害児 400人		
回収状況	障害者	配布数	2,100人
		回収数	1,025人
		回収率	48.8%
回収状況	障害児	配布数	400人
		回収数	199人
		回収率	49.8%

② 障害者関係団体アンケート調査

実施時期	令和5年(2023年)8月		
実施方法	郵送配布・回収		
対象者	本市で活動する障害者関係団体 14団体		
回収状況	配布数	14団体	
	回収数	8団体	
	回収率	57.1%	

③ サービス提供者アンケート調査

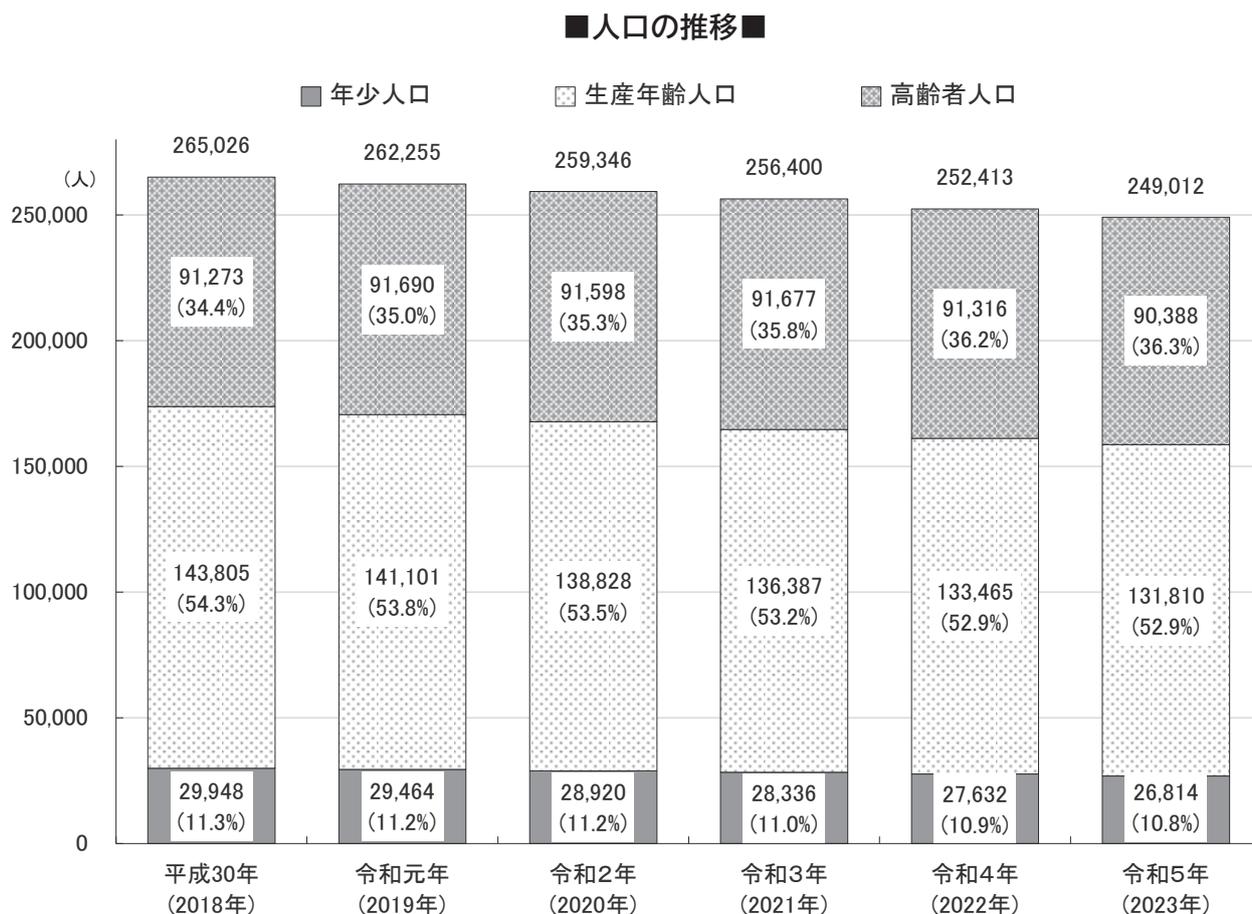
実施時期	令和5年(2023年)8月		
実施方法	メール配布・回収		
対象者	本市に事業所を設置するサービス提供者 179件		
回収状況	配布数	179件	
	回収数	99件	
	回収率	55.3%	



第2章 障害者施策に関する現状

1. 人口の推移

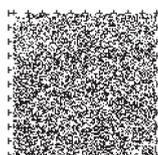
住民基本台帳に基づく本市の総人口の推移をみると、減少傾向が続いています。年少人口と生産年齢人口の割合は減少傾向にある一方で、高齢者人口の割合は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳に基づく市総務課集計数（各年3月31日現在）

（単位：人）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
年少人口（0～14歳）	29,948	29,464	28,920	28,336	27,632	26,814
生産年齢人口（15～64歳）	143,805	141,101	138,828	136,387	133,465	131,810
高齢者人口（65歳以上）	91,273	91,690	91,598	91,677	91,316	90,388
総人口	265,026	262,255	259,346	256,400	252,413	249,012



2. 障害のある人の現状

(1) 障害者手帳所持者(身体・知的・精神)

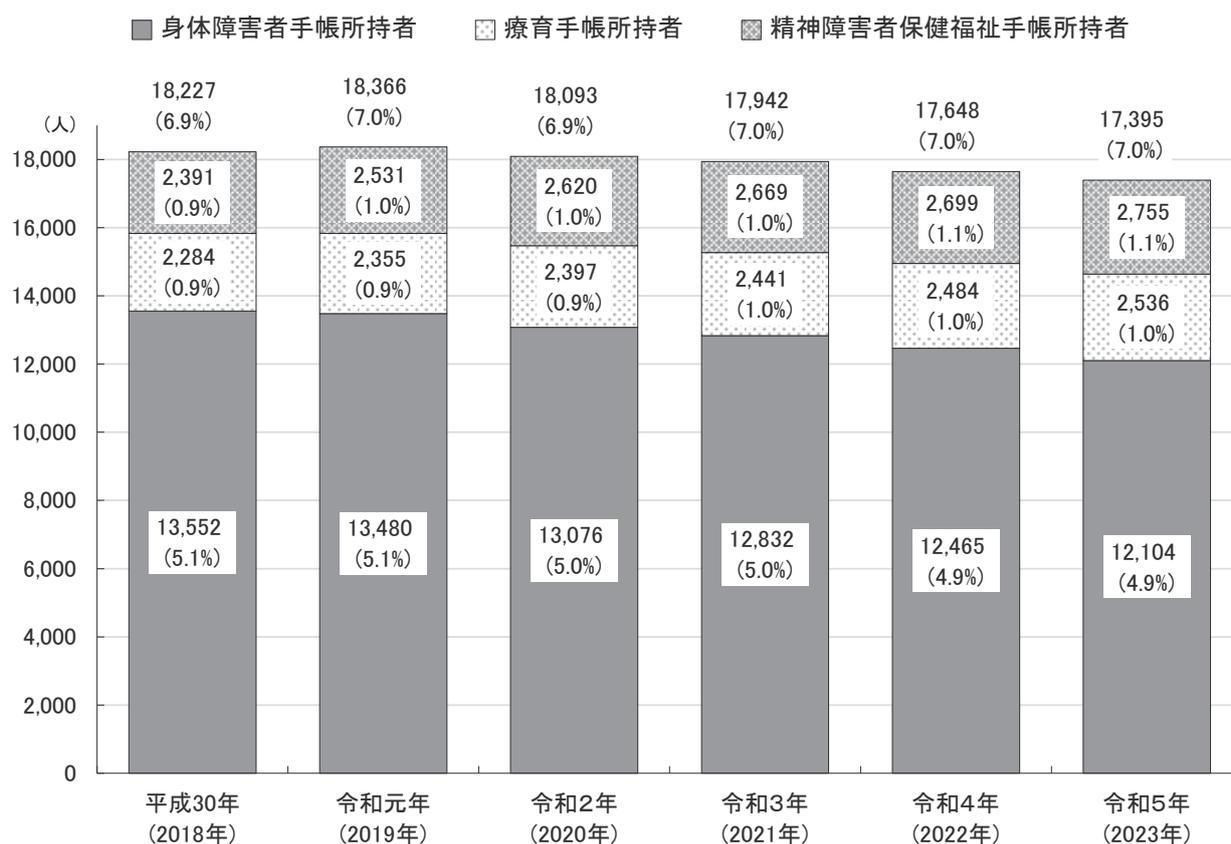
本市における手帳所持者の合計は、令和元年（2019年）以降は微減傾向にあり、令和5年（2023年）を令和元年（2019年）と比較すると、5.3%の減少となっています。

令和5年（2023年）4月1日現在、複数の手帳所持者をそれぞれ1人と数えた場合の手帳所持者数は、17,395人で、住民基本台帳による総人口の7.0%となっており、令和元年（2019年）に6.9%から上昇して以来ほぼ同じ割合で推移しています。

（各手帳所持者数の合計は、複数の手帳を併せ持つ人がいるため、障害のある人の人数ではありません。）

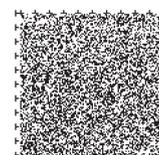
手帳の種類別で見ると、令和5年（2023年）を令和元年（2019年）と比較すると、身体障害者手帳の所持者は10.2%の減少、療育手帳の所持者数は7.7%の増加、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は8.9%の増加となっています。

■手帳所持者数の推移■



※人数の()は、住民基本台帳人口に占める割合

資料：障害者支援課・健康推進課(各年4月1日現在)

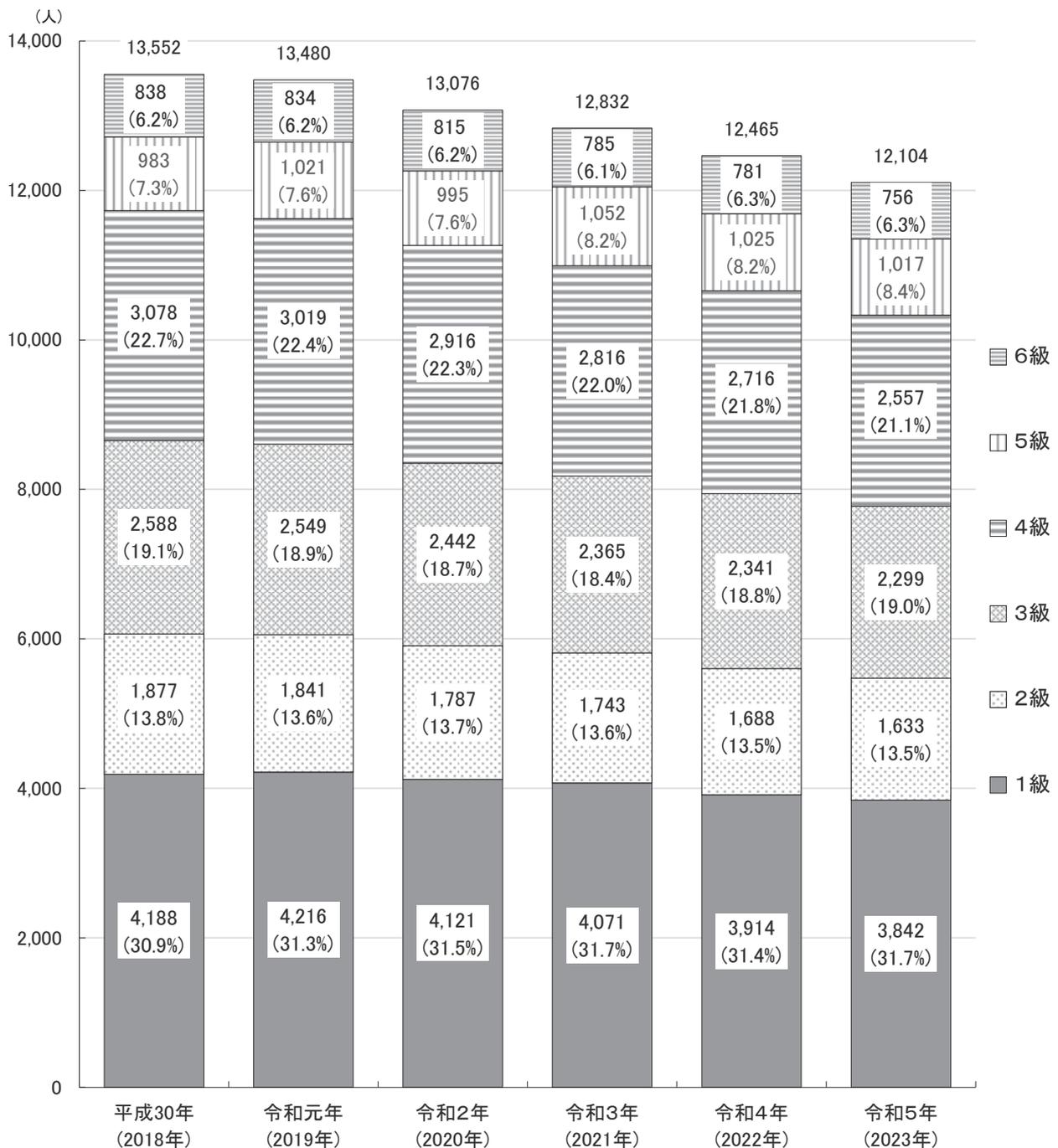


(2) 身体障害者手帳所持者の状況

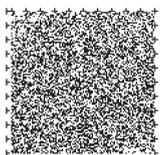
① 等級別

身体障害者手帳所持者数は全ての等級で減少傾向にあり、令和5年（2023年）4月1日現在では12,104人で、住民基本台帳による総人口の4.9%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別) ■



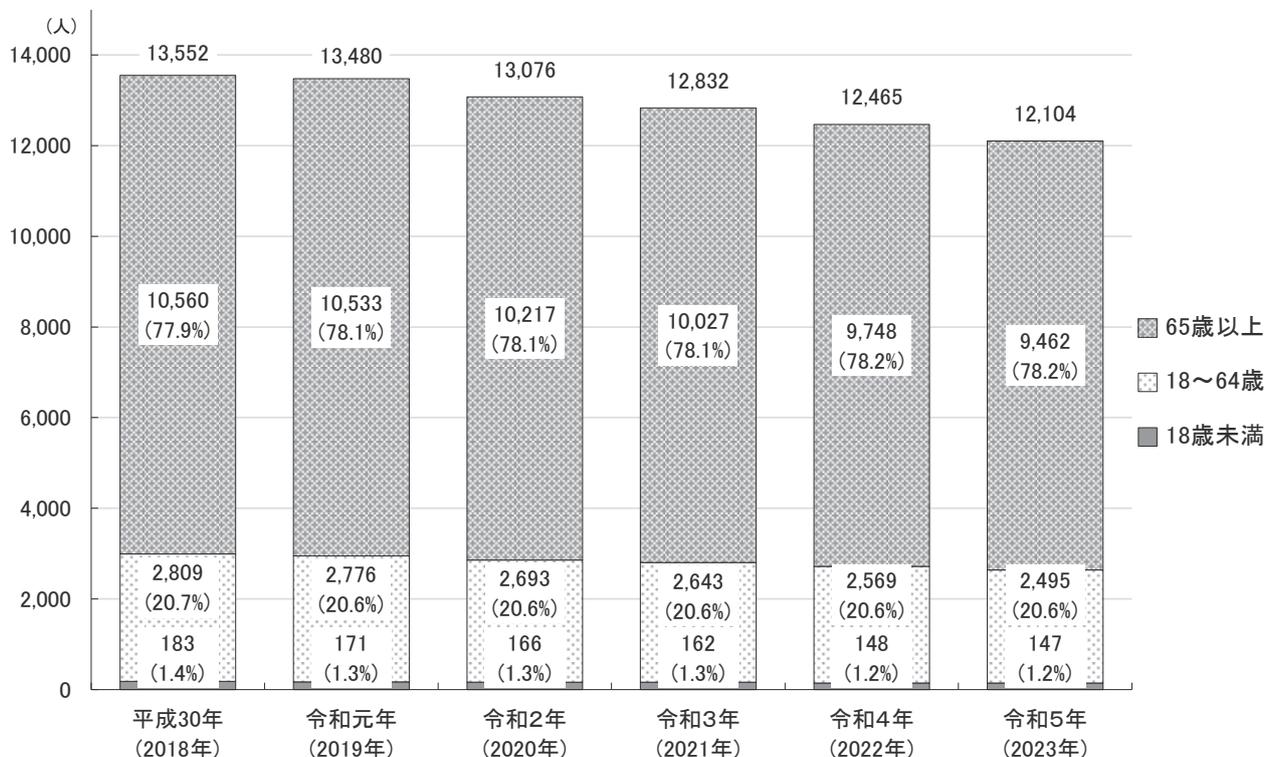
資料：障害者支援課（各年4月1日現在）



②年齢別

令和5年（2023年）における身体障害者手帳所持者の約8割が、65歳以上の高齢者となっており、その割合はほぼ横ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(年齢別)■



資料：障害者支援課（各年4月1日現在）

③障害種類別

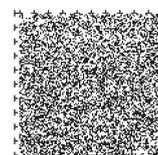
障害の種類別にみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障害、聴覚・平衡機能障害、視覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害の順となっており、それぞれ減少傾向となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)■

(単位：人)

	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)
視覚障害	1,013	997	958	945	922	898
聴覚・平衡機能障害	1,102	1,078	1,057	1,018	1,022	987
音声・言語・そしゃく機能障害	137	148	150	145	140	140
肢体不自由	6,969	6,843	6,565	6,399	6,168	5,905
内部障害	4,331	4,414	4,346	4,325	4,213	4,174

資料：障害者支援課（各年4月1日現在）

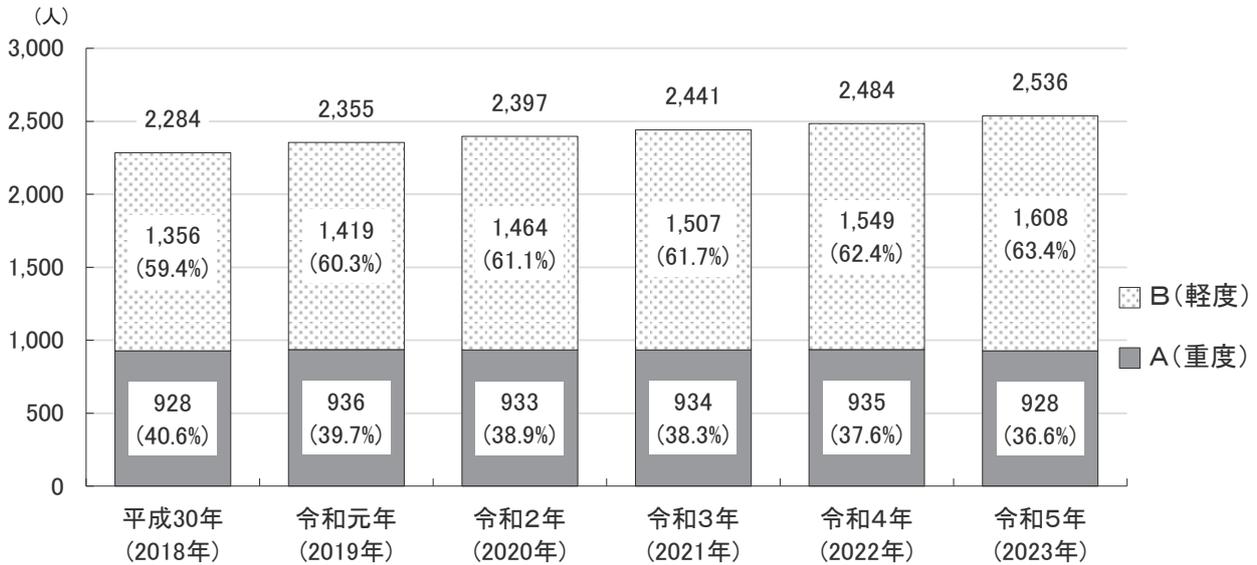


(3)療育手帳所持者の状況

①等級別

療育手帳所持者数は、「A」判定、「B」判定ともに増加傾向にあります。また、「B」判定が約6割を占め、その割合は年々高くなっています。

■療育手帳所持者数の推移(等級別)■

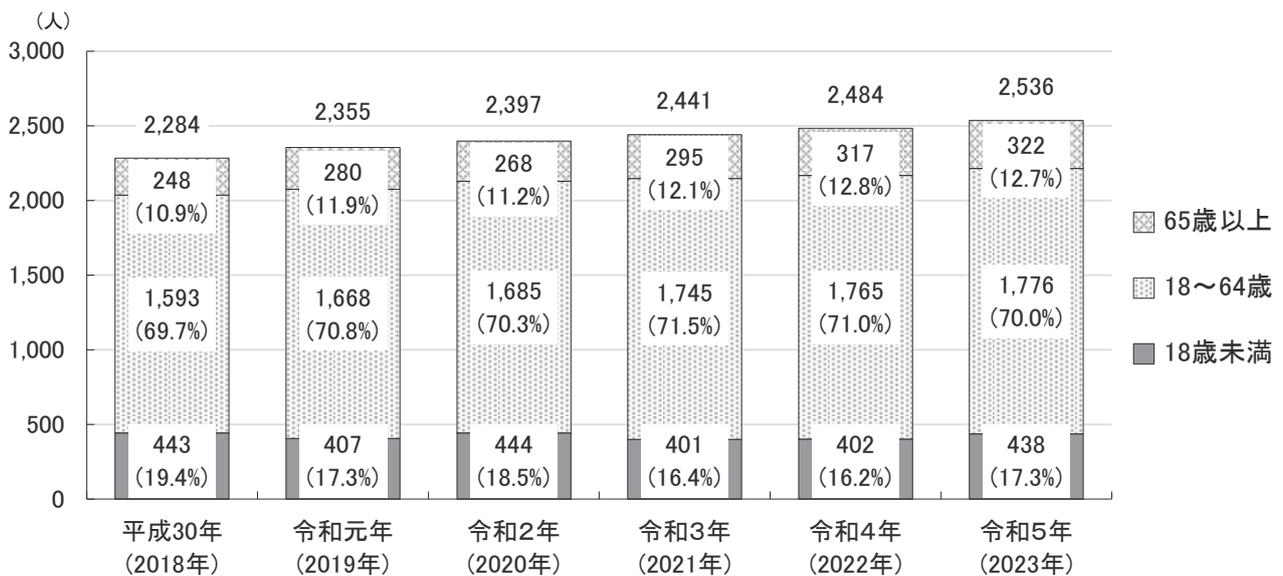


資料:障害者支援課(各年4月1日現在)

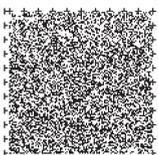
②年齢別

年齢別にみると、18歳以上が約8割となっており、その割合はあまり変化がありません。

■療育手帳所持者数の推移(年齢別)■



資料:障害者支援課(各年4月1日現在)

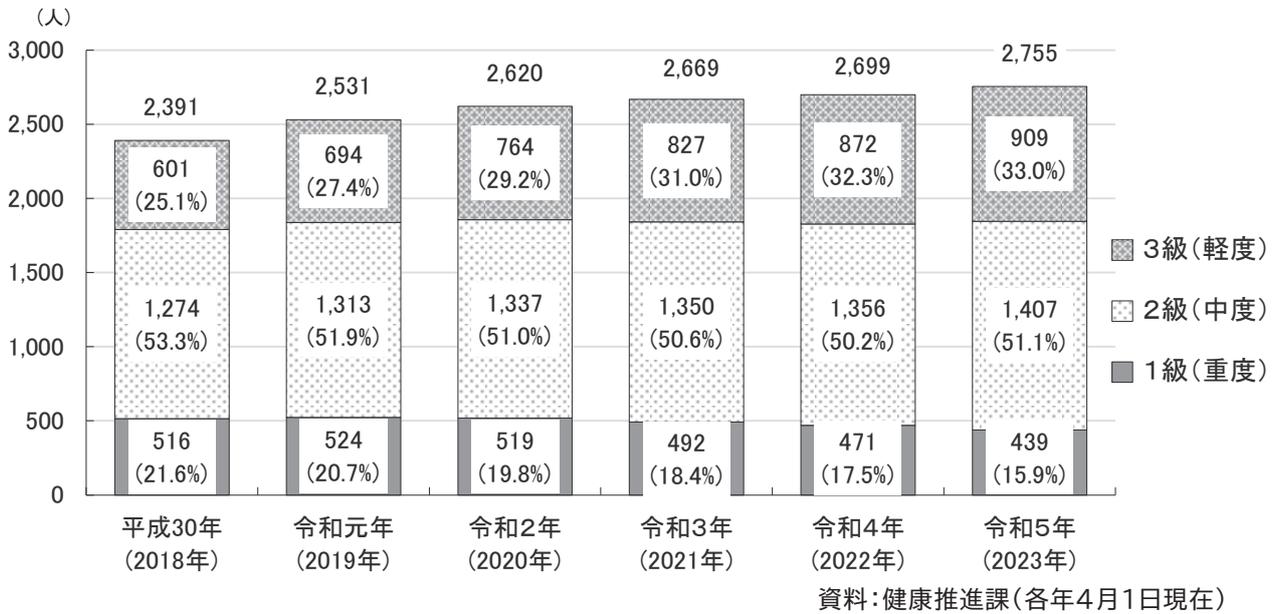


(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にありますが、1級は減少傾向にあり、2級・3級は増加傾向にあります。

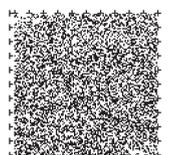
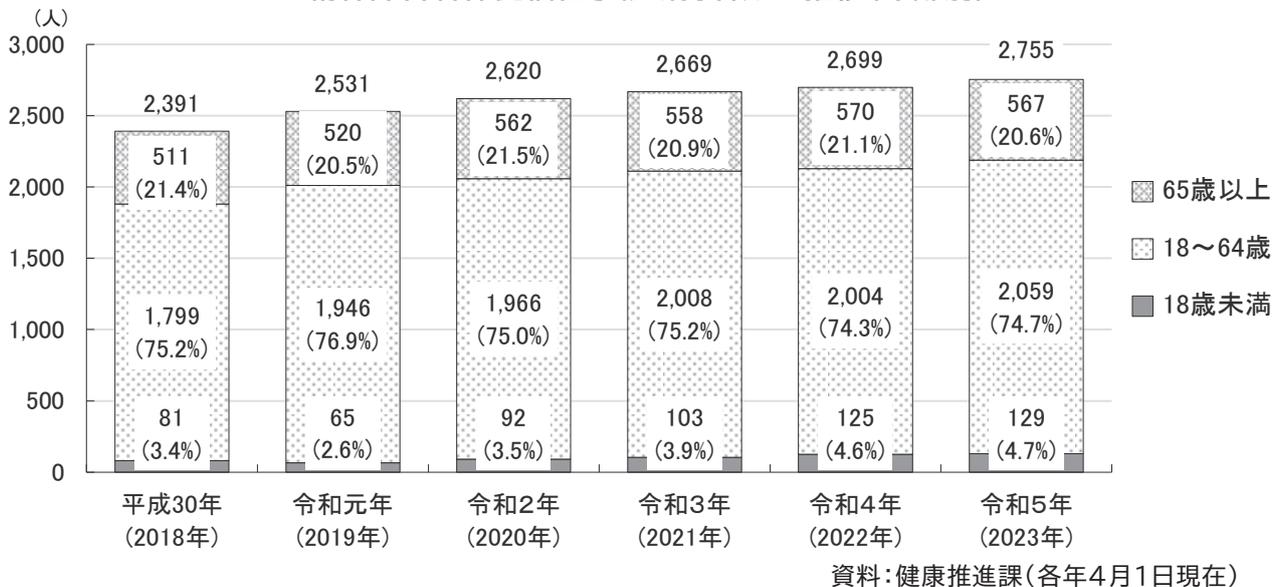
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)■



②年齢別

年齢別にみると、18歳以上が95%以上となっていますが、18歳未満の所持者数を令和5年(2023年)と平成30年(2018年)で比較すると1.6倍に増えています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(年齢別)■



(5) 発達障害者の状況

「発達障害者支援法」において、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

障害児の「障害に関する相談の実施状況」において、令和4年度（2022年度）の発達障害に関する相談者数は平成30年度（2018年度）の約1.5倍となっています。

■発達障害者の推移■

（単位：人）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
相談者数	9,729	8,798	9,853	11,632	12,235
相談者数のうち発達障害	7,289	7,047	8,249	9,951	10,778

資料：障害者支援課

(6) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は増加傾向にあり、年3%程度増加しています。

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、ここ3年ほどは増加していません。

■難病患者の推移■

（単位：人）

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
指定難病	2,288	2,350	2,501	2,461	2,539
小児慢性特定疾病	257	266	280	280	280

資料：健康推進課（各年4月1日現在）

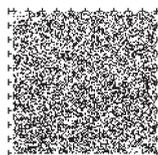
(7) 市内民間企業における障害のある人の雇用状況

障害のある人の実雇用率は年々上昇しており、近年では2.1%を上回っています。

■市内民間企業における障害のある人の雇用状況■

	平成30年 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
常用労働者数（人）	35,187.0	34,794.0	34,251.0	33,699.5	33,645.5
障害のある人（人）	689.0	701.0	721.0	715.5	755.0
実雇用率（%）	1.96	2.01	2.11	2.12	2.24
法定雇用率適用企業数（社）	190	191	193	196	199
達成企業の割合（%）	53.2	56.0	59.1	57.2	56.3

資料：下関公共職業安定所（各年6月1日現在）



第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

障害のある人の福祉に関する最も重要な理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で、自分らしく暮らすことのできるまちを目指します。

2. 基本方針

本計画では、基本理念の実現に向けて本市が取り組むべき障害者施策を総合的に実施するため、次の基本方針に沿って課題への対応を図ります。

基本方針(1)地域支援体制の推進

障害のある人に対する偏見や差別意識をなくし、障害のある人と共に生きる地域社会を実現するために、各種広報手段を活用した啓発・広報活動の充実を図ります。

また、障害のある人が主体的に地域で生活し、その質を高めることができるよう自身の意欲を喚起し、自立のための支援を総合的に推進します。

併せて、「自助」「互助」「共助」「公助」の地域福祉の視点から地域福祉活動の一環であるボランティア活動を通じて、障害のある人が地域で生活しやすい環境づくりに努めます。

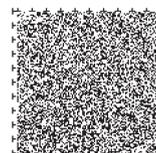
さらに、家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられるとともに、障害の程度によって得られる情報量やコミュニケーションの量に差が生じないように、総合相談体制の確立に努めます。

防災の取組や災害時における障害のある人の避難支援体制の充実に努めるとともに、防犯対策も含めた安全・安心な生活環境の確保を図ります。

■自助・互助・共助・公助の定義

【自助】

市民一人ひとりが、自らの主体的な取組で生活課題を解決することを「自助」といいます。日々の生活で、困ったことが起こったときに自分自身や家族で解決すること、健康づくりや介護予防に取り組み自らの健康を維持すること、自分や家族に必要な情報を自分自身で収集すること、家族を大切にしたり、積極的に地域の人とのつながりを持つこと等が「自助」の取組に当たります。



【互助】

隣近所の住民同士、友人、知人との助け合いや、自治会、民生委員・児童委員、福祉員、市民活動団体、NPO団体、事業者、社会福祉協議会等の地域で活動する団体の支えにより生活課題を解決することを「互助」といいます。近隣の障害者に声をかけること、悩みを聞くこと、その悩みを一緒に解決したり相談機関を紹介したりすること、地域での見守り活動等が「互助」の取組に当たります。

【共助】

制度化された相互扶助のことを「共助」といいます。介護保険や医療保険に代表される社会保障制度及びサービスが「共助」に当たります。

【公助】

公的な制度として、福祉・保健・医療その他の関連するサービスを提供することを「公助」といいます。本計画に基づいて推進する福祉サービスの提供が「公助」に当たります。

基本方針(2)早期療育・教育の充実

早期療育により障害の軽減を図り自立を促進するために、乳幼児期から身近な場所において療育やこれに関連する支援が受けられるよう体制の一層の充実を図ります。

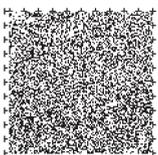
障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域の学校で学ぶことのできるインクルーシブ教育を推進するとともに、それぞれの子どもたちが持つ能力を最大限に伸ばして、社会の中で自立し、一人の個人として役割を果たせるよう基礎・基本となるものを身に付けられるようにします。

このような取組においては、保健・医療・福祉・就労などの関係機関の連携のほか、関係者の障害への理解の促進や指導力の向上に努めます。

基本方針(3)保健・医療の充実

健康診査などにより、疾病を早期に発見し、生活習慣の改善を図るとともに、ライフステージに応じた相談・支援体制の確立を推進します。また、精神障害のある人に対する適切な医療を確保するとともに、社会復帰対策や地域精神保健対策を推進します。

うつ病等、心の健康問題などへ対応するため、メンタルヘルス支援体制の充実を図ります。また、難病対策の充実を図ります。



基本方針(4)就労・雇用の促進

障害者雇用が広がりを見せている現状を踏まえ、地域社会での共生に向け、障害のある人が適性と能力を発揮して就業することができるよう、企業などに対し、雇用に対する理解の促進や、働きやすい環境づくりの働きかけを行う等、支援体制を強化します。

基本方針(5)生活環境の整備

障害のある人が地域で安心して生活でき、地域の活動に参加しやすいよう、建築物や道路、公共交通機関などのユニバーサルデザイン化を進め、障害のある人をはじめ、全ての人が安心・快適に暮らせるまちづくりに努めます。併せて、「合理的配慮」を踏まえたまちづくりを推進します。

また、障害のある人へ配慮した多様な住まいのあり方を検討します。

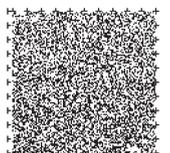
基本方針(6)障害のある人の権利を尊重するまちづくり

共生社会を実現するために、人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、障害のある人の権利擁護を一層推進するための体制づくりに努めます。

併せて、障害のある人に対して必要性が高まる権利擁護の仕組みや、虐待防止の取組について、充実を図るとともに制度の普及に努めます。

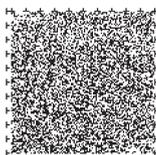
基本方針(7)障害福祉サービスなど提供体制の強化

障害のある人に対する福祉サービスは、「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要なサービス」とされていることから、障害のある人が、できる限り主体的に自立した生活を送れるよう、また生活の質の向上を実現できるように、障害者総合支援法に基づき、利用者本位の考え方に立って、地域資源の活用、障害福祉サービスなど利用のための相談支援の充実、「親亡き後」の生活の場の確保など、サービスの量的・質的充実を図ります。



3. 施策体系

基本理念	計画	基本方針	基本施策	
<p>障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域から必要な支援を受けながら、地域との関わりの中で自分らしく暮らすことのできるまち</p>	<p>障害者計画</p>	1. 地域支援体制の推進	(1) 啓発・広報活動	
			(2) 地域福祉	
			(3) 相談体制	
			(4) 情報提供体制	
			(5) 日常生活における支援	
			(6) 社会参加	
			(7) 防犯・防災対策及び災害時の対応	
			(8) 障害者団体の育成・支援	
			(9) 国際交流	
		2. 早期療育・教育の充実	(1) 障害の早期発見・早期療育	
			(2) 在宅障害児に対する相談、支援の充実	
			(3) 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	
		3. 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの促進	
			(2) 障害のある人の保健・医療の充実	
		4. 就労・雇用の促進	(1) 雇用の拡大	
			(2) 総合的な就労支援施策の推進	
		5. 生活環境の整備	(1) 人にやさしいまちづくりの推進	
			(2) 住まいの整備	
	6. 障害のある人の権利を尊重するまちづくり	(1) 権利擁護		
		(2) 虐待防止		
		(3) 人権啓発活動などの推進と差別解消の促進		
	<p>障害福祉計画（第7期）</p>	1. 障害福祉サービス	(1) 訪問系サービス	
			(2) 日中活動系サービス	
			(3) 居住系サービス	
			(4) 相談支援	
		2. 地域生活支援事業	(1) 相談支援事業	
			(2) 意思疎通支援事業	
			(3) 日常生活用具給付等事業	
			(4) 移動支援事業	
			(5) 地域活動支援センター事業	
			(6) その他の事業	
		3. 令和8年度（2026年度）に向けた成果目標		
		<p>障害児福祉計画（第3期）</p>	1. 障害児支援	(1) 児童発達支援（福祉型）
(2) 児童発達支援（医療型）				
(3) 放課後等デイサービス				
(4) 保育所等訪問支援				
(5) 居宅訪問型児童発達支援				
(6) 障害児相談支援				
(7) 医療的ケア児コーディネーター				
2. 令和8年度（2026年度）に向けた成果目標				

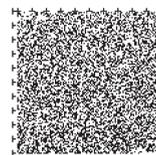


第4章 障害者計画

1. 地域支援体制の推進

現状と課題

- 障害のある人もない人も、共に生きるためには、社会を構成する全ての人々が障害や障害のある人に対する理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を社会全体に浸透させることが重要です。
- 外見からは周囲の人が気づきにくい障害のある人については、その障害の特性や必要な配慮などに関し、一層の理解が求められています。
- 職場や地域の人々の障害への理解を深めるためには、地域福祉における「自助」「互助」「共助」「公助」による地域や住民などによる支え合いが基礎となります。本市においても地域における見守りネットワークづくりやボランティアの養成などの様々な取組を行っています。
- 各種の相談業務については、下関市自立支援協議会を中心に相談支援体制が構築されています。アンケート調査で、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なこととしては、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が第1位にあげられています。この相談窓口には、近くにあること、いつでも相談できること、専門的な相談ができることなどが求められています。
- 障害者差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、あらゆる場面において、障害のある人のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要と位置付けられています。
- 障害のある人の積極的な社会参加を図るためには、社会参加の機会の拡充や交流の場を実現させることが重要です。アンケート調査では、参加したい行事や活動として、「趣味やスポーツなどのサークル活動」、「自治会活動、祭りなどの地域行事」、「文化・スポーツ活動」が上位を占めており、これらを中心とした活動機会の創出が必要と考えます。
- 活動の拠点づくりや情報の収集・提供等とともに、活動団体同士のネットワークを強化することが必要です。
- 障害のある人には、個々の特性による移動やコミュニケーションの難しさがあるため、防犯・防災対策及び災害時の対応は特に重要です。避難生活では厳しい環境下に置かれるため、特に支援が必要になります。アンケート調査では、災害時に一人で避難できると答えた人は4割に留まり、「安全なところまで、迅速に避難することができない」ことが「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」に次いで災害時に困ることの第3位となっており、それぞれ4割以上を占めています。平常時から障害のある人に配慮した防災対策と、災害時の安全確保のための体制づくりが必要です。



施策の方向

(1)啓発・広報活動

①障害に関する正しい理解の促進

- ・市広報誌やホームページをはじめ、新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアの活用などにより、障害や障害のある人、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人への正しい理解の促進に努めるとともに、「心のバリアフリー」の理解促進に取り組みます。
- ・「障害者雇用支援月間」（9月）、「障害者週間」（12月3日～12月9日）、「人権週間」（12月4日～12月10日）の周知を図ります。
- ・「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障害者啓発週間」（4月2日～8日）を中心に、発達障害についての周知を図ります。
- ・「手話言語の国際デー」（9月23日）を中心に、手話についての周知を図ります。

②各種イベントの支援

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもから高齢者まで、様々な人の参加及び交流ができるイベントの実施を支援します。

③福祉に関する学習機会の充実

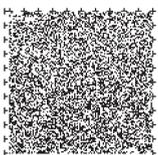
- ・児童生徒が社会福祉に対する理解と関心を深められるよう、新学習指導要領の実施にあわせて、福祉教育のカリキュラムの見直しを行い、学校教育活動全体を通して実践します。計画的に福祉教育に取り組みます。
- ・手話・要約筆記の講習会など、障害に関して学ぶ機会の充実を図ります。

④啓発資料の作成

- ・障害のある人の施策に関するわかりやすい資料の作成に努め、より多くの人に周知します。

⑤障害者関係団体による啓発活動の促進

- ・障害に関して広く市民の理解を深めるため、障害者関係団体との連携・支援をより一層強化し、啓発活動の促進を図ります。



(2)地域福祉

①地域福祉計画の推進

- ・ 下関市地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会などと連携しながら、自治会やまちづくり協議会など地域の各種団体や民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、事業者、保健・医療関係者など、市民グループが行う主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。
- ・ 第4期計画（令和5～9年度）では、これまでの取組を発展させるとともに、社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画と一体的に策定することにより、実効性を高めていきます。

②地域における見守りネットワークづくり

- ・ 少子高齢化等の社会経済情勢の変化がある中で、地域で生活している障害のある人が安心して生活していけるように、地域において高齢者や障害のある人など、支援が必要な人を見守り、支援を行うネットワークの構築に向け、関係機関と検討を進めていきます。

③意思疎通支援に関する人材の育成

- ・ 地域で生活する上で必要とされる盲ろう者向け通訳・介助員、手話通訳者、要約筆記者などの養成講座を充実し、人材の育成を図ります。

④NPO・ボランティア団体などの育成・支援

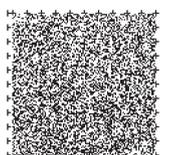
- ・ 地域で活動する人材の発掘及び育成のための研修や交流の場づくりなど、NPOやボランティア団体等の活動の推進を図ります。
- ・ NPOやボランティア団体等の活動をより活性化するため、活動の場の提供や助成制度の情報提供などにより、活動を支援していきます。

⑤情報提供・ネットワーク化の促進

- ・ NPOやボランティア団体の活動状況などの情報や、ボランティアなどに関する講座などのきめ細かい情報提供を行います。
- ・ 交流の場の提供や、団体の情報収集及び提供を積極的に行い、団体間のネットワーク化を促進します。

⑥交流の場づくり

- ・ 障害のある人と地域住民との交流を活発にするため、地域に密着した日常的な取組やイベントなどの企画を支援するとともに、周知を進めていきます。



(3)相談体制

①相談窓口の充実

- ・行政における情報提供、相談対応の充実に努めるとともに、各関係機関と連携して相談体制の充実に図ります。

②相談支援の充実

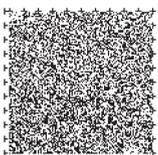
- ・相談支援事業者、下関市基幹相談支援センターなど関係機関との連携をさらに強化し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介など、相談支援の充実に図ります。
- ・医療ソーシャルワーカーなど他の分野の相談支援との連携により、障害のある人の相談支援体制の充実に推進します。
- ・発達障害のある人については、市内の専門相談機関や山口県発達障害者支援センターと連携し、支援体制の充実に努めます。
- ・障害のある人やその家族が、同じ障害のある人やその家族からの相談支援を受け、問題解決につなげるピアカウンセラーの養成にも取り組むなど、障害のある人の立場に立った相談支援体制を整備します。
- ・障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じて、意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

③自立支援協議会の充実

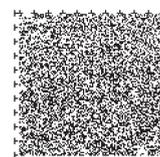
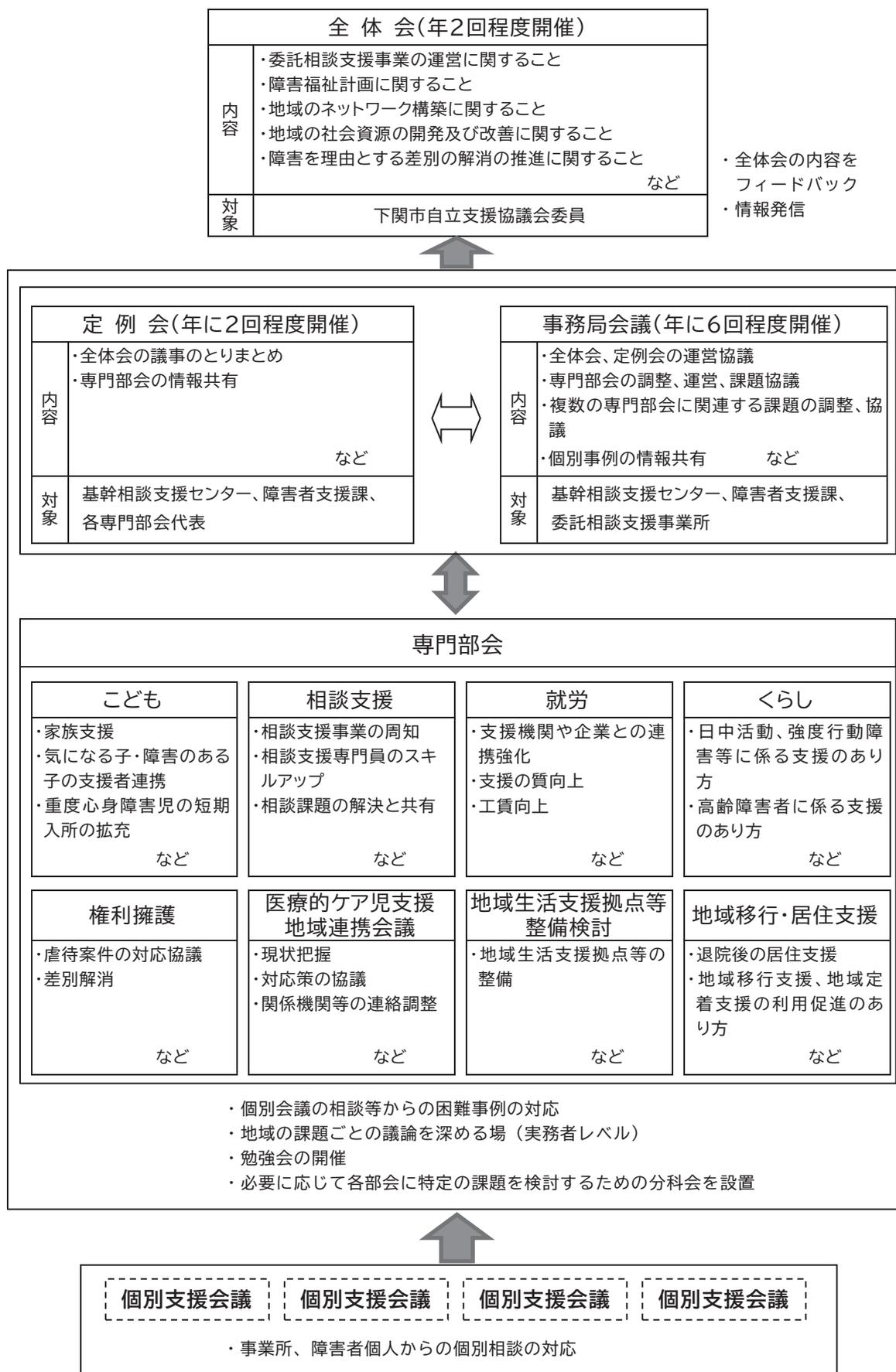
- ・本市の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす下関市自立支援協議会において、関係機関の相互連携とよりわかりやすい相談支援体制づくりに関する検討を継続的に進めるとともに、地域の社会資源の開発や改善に努めます。今後も全体会の定期的な開催のほか、各部会において活動を進めていきます。

④障害のある人に対するケアマネジメントシステムの構築

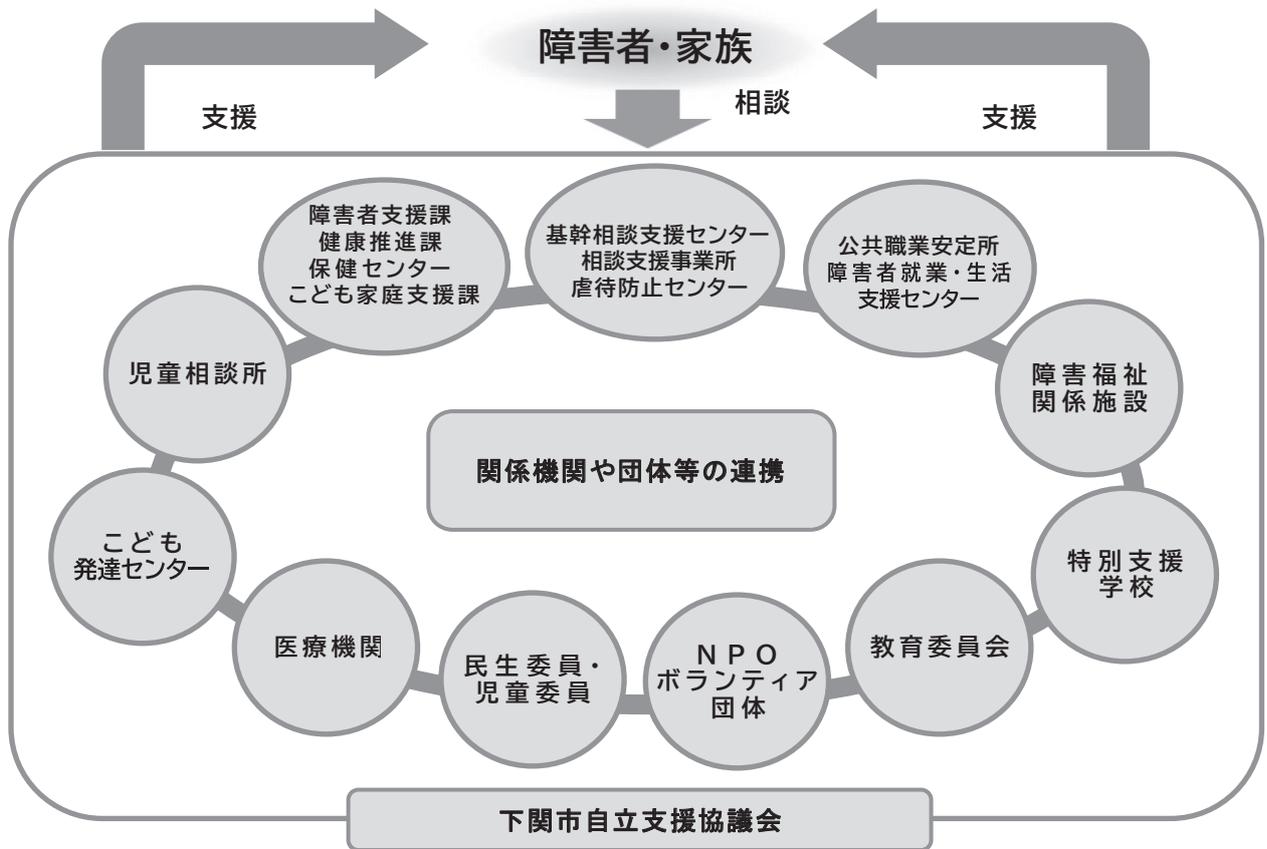
- ・サービスなど利用計画作成の対象者が全員となったことを踏まえ、対応可能なケアマネジメントシステムの体制構築を進めます。
- ・全ての障害福祉サービス利用者に対して、モニタリングを実施し、個々の利用者の実情にあった適切なサービスの提供に努めます。



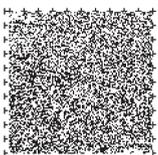
■ 下関市自立支援協議会構成図 ■



■相談支援体制図■



支援組織	支援内容
下関市自立支援協議会	・委託相談支援事業の運営に関すること ・支援の難しい困難事例への対応のあり方
基幹相談支援センター 相談支援事業所	・障害福祉サービスの利用援助 ・ピアカウンセリング ・社会資源活用支援 ・権利擁護 ・専門機関の紹介
虐待防止センター	・虐待に関する相談
公共職業安定所 障害者就業・生活支援センター	・専門官による職業訓練
障害福祉関係施設	・障害福祉サービス相談 ・生活相談
特別支援学校	・教育相談 ・就学相談 ・生活相談
教育委員会	・教育相談 ・就学相談
NPO・ボランティア団体	・一般的な生活相談 ・障害についての一般的な相談
民生委員・児童委員	・一般的な生活相談
医療機関	・医師などによる専門的な相談
こども発達センター	・早期療育相談
児童相談所	・児童の心身障害についての相談 ・発達障害についての相談 ・緊急保護
障害者支援課	・障害についての一般的な相談 ・情報提供 ・障害福祉サービス制度に関する相談 ・虐待に関する相談 ・障害児に対する福祉サービスや制度に関する相談
健康推進課	・精神保健相談 ・難病相談 ・健康に関する相談
健康推進課・保健センター	・乳幼児健診 ・育児相談 ・子どもの健康に関する相談
こども家庭支援課	・家庭児童相談に関すること



(4) 情報提供体制

① アクセシビリティの推進

- ・ 行政情報の提供などに当たっては、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、「アクセシビリティ」に配慮します。
- ・ 「しものせきウェブアクセシビリティガイドライン」に沿って、誰もが見やすく、使いやすいホームページづくりを推進します。

② 各種広報媒体の活用

- ・ 市ホームページをはじめ、各種広報媒体を活用し、福祉サービスや制度の紹介を行い、周知を図るとともに、サービスなどが複雑化しているため、よりわかりやすい内容となるよう努めます。

③ 障害の種類に配慮した情報伝達手段の充実

- ・ 視覚障害のある人に対する点字図書や録音図書の整備を進め、点字及び声の広報を継続して発行するとともに、音声コードを活用した情報の提供に努めます。
- ・ 聴覚障害のある人の活動を支援する手話奉仕員・要約筆記者などの養成及び派遣を行います。
- ・ 盲ろう者の活動を支援する通訳・介助員などの養成及び派遣を行います。

(5) 日常生活における支援

① 補装具費の支給

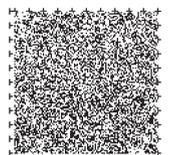
- ・ 身体上の障害を補うための補装具の購入、修理の費用を支給します。
- ・ 制度については、引き続き、ホームページや市報、窓口などでの周知に努めます。

② 手当・給付金の実施

- ・ 障害児福祉手当、重度障害者特別給付金など、各種手当や給付金の支給を実施します。
- ・ 心身障害者扶養共済制度の周知を図り、加入を促進します。

③ 経済的負担の軽減

- ・ 障害のある人に対する税制上の優遇措置や移動及び交通にかかる各種助成制度の周知を図り、経済的負担を軽減します。
- ・ 障害福祉サービスの利用にかかる負担が適正な範囲に維持されるように、今後とも国や県への働きかけを行います。



④高齢の障害のある人への生活支援

- ・ 障害福祉サービス利用者の高齢化を考慮し、高齢者施策との連携を図るとともに、障害福祉サービスから介護保険制度へのスムーズな移行ができるよう努めます。
- ・ 介護保険制度で対応できない支援に関しては、障害福祉サービス支給決定基準ガイドラインに基づき、適切なサービスの提供を行います。

⑤強度行動障害のある人への生活支援

- ・ 強度行動障害のある人に対するサービスのニーズ等を確認し、総合的な支援体制の整備を図ります。

⑥家族介護者などの支援

- ・ ヤングケアラーをはじめとして、障害のある人の介護をしている家族や保護者などが悩みや不安を抱え込まないように、相談支援体制の充実を図り、心配や不安の軽減に努めます。
- ・ 家族会などと連携しながら交流会などの開催を支援し、同じ悩みや不安を共有し、解決につなげるための場を設けることに努めます。
- ・ 保護者や家族の入院や通院、兄弟姉妹の学校行事、冠婚葬祭や地域活動への参加、介護者のレスパイトなど、家族介護者などの状況に応じた柔軟な障害福祉サービスの提供を図ります。

(6)社会参加

①スポーツ活動の推進

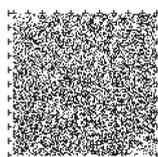
- ・ 下関市総合体育館を中心としてポッチャ大会などの下関市障害者スポーツ大会やスポーツ教室を開催し、スポーツ及びレクリエーション活動への参加やスポーツを通じた交流を促進するとともに、市報などにより、一層の活動の周知に努めます。
- ・ 障害者スポーツ大会などの参加を支援し、参加機会の拡大と競技力の向上に努めます。
- ・ 障害のある人へのスポーツ指導の経験や専門的知識を持った指導員やボランティアの育成に努めます。

②文化・芸術活動

- ・ 障害のある人や障害者団体などによる文化・芸術活動への取組を支援します。
- ・ 手話通訳や要約筆記などのボランティアを派遣し、障害のある人が講演会や芸術活動などへ参加しやすい環境づくりに努めます。

③生涯学習活動の推進

- ・ 障害のある人が、気軽に、生涯学習活動に参加できるよう、広報や環境の整備に努めます。



④公共施設の利用促進

- ・ 体育施設、文化・観光施設について、施設利用料の割引を行い、障害のある人の利用を促進します。

⑤外出支援の充実

- ・ 屋外での移動が困難な障害がある人を支援する「移動支援事業」制度のあり方を検討します。
- ・ 福祉タクシー券交付制度や有料道路通行料金割引、自動車運転免許取得や自動車改造費の助成など、移動及び交通にかかる各種助成制度の周知を図り、利用を促進します。
- ・ 「下関市福祉有償運送運営協議会」において、福祉有償運送の事業の内容に関する協議を行います。

(7)防犯・防災対策及び災害時の対応

①悪徳商法被害の未然防止

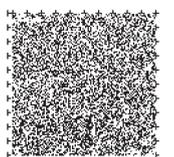
- ・ 消費生活センターと連携し、悪徳商法の手口などの情報提供及び消費者啓発に取り組みとともに、障害のある人の特性に配慮した消費生活相談の充実に努めます。

②地域における防犯・防災体制の強化

- ・ 講習会や防災訓練を通じて、障害のある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。
- ・ 防災に関するパンフレットの作成及び配布や避難所案内の設置を検討します。
- ・ 各種ハザードマップを更新する際は、利用される方々のご意見を参考にしながら、よりわかりやすいものとなるよう検討していきます。
- ・ 地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 自助・互助・共助を強化するため、地域の防災リーダーとなる防災士の養成及び育成を進めます。
- ・ 詐欺被害を減少させるため、障害のある人への防犯関連情報の周知を進めていきます。

③災害時における支援体制の推進

- ・ 「下関市地域防災計画」に基づき、避難行動要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導などの支援体制の充実を図ります。
- ・ 個人情報の保護に留意し、地区を担当する民生委員・児童委員などと連携して、支援体制の整備を図ります。
- ・ 避難行動要支援者名簿の更新を行い、要支援者の情報の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成など、緊急時の迅速な支援が可能な体制づくりを行います。



④災害時などの情報発信

- ・ 下関市防災メールへの登録者数の増加を図るとともに、エリアメール、ラジオ放送など、あらゆる情報伝達手段を利用し、障害のある人が、災害や緊急時に、障害の特性に応じた避難場所や防災対策などの情報を入手できるように努めます。
- ・ 障害のある人が、災害時にすぐに情報が得られるよう、隣近所など身近な人たちによる声かけや自主防災組織などを通じた情報伝達ができる体制づくりに努めます。

⑤避難場所の整備

- ・ 災害時の避難場所の確保に努めるとともに、特別な支援を要する人に対しては、社会福祉法人などと連携し、福祉施設を活用するなど、福祉避難所などの拡充に努めます。

(8)障害者団体の育成・支援

①団体活動の周知

- ・ 障害者団体が行き組む活動の情報発信を行い、活動への理解や行事への参加を促進します。

②団体への活動支援

- ・ 団体の主体性を尊重しながら、団体の運営費や福祉大会などへの補助などにより、活動を支援します。

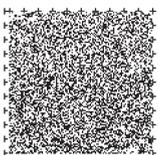
(9)国際交流

①国際交流活動の推進

- ・ 姉妹・友好都市を中心に、市民レベルでの交流、文化及びスポーツ活動による交流を促進するとともに、障害のある人に関する国際イベントなどに参加しやすい環境づくりに努めます。

②在住外国人に対する支援

- ・ 福祉制度などのわかりやすい周知に努めるとともに、相談しやすい体制づくりを検討します。



2. 早期療育・教育の充実

現状と課題

- 発達の遅れや障害のある子どもの能力を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育への取組が重要であり、本市では、健診時での早期発見の視点から母子保健事業に取り組んでいます。
- 「下関市こども発達センター」では、臨床心理士などの専門支援員を配置した発達支援室を中心として、子どもの発達に関する相談などに応じる相談支援事業や、在宅障害児療育支援事業、児童発達支援、療育等支援事業により、子どもや保護者だけでなく、幼稚園、保育園、こども園などの施設への支援を行っています。
- 保育については、市内の全ての保育園及びこども園で、障害のある児童を受け入れています。
- 教育については、本市では、子どもの「生きる力」を育むため、関係機関との連携を通じて、特別支援教育の推進や特別支援学校での進路指導などきめ細かな教育を推進しており、インクルーシブ教育の取組の強化も進めています。
- アンケート調査では、学校教育において困っていることとして、「友だちとの関係づくり」、「教職員による指導・支援」、「通学や通園の送り迎えなど」が上位にあがっており、このような意見への対応が求められています。

施策の方向

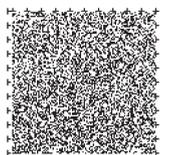
(1) 障害の早期発見・早期療育

① 母子保健事業の推進

- ・ 乳幼児健康診査や家庭訪問による保護者への支援の充実を図ります。
- ・ 乳幼児発達クリニック、子どもの心とからだの相談室、乳幼児発達支援学級などの相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 5歳児発達相談事業を推進し、就学に向けた支援の充実を図ります。
- ・ 母子保健事業などを通じて、発達が気になる乳幼児を早期発見するとともに、不安などを抱える保護者へ寄り添い、適切な支援につなげていきます。
- ・ ペアレントプログラムを活用し、支援者の養成と保護者への支援体制の充実を図ります。

② こども発達センターの充実・強化

- ・ 下関市の療育における中核施設として、総合的な療育相談支援、訓練指導体制の充実・強化を図ります。
- ・ 幼稚園、保育園、こども園などの施設への療育に関する支援の充実を図ります。
- ・ 子どもの発達段階に応じた、集団及び個別指導による療育訓練など（在宅障害児療育支援、障害児通所支援、療育等支援）の充実を図ります。



- ・子どもの療育に対する需要の高まりに対応するため、今後も、質と量の両面で、療育体制のより一層の充実を図ります。
- ・総合支所管内の療育拠点としての「下関市こども発達センター豊浦」における「障害児通所支援事業」と、下関市立中央こども園に併設している「下関市こども発達センターどーなつ」における未就学児の療育支援機能の充実・強化を図ります。

③民間による障害児通所支援事業の整備促進

- ・利用ニーズが増加している状況を踏まえ、児童発達支援、放課後等デイサービス事業など、民間の療育施設の拡充を図ります。
- ・質の高いサービスが提供されるよう、特に新規開設の事業所には、職員の知識や技術の向上のための研修の受講を促し、自立支援協議会などを通じ、関係機関との連携や交流などによる資質の向上を図ります。

④関係機関の連携

- ・保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携を強化し、療育システムの充実を図ります。
- ・こども発達センター、特別支援教育センター（山口県立下関総合支援学校）、視覚障害教育センター・聴覚障害教育センター（山口県立下関南総合支援学校）、山口県発達障害者支援センター等の関係機関が連携しながら、様々な障害について、障害のある子どもの支援体制の充実に努めます。
- ・乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、関係機関との連携を強化します。
- ・市と下関市こども発達センター診療所とが連携し、専門医により、障害の疑いのある子どもの早期診断を行うことで、支援の必要な子どもを、療育・教育機関へスムーズにつなぎます。

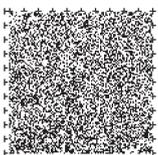
(2)在宅障害児に対する相談、支援の充実

①相談体制の充実

- ・早期療育の観点から、小学校就学前施設などにおける早期発見と保護者支援が適切に行われるよう、こども発達センターや相談支援事業者、その他関係機関の連携を強化します。
- ・障害のある子ども本人の意思の形成を支援し、自己決定を尊重する観点から、相談支援専門員や児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じて、意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

②生活支援の充実

- ・心身に障害のある子どもとその保護者を対象に、発達に応じて、在宅での生活を支援するサービスを行い、重度の心身障害児に対しては手当の支給を行います。
- ・日中一時支援など、障害のある子どもを預かるサービスの充実・拡大に努めます。



- ・放課後児童クラブなどについては、必要時には、関係者間で協議を行い、対応を検討します。
- ・地域のボランティア・NPO団体などが主体的に行う居場所づくり・交流の場づくりを促進します。

③教育支援体制の充実

- ・一人ひとりの希望に応じた教育を行うことができるように、早期からの就学相談や就学の情報提供など、相談時間や相談の機会の確保に努めます。

④障害に対する理解の促進

- ・発達障害を含む障害の理解の促進、情報の周知、ノーマライゼーションの理念のさらなる普及啓発を図るため、周知方法などについて検討していきます。
- ・「心のバリアフリー」を着実に広げていくため、保育や教育の分野と連携し、幼児期、学童期の時期から、障害のある人への理解の醸成に取り組みます。

⑤障害児保育の推進

- ・一人ひとりの障害の種類・程度に応じ、家庭や専門機関との連携を密にしたきめ細かな保育を実施します。
- ・地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、障害のあるなしにかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、保育園などにおける受入枠の確保と支援体制の充実を図ります。

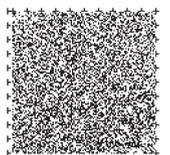
(3)子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

①特別支援教育の推進

- ・障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導と支援を通じて「生きる力」を育み、地域の関係機関と連携しながら、自立と社会参加につながる特別支援教育を推進します。
- ・障害のある児童生徒の就学支援体制の確立を図るとともに、特別支援教育支援員の配置の充実を図ります。
- ・特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上、校内支援体制の確立に取り組みます。
- ・障害のある子どもの特性に応じた特別支援学級及び通級指導教室の整備を推進します。

②特別支援学校の進路指導との連携強化

- ・一人ひとりの状況に応じた自立を支援するため、特別支援学校の進路指導及び関係機関との連携強化を図り、保護者や児童生徒への進路に関する情報提供を充実させます。



■発達段階に応じた相談支援体制■

早期発見

健康推進課・保健センター

- 育児相談・電話相談・家庭訪問
- 健康診査(1 か月児・3か月児・7か月児・1歳6か月児・3歳児)・3歳児健康相談(歯科健康診査・歯科保健指導を含む。)
- 幼児(5歳児)発達相談
- 乳幼児発達クリニック・子どもの心とからだの相談室

- ・医療機関
- ・児童相談所
- ・保育園等
- ・教育機関

早期療育

下関市こども発達センター

- 児童発達支援・放課後等デイサービス
- 発達支援室
- 在宅障害児療育支援事業「キッズハウス」
- 相談支援・療育支援

下関市こども発達センター診療所

障害児通所支援事業所

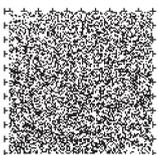
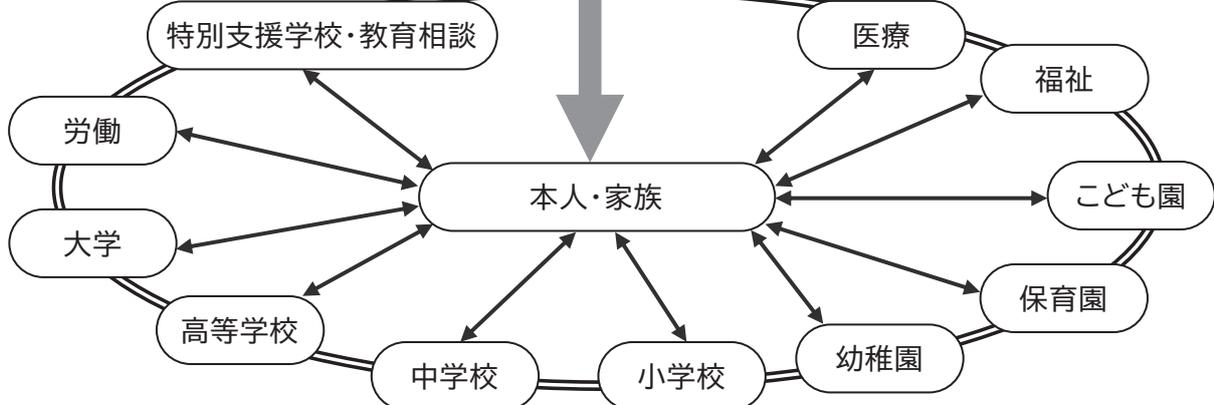
- 児童発達支援・放課後等デイサービス

通級指導教室幼稚部

- 教育相談
- 通級指導

- ・医療機関
- ・児童相談所
- ・保育園等
- ・教育機関

教育



3. 保健・医療の充実

現状と課題

- 障害のある人が高齢化するにしたいがい、健康診査や生涯を通じた健康づくりは欠かせません。
本市では、定期健診や「ふくふく健康21」に基づく健康づくりを行っており、これらをより一層発展させ、健康づくりの促進に努める必要があります。
- 本計画における障害のある人の保健・医療の充実では、難病患者に対する施策の推進をはじめ、障害の原因となる疾病などの予防・治療、精神保健・医療の適切な提供、保健・医療を支える人材の育成・確保などが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、『社会とのつながりの再構築』と『主体的な健康づくりの実践』を同時に進めていく必要があります。

施策の方向

(1)健康づくりの促進

①生涯を通じた健康づくりの推進

- ・「ふくふく健康21」に基づき、乳幼児期から高齢期までの世代ごとの課題に応じた健康づくりを推進します。
- ・広報活動については、地域の末端まで届けられるよう市報や自治会回覧などの従来の手法に加え、自治会などとの連携による戸別訪問など、さらなる充実を図ります。

②健康診査の充実

- ・疾病及び障害の発生を防ぎ、健康づくりを支援するため、健診の必要性への意識付けや受診勧奨をするとともに、健診が受けやすい体制づくりを構築します。
- ・健診後のフォロー体制の充実に努め、早期治療へとつなげます。

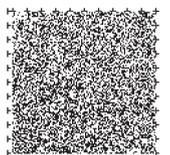
(2)障害のある人の保健・医療の充実

①医療費助成制度の実施

- ・「障害者総合支援法」による、自立支援医療の給付を実施します。
- ・重度心身障害者医療費助成を実施します。

②医療体制の充実

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携のもと、障害のあるなしにかかわらず必要なときに適切な治療を受けることができるように、在宅診療も含めた診療機能の向上を働きかけます。



③リハビリテーション体制の充実

- ・医療機関などと連携しながら、医学的なりハビリテーション基盤の確保に努めます。

④難病患者への支援

- ・難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健、医療及び福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。
- ・医療費助成の対象疾患の拡大により、今後も対象者の増加が見込まれ、また、障害者総合支援法には、難病患者への良質な医療の確保と療養生活の環境整備をすることが明記されています。
- ・地域の実情に応じた難病患者への支援体制の整備が求められており、相談支援体制の充実と、地域の関係機関の連携強化に取り組みます。

⑤精神保健福祉施策の推進

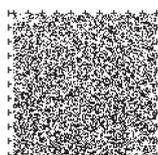
- ・精神障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。
- ・支援を必要とする方が適切な相談窓口を活用できるよう、相談窓口や実施している事業の周知方法をさらに工夫していきます。
- ・庁内外の各相談機関が適切に相談対応できるよう、相談支援機関職員の技術向上と関係機関の連携をさらに強化します。
- ・精神科医療機関と連携し、精神疾患の早期発見及び早期治療に努めるとともに、障害福祉など関係機関との連携により円滑な社会参加に向けた支援に努めます。

⑥メンタルヘルスの支援体制

- ・保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携し、メンタルヘルスに関する相談支援体制を構築し、精神障害の早期発見・早期受診を図ります。
- ・ストレスチェック制度が義務化されるなど、職場におけるメンタルヘルス対策は今後さらに求められており、関係機関からの相談や、出前講座の依頼の増加が見込まれるため、体制を強化していきます。

⑦自殺予防対策

- ・自殺予防対策の検討・実施など、予防対策を講じるとともに、関係機関・行政職員・市民などを対象とする啓発・研修を実施します。
- ・自殺予防対策においては、保健・医療・福祉・教育・就労などの各関係機関がそれぞれの取組を展開するとともに、各機関が連携して取り組む必要があるため、連携体制を強化します。



4. 就労・雇用の促進

現状と課題

- アンケート調査では、現在収入を伴う仕事をしていない人の16%が、「今後収入を伴う仕事をしたい」と回答しており、一般就労を希望しながら、実際には仕事に就けていない障害のある人が一定数存在することがうかがえます。
- 雇用分野における障害のある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が新たに規定された「改正障害者雇用促進法（平成28年（2016年）4月に施行）」に基づき、障害のあるなしにかかわらず均等な機会と待遇の確保、環境の整備を促進することが必要となり、令和元年（2019年）の改正・施行では、障害者が働きやすい環境を作ること、さらに令和4年（2022年）の改正では事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることが明確化されました。
- 障害児のアンケート調査では、障害のある人が企業などで働くためには、障害の特性に合った「職場に定着するための支援（ジョブコーチなど）」や「働く能力を身に付けるための職業訓練」が求められています。

施策の方向

(1)雇用の拡大

①法定雇用率の達成

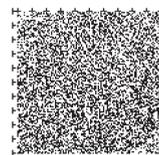
- ・ 法定雇用率や助成金などの各種制度を周知し、関係機関と連携して、雇用率未達成企業の解消に努めます。今後は、山口県等関係機関と連携し、より一層の法定雇用率の向上を図ります。
- ・ 企業内の「障害者雇用推進者」の設置を促進し、「障害者雇用推進者」を活用した連携を図ります。
- ・ 障害者雇用を先導するため、市における障害者雇用率の遵守・向上と障害のある人の計画的な雇用を図ります。

②「障害者雇用支援月間」の啓発

- ・ 毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障害のある人の雇用の促進及び「改正障害者雇用促進法」の周知のための啓発活動を行います。

③相談体制の充実

- ・ 公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、山口障害者職業センターと連携し、障害のある人の雇用に関する相談体制の充実を図ります。



(2)総合的な就労支援施策の推進

①障害福祉サービスにおける支援の推進

- ・一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、一般企業への雇用移行支援を行う「就労移行支援」を推進し、それぞれの人にあった職場探しを支援します。
- ・一般企業への就労が困難な人に対して、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労継続支援」を推進します。
- ・今後も、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携した雇用促進及び職場定着支援の促進を図ります。
- ・重度障害のある人が、通勤や職場などにおいて、必要な支援を受けることができる環境づくりを図ります。

②障害者就業・生活支援センターとの連携

- ・就労を促進するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援担当者を配置し、就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対して、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

③雇用の機会の提供

- ・障害者トライアル雇用奨励金制度を活用して、公共職業安定所や事業所との連携を図り、障害のある人を一定期間試行的に雇用する機会を提供して求職者と企業との出会いの場を設け、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

④職場への定着支援

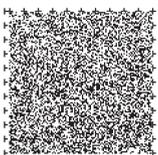
- ・山口障害者職業センターの職場適応援助者（ジョブコーチ）の利用を促進し、障害のある人の職場への定着を支援するとともに、引き続き、関係機関と連携し、障害のある人の求職ニーズに合った求人確保に努めます。
- ・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所などが相互に連携し、障害のある人の職場への定着を支援します。

⑤就労支援制度の普及啓発

- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）や障害者トライアル雇用奨励金制度など、各機関が実施する障害のある人の一般企業での雇用や定着に関する制度について、より一層の普及啓発に努め、障害のある人の雇用に対する理解の促進を図ります。

⑥多様な就労の場の確保

- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設からの製品購入や業務委託について計画し、実績を公表します。
- ・さらに調達を推進するため、推進体制の整備、外郭団体や指定管理者制度導入施設へも取組を広げます。
- ・障害のある人を支援する事業所などで作成された物品販売の機会確保などの支援を通じ、工賃向上への取組を支援します。



5. 生活環境の整備

現状と課題

- 本市は、「バリアフリー法」や「山口県福祉のまちづくり条例」に基づき、誰もが自由に行動し、生活環境が安全で快適なものとなるよう、福祉のまちづくりを進めています。
- アンケート調査では、暮らしやすいまちづくりのために必要なこととして、住宅の確保、利用しやすい道路・建物などの整備・改善などの意見が多く、バリアフリーのまちづくりを進めることが求められます。
- 本市でも高齢化は進行しており、介護者の高齢化が心配されています。介護者による介護・介助が恒常的に難しくなってくる状況を想定して、一人で生活することが難しい障害のある人の地域生活の場として、共同生活の場（グループホーム）などの整備が求められます。

施策の方向

(1)人にやさしいまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインの普及・啓発

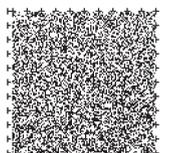
- ・誰もが住みやすいまちづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅などの設置者や建築技術者はもとより、市民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。

②公共施設などの整備・改善

- ・公共施設などの多目的トイレやエレベーター、スロープなどの設置及び改善を推進するとともに、身体障害者用駐車場の確保と、その適正利用のための啓発に努めます。
- ・民間による施設の建設や既存施設の改修においても、「山口県福祉のまちづくり条例」に基づいて事前協議を行い、条例に示された整備基準を遵守するよう、指導及び助言を行います。

③道路・交通安全施設の整備

- ・安全な歩行空間が確保できるように、歩道の拡幅や段差及び傾斜の解消、白線などの誘導ラインや点字ブロックなど、道路施設の改良を計画的に推進します。
- ・バリアフリーの構造基準に適合した道路を整備した後の維持管理のため、予算確保や点検の実施などを検討します。
- ・道路標識や案内の改良、音響式信号機の設置など、設備の改善を関係機関に要望します。



④移動環境の整備

- ・ 全ての人々が安全かつ容易に移動できるように、低床バスやリフト付きのバス、タクシーのさらなる導入を働きかけます。
- ・ 低床バスの導入率については、まだ半数程度に留まっているため、今後も継続して導入促進に努めます。
- ・ 関係機関との連携を図り、「下関市交通バリアフリー基本構想」及び「下関市菊川町バリアフリー基本構想」の実現に努めます。

⑤公共交通機関の整備

- ・ 日常生活に必要な公共交通の維持・確保と利便性の向上に努めます。
- ・ 人口減少や少子高齢化が進行する中、持続可能な交通体系の構築に取り組みます。

(2)住まいの整備

①公営住宅におけるバリアフリー化

- ・ 今後も引き続き、高齢者や障害のある人の入居に配慮し、公営住宅の建設、建て替え及び大規模改修に際しては、バリアフリーに対応した整備の導入を進めていきます。

②融資制度の周知

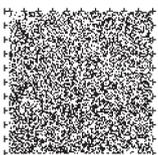
- ・ 住宅改造の経済的負担を軽減するため、今後も引き続き、社協だよりや広報誌をはじめ、ホームページ、パンフレットによる各種制度の周知と利用促進を図ります。

③共同生活援助(グループホーム)事業などへの支援

- ・ 親から独立し、“親亡き後”も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、また、入所施設から地域生活への移行を促進する観点から、整備費の補助など、共同生活援助(グループホーム)事業などへの支援に努めます。

④住宅入居支援策の推進

- ・ 民間賃貸住宅などを含めた住まいの場の確保・入居支援策を推進します。
- ・ 不動産関係業者と福祉サービス事業者との連携を促進します。
- ・ 「住宅セーフティネット法」に基づく住宅確保要配慮者(高齢者・障害者など)向け賃貸住宅の情報提供を図ります。



6. 障害のある人の権利を尊重するまちづくり

現状と課題

- 障害のある人が自立した生活を営み、自分の生き方を自由に選択できるよう、障害のある人の権利を尊重していくまちづくりを進めていくことが大切です。
- 障害のある人の中には、十分な意思表示や自己決定、金銭管理が困難な人もいます。これらの人についても、必要に応じて介護者以外から適切な支援が受けられるための体制づくりがより必要になっています。
- 障害のある人の権利が侵害されることなく、安心して生活を営めるよう、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、障害のある人に対する虐待の防止・支援体制の整備を進める必要があります。
- アンケート調査では、障害があることで差別されたことがある人は、少しあるも含め約3割29%を占めています。差別される場所としては「学校・職場」が最も高く、「外出先」や「病院などの医療機関」が高くなっています。
- 障害のあるなしによって差別されることなく、人格と個性をお互いが尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。

施策の方向

(1)権利擁護

①権利擁護の推進

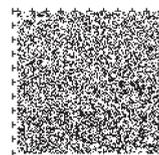
- ・社会福祉協議会や、山口県の相談機関などと連携しながら、障害のある人などからの権利擁護に関わる相談に対応します。障害の特性により判断能力が十分でない人の権利を擁護し、本人の望む生活を続けることができるよう、権利擁護の制度に関する普及啓発や、きめ細かな情報提供、相談などを実施します。

②成年後見制度の普及・啓発

- ・判断能力が不十分な知的障害のある人、精神障害のある人などの権利を守ることができるように、成年後見制度の普及及び啓発を図ります。
- ・身寄りがないなどの理由から制度の利用が困難な障害のある人に対しては、市長申立てを積極的に行うほか、必要な場合には、後見人等の報酬を助成するなど、権利擁護の効果的な活用を図ります。

③日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知

- ・社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)について周知・拡充に努めます。



④選挙における配慮

- ・各種選挙において、障害のある人が円滑に投票できるように、投票所の環境整備に努めます。
- ・郵便などによる不在者投票の適切な実施により、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。
- ・構造的な問題により、簡易スロープの設置などが困難な施設では、必要に応じて投票所の係員が介添をするなど、柔軟な対応を行います。

(2)虐待防止

①虐待防止に向けた連携協力体制の構築

- ・障害者虐待防止センターを中心として、障害のある人への虐待に関する相談体制の充実を図ります。
- ・虐待の早期発見や早期対応、適切な支援に向け、今後も引き続き、地域の関係機関などとの連携・協力体制の強化に努めます。
- ・虐待通報案件に対しては、虐待対応マニュアルに沿って、迅速かつ適切な対応に努めます。

②虐待防止に関する啓発

- ・国県市のパンフレットなどの活用及び研修や講演会などを通じて、虐待防止に関する啓発を行います。
- ・事業所に対しても虐待防止に関する情報を提供し、啓発や周知を図ります。

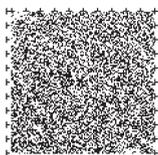
(3)人権啓発活動などの推進と差別解消の促進

①障害のある人の人権啓発活動の推進

- ・広報誌やパンフレット、ホームページなどを活用し、障害のある人を含むあらゆる人の人権尊重の意識の向上を図るため、広報・啓発活動を推進します。
- ・人権啓発活動の推進に当たり、可能な限り、広報誌やパンフレット、ホームページに、手話マーク・筆談マークを表記します。
- ・問合せ先に、FAX番号やメールアドレスを転記するなど、障害のある人に配慮した広報・啓発活動を行います。

②人権教育の推進

- ・障害者問題など、「山口県人権推進指針」の分野別施策に対する正しい理解と人権尊重の理念を認識するため、研修会や講演会などを定期的で開催します。

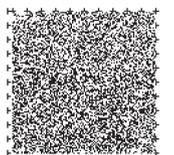


③障害者差別解消への取組の推進

- ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の施行により、山口県では、令和5年4月から、民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、商工会議所等の関係機関とも連携して、さらなる周知啓発を推進します。
- ・「障害者差別解消法」に規定された「障害者差別解消支援地域協議会」として位置付けた「下関市自立支援協議会」において、障害のある人への差別解消の推進について協議をしていきます。
- ・身体障害のある人が公共施設などを利用する際に、身体障害者補助犬が同伴を拒否されないよう、「身体障害者補助犬法」の普及及び啓発に努めます。

④行政サービスなどにおける配慮の推進

- ・市の事務・事業の実施に当たっては、「障害者差別解消法」に基づき、「職員対応マニュアル」に沿って、障害のある人が必要とする配慮を行います。
- ・市の職員に対して、障害のある人に関する理解の促進を図るため、職員を対象とした「あいさポーター研修」を継続して開催していきます。

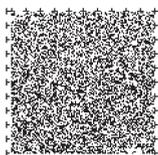


第5章 障害福祉計画(第7期)

1. 基本的考え方

障害福祉計画（第7期）の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- ◆障害のある人が、障害種別に関係なく、誰もが等しく、地域で障害福祉サービス等が受けられる提供体制の確保に努めます。
- ◆入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等、安心して地域生活が送れる障害福祉サービス等の充実に努めます。
- ◆全ての人々が互いに支え合い、尊重し合える地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解促進や手話の普及に取り組むなど、意思疎通支援事業等を推進します。
- ◆障害のある人の様々な障害福祉に関するニーズに対応していくため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化や障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。
- ◆事業者の人材の確保、育成及び定着については、事業所への働きかけとともに、介護保険の取組も参考にして、施策化を検討します。



2. 第6期計画の実績と評価

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

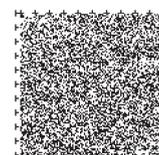
- ・ 居宅介護の利用者数（人／月）は、概ね見込量どおりに推移していますが、利用時間数（時間／月）は、見込量を下回っています。
- ・ 重度訪問介護の利用者数（人／月）は、利用者数（人／月）、利用時間数（時間／月）ともに見込量を上回っています。
- ・ 同行援護、行動援護は、利用者数（人／月）、利用時間数（時間／月）ともに見込量を下回っています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
居宅介護	人／月	280	280	280	277	278	271
	時間／月	4,300	4,300	4,300	4,019	4,035	3,923
重度訪問介護	人／月	16	17	18	19	22	22
	時間／月	5,298	5,611	5,953	6,719	7,298	7,317
同行援護	人／月	76	77	78	58	58	58
	時間／月	1,326	1,379	1,434	872	946	847
行動援護	人／月	2	2	2	0	0	1
	時間／月	9	9	9	0	0	9
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、居宅介護を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方が5割以上、利用していない方では5%前後が、今後「利用する予定」と回答しており、今後も一定のサービス量が見込まれます。
- 事業者アンケート調査では、不足している障害福祉サービスとして、居宅介護を4割以上の事業者が不足していると回答しています。

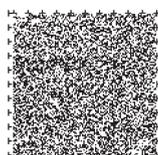


②日中活動系サービス

- ・生活介護は、利用者数（人／月）、利用日数（人日／月）ともに見込量をやや下回っています。
- ・療養介護は、利用者数（人／月）が概ね見込量どおりに推移しています。
- ・短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）は、利用者数（人／月）、利用日数（人日／月）ともに見込量を下回っています。
- ・自立訓練（機能訓練）は、利用日数（人日／月）が見込量を上回っています。
- ・自立訓練（生活訓練）は、利用者数（人／月）、利用日数（人日／月）ともに見込量を下回っています。
- ・就労移行支援は、利用者数（人／月）、利用日数（人日／月）ともに見込量を下回っていますが、就労継続支援A型、就労継続支援B型は、いずれも見込量を上回っています。
- ・就労定着支援は、概ね見込量どおりに推移しています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
生活介護	人／月	786	797	808	760	760	774
	人日／月	16,020	16,212	16,407	15,586	15,448	15,914
療養介護	人／月	33	33	33	36	35	34
短期入所 （福祉型）	人／月	101	108	116	47	52	66
	人日／月	729	748	767	474	424	498
短期入所 （医療型）	人／月	5	5	5	2	3	3
	人日／月	17	17	17	6	8	7
自立訓練 （機能訓練）	人／月	1	1	1	1	1	3
	人日／月	16	16	16	2	4	55
自立訓練 （生活訓練）	人／月	40	40	40	44	33	31
	人日／月	955	955	955	1,113	783	695
就労移行支援	人／月	80	83	86	60	51	44
	人日／月	1,452	1,521	1,594	1,069	851	769
就労継続支援 （A型）	人／月	84	86	88	90	122	135
	人日／月	1,768	1,806	1,845	1,730	2,357	2,680
就労継続支援 （B型）	人／月	719	734	750	753	759	765
	人日／月	11,774	12,033	12,297	12,071	12,201	12,707
就労定着支援	人／月	20	21	22	20	21	18

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込



【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方が、いずれも約5割から6割、利用していない方では5%前後の方が、今後「利用する予定」と回答しており、今後も一定のサービス量が見込まれます。
- 就労移行支援、就労継続支援（A型）、同（B型）、就労定着支援では、利用している方のうち約4割から6割の方が、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答しています。
- 事業者アンケート調査では、不足している障害福祉サービスとして、短期入所を約4割の事業者が不足していると回答しています。

③居住系サービス

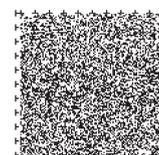
- ・共同生活援助（グループホーム）は、見込量を下回っています。
- ・施設入所支援は、見込量を上回る削減となっています。
- ・自立生活援助は、実績がありませんでした。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
共同生活援助	人／月	322	345	369	315	329	337
施設入所支援	人／月	455	453	451	449	438	438
自立生活援助	人／月	1	1	1	0	0	0

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、共同生活援助、施設入所支援を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方が、それぞれ約4割と約5割であり、今後も一定のサービス量が見込まれます。
- 事業者アンケート調査では、不足している障害福祉サービスとして、共同生活援助、施設入所支援を2割から3割の事業者が不足していると回答しています。



④相談支援

- ・計画相談支援は、見込量を下回っています。
- ・地域移行支援及び地域定着支援は、概ね見込量どおりに推移しています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
計画相談支援	人／月	494	530	569	488	503	507
地域移行支援	人／月	1	1	1	1	1	0
地域定着支援	人／月	1	1	1	0	1	1

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、計画相談支援を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方が約6割であり、今後も相談件数の増加が見込まれます。
- 事業者アンケート調査では、不足している障害福祉サービスとして、相談支援を約4割の事業者が不足していると回答しており、需要増に対応したサービスの確保が必要です。

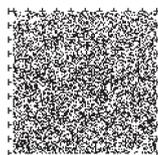
(2)地域生活支援事業

①相談支援事業

- ・相談支援事業は、いずれも現状の実施か所数で増減はありませんでした。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
障害者相談支援事業	実施か所数 （か所）	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)
障害児等療育支援事業	実施か所数 （か所）	2	2	2	1	1	1

※()内は、基幹相談支援センター機能強化事業所の数



②意思疎通支援事業

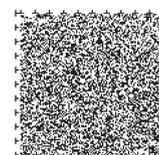
- ・要約筆記者等派遣事業は、見込量を大幅に下回っています。
- ・手話奉仕員派遣事業及び手話通訳者派遣事業は、概ね見込量どおりに推移しています。
- ・手話通訳者設置事業は、見込量を大幅に上回っています。
- ・盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は、見込量どおりに推移しています。
- ・重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、見込量を下回りました。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
要約筆記者等 派遣事業	利用者数 （人）	300	300	300	138	181	143
手話奉仕員 派遣事業	利用者数 （人）	50	50	50	41	45	40
手話通訳者 派遣事業	利用者数 （人）	120	120	120	115	100	105
手話通訳者 設置事業	利用者数 （人）	1,800	1,800	1,800	2,542	2,419	2,266
盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用者数 （人）	8	8	8	8	8	8
重度障害者 入院時コミュ ニケーション 支援事業	利用者数 （人）	2	2	2	0	0	1

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、「何でも相談できる窓口をつくるなどの相談体制の充実」を必要と考える方が約6割と相談支援に対する要望が多く、相談支援体制の充実・強化等の確保が必要です。
- 事業者アンケート調査では、不足している地域生活支援事業として、相談支援事業を約7割の事業者が不足していると回答しており、需要増に対応したサービスの確保が必要です。



③日常生活用具給付等事業

・日常生活用具給付等事業は、見込量を下回っています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
介護・訓練 支援用具	件数 （件）	15	15	15	19	15	4
自立生活 支援用具	件数 （件）	40	40	40	37	38	34
在宅療養等 支援用具	件数 （件）	50	50	50	39	27	32
情報・意思 疎通支援用具	件数 （件）	100	100	100	68	69	52
排せつ管理 支援用具	件数 （件）	4,300	4,300	4,300	3,669	3,695	3,488
住宅改修費	件数 （件）	10	10	10	5	4	4

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、日常生活用具給付等事業を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方は約6割となっており、今後も一定のサービス量が見込まれます。
- 事業者アンケート調査では、不足している地域生活支援事業として、日常生活用具給付等事業をあげている事業者は2割で最も低くなっています。

④移動支援事業

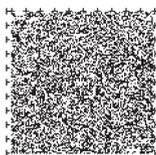
・移動支援事業は、見込量を下回っています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
移動支援事業	利用者数 （人／月）	40	40	40	30	36	40
	延べ時間数 （時間／月）	290	290	290	184	202	254

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、移動支援を利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方が約6割となっており、今後も一定のサービス量が見込まれます。
- 事業者アンケート調査では、不足している地域生活支援事業として、移動支援事業を約7割の事業者が不足していると回答しています。



⑤地域活動支援センター事業

・地域活動支援センター事業は、見込量どおりに推移しています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
基礎的事業	実施か所数 （か所）	18	18	18	18	18	18
地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援 センターI型	実施か所数 （か所）	2	2	2	2	2	2

【アンケート調査結果】

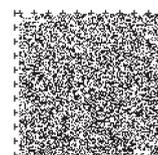
○アンケート調査では、地域活動支援センターを利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方は4割弱となっており、今後も事業を継続し地域生活支援の促進を図る必要があります。

⑥その他の事業

・その他の事業の見込量と実績値は、以下のとおりとなっています。

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	実施か所数 （か所）	3	3	3	3	4	3
	利用者数 （人／月）	20	20	20	22	21	22
	延べ利用 回数 （回／月）	180	180	180	160	151	153
日 中 一 時 支 援 事 業	実施か所数 （か所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数 （人）	9	9	9	5	4	6
	延べ利用 回数（回）	175	175	175	132	77	56
生 活 訓 練 等 事 業	利用者数 （人）	180	180	180	17	20	15
理 解 促 進 研 修 ・ 啓 発 事 業	実施回数 （回）	1	1	1	1	3	3

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込



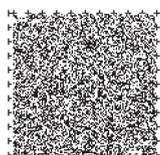
<社会参加促進事業>

区 分	単 位	第6期計画（見込）			第6期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	利用者数 （人）	500	600	700	872	1,237	1,700
点字・声の広報等発行事業	利用者数 （人）	280	280	280	280	248	235
要約筆記者養成事業	受講者数 （人）	4	4	4	8	2	6
手話奉仕員養成事業	受講者数 （人）	15	15	15	20	22	15
手話通訳者養成事業	受講者数 （人）	3	3	3	5	5	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者数 （人）	12	12	12	9	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	受講者数 （人）	3	3	3	1	3	3
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	受講者数 （人）	1	1	1	0	9	2

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

○アンケート調査では、訪問入浴、自動車運転免許取得・改造助成事業を利用している方のうち、「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方は、それぞれ約3割、6割以上となっており、今後も一定のサービス量が見込まれます。また、「地域とのつながりの場」として参加したいものの中で、約2割の方が「趣味やスポーツなどのサークル活動」と回答しています。



3. 第7期計画(障害福祉サービス)

(1)訪問系サービス

①居宅介護

【事業内容】

居宅において、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数280人／月、利用時間数4,300時間／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数275人／月、利用時間数3,992時間／月となり、利用時間数は見込量を下回りました。

第7期計画では、ニーズに必要な事業所の整備を図っていくことを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護 (ホームヘルプ°)	人／月	277	278	271	273	275	277
	時間／月	4,019	4,035	3,923	3,978	4,034	4,090

※令和5年度の実績は、見込量（以下同じ。）

②重度訪問介護

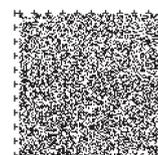
【事業内容】

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、常時介護を要する障害のある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の身体介護、調理、洗濯、生活必需品の買い物等の家事援助、生活に関する相談や助言等のほか、外出時における移動中の介護を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数17人／月、利用時間数5,621時間／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数21人／月、利用時間数7,111時間／月となり、利用者数、利用時間数ともに見込量を上回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。



【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
重度訪問介護	人／月	19	22	22	25	27	30
	時間／月	6,719	7,298	7,317	8,590	10,085	11,840

③同行援護

【事業内容】

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数77人／月、利用時間数1,380時間／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数58人／月、利用時間数888時間／月となり、利用者数、利用時間数ともに見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
同行援護	人／月	58	58	58	58	58	58
	時間／月	872	946	847	847	847	847

④行動援護

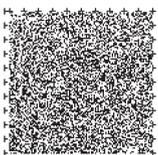
【事業内容】

知的障害、精神障害により行動上著しい困難があり、常に介護が必要な人に対して、行動するとき必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数2人／月、利用時間数9時間／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数1人／月、利用時間数3時間／月となり、利用者数、利用時間数ともに見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。



【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
行動援護	人／月	0	0	1	1	1	1
	時間／月	0	0	9	9	9	9

⑤重度障害者等包括支援

【事業内容】

障害支援区分6（児童にあっては、区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供します。

【見込量設定の考え方】

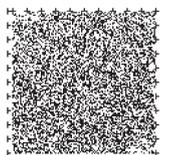
第6期計画では利用実績がないことや市内に事業所がないことなどから、第7期計画においても見込んでいませんが、事業者等に対して整備を働きかけていきます。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
重度障害者等 包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

【訪問系サービスの支援の方向性】

- 居宅介護については、ニーズに必要なサービス量を確保できるよう、事業者等に対して整備を働きかけていきます。
- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）に対して、訪問系サービスの充実を図るため、障害の特性や市内での地域間格差などに留意しつつ、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 行動援護については、ニーズ等を確認し、事業者等に対して整備を働きかけていきます。



(2)日中活動系サービス

①生活介護

【事業内容】

常時介護が必要であり、障害支援区分3以上である人、又は年齢50歳以上で障害支援区分2以上である人に対し、昼間に入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数797人／月、利用日数16,213人日／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数765人／月、利用日数15,649人日／月となり、利用者数、利用日数ともに見込量をやや下回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活介護	人／月	760	760	774	779	783	788
	人日／月	15,586	15,448	15,914	16,041	16,170	16,299

②療養介護

【事業内容】

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重症心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

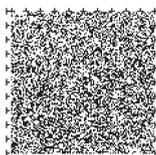
【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を利用者数33人／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数35人／月となり、概ね見込量どおりに推移しました。

第7期計画では、現在の利用者が引き続き利用するものと推測されることから、現状の利用者数を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
療養介護	人／月	36	35	34	34	34	34



③短期入所

【事業内容】

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間及び夜間も含め入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

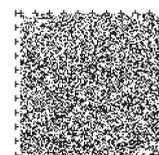
【見込量設定の考え方】

短期入所の合計の第6期計画の見込量の平均を、利用者数113人／月、利用日数765人日／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数58人／月、利用日数472人日／月となり、利用者数、利用日数ともに見込量を下回りました。

第7期計画では、事業所に対して受入を働きかけていくことを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
短期入所 （合計）	人／月	49	55	69	83	98	115
	人日／月	480	432	505	594	696	816
短期入所 （福祉型）	人／月	47	52	66	78	93	110
	人日／月	474	424	498	585	687	807
短期入所 （福祉型強化）	人／月	3	2	5	5	5	5
※短期入所 （福祉型）の内数	人日／月	13	13	42	42	42	42
短期入所 （医療型）	人／月	2	3	3	5	5	5
	人日／月	6	8	7	9	9	9



④自立訓練(機能訓練)

【事業内容】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障害のある人を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数1人/月、利用日数16人日/月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数2人/月、利用日数20人日/月となり、利用日数は見込量を上回りました。

第7期計画では、現在の利用状況などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	2	4	55	55	55	55

⑤自立訓練(生活訓練)

【事業内容】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障害、精神障害のある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

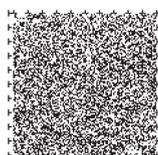
【見込量設定の考え方】

第6期計画では、見込量の平均を、利用者数40人/月、利用日数955人日/月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数36人/月、利用日数864人日/月となり、利用者数、利用日数ともに見込量を下回りました。

第7期計画では、通所型の事業所の整備を図っていくことを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
自立訓練 (生活訓練)	人/月	44	33	31	33	35	38
	人日/月	1,113	783	695	767	846	933



⑥就労移行支援

【事業内容】

一般企業などへの就労を希望し、知識及び能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用、在宅就労などが見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数83人／月、利用日数1,522人日／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数52人／月、利用日数896人日／月となり、利用者数、利用日数ともに見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
就労移行支援	人／月	60	51	44	44	44	44
	人日／月	1,069	851	769	769	769	769

⑦就労継続支援(A型)

【事業内容】

一般企業などでの就労が困難な人のうち、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

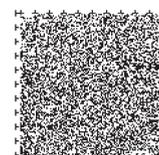
【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数86人／月、利用日数1,806人日／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数116人／月、利用日数2,256人日／月となり、利用者数、利用日数ともに見込量を上回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
就労継続支援 （A型）	人／月	90	122	135	149	164	181
	人日／月	1,730	2,357	2,680	2,961	3,272	3,616



⑧就労継続支援(B型)

【事業内容】

一般企業などでの就労が困難な人のうち、一般企業などでの就労経験があっても年齢や体力面で引き続き雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労機会を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数734人／月、利用日数12,035人日／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数759人／月、利用日数12,326人日／月となり、見込量を上回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労継続支援 (B型)	人／月	753	759	765	789	813	838
	人日／月	12,071	12,201	12,707	13,266	13,850	14,459

⑨就労定着支援

【事業内容】

就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障害のある人で、就業に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズムや体調の管理などに関する問題解決に向けて、職場や関係機関等との連絡調整や指導・助言などの支援を行います。

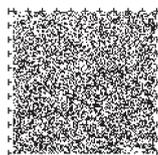
【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数21人／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数20人／月となり、概ね見込量どおりに推移しました。

第7期計画では、成果目標である利用者数の令和8年度の目標値により見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労定着支援	人／月	20	21	18	21	24	28



⑩就労選択支援

【事業内容】

就労を希望する障害のある人が、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択するための支援を行います。

【見込量設定の考え方】

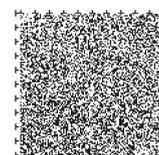
令和7年度からの新しいサービスであるため、就労移行支援や就労継続支援の新規受給者数を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
就労選択支援	人／月	—	—	—	—	145	145
	人日／月	—	—	—	—	290	290

【日中活動系サービスの支援の方向性】

- 在宅の障害のある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 自立した地域生活を営むことができるよう、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行う通所型の自立訓練（生活訓練）の整備を事業者等に対して働きかけていきます。
- 相談支援事業所等との連携を通じて、就労を希望する障害のある人の支援に努めます。
- 就労移行支援や就労継続支援における利用者の特性理解やニーズの把握を推進し、適切な就労に移行できるよう努めます。
- 就労定着支援事業については、国の指針等に基づき、利用の促進に努めます。
- 「短期入所」については、介護者の疾病、高齢化などにより、障害のある人の生活の場の確保と介護者のレスパイトの必要性から利用ニーズが高いと考えられます。必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等へ働きかけます。
- 強度行動障害のある人への支援に関しては、幼児期や学童期の療育、日中活動系の支援等での適切な支援のあり方を含め、総合的な対策を検討、実施していきます。



(3)居住系サービス

①共同生活援助(グループホーム)

【事業内容】

就労している、又は就労継続支援等の日中活動を利用している障害のある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数345人／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数327人／月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、今後さらに地域への移行が進むことを考慮して見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	315	329	337	345	353	361

②施設入所支援

【事業内容】

自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の対象者のうち単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所が困難な人、又は生活介護の対象となっている障害のある人を対象に、施設に入所して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

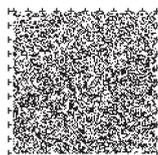
【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数453人／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数442人／月となり、見込量を上回る削減となりました。

第7期計画では、成果目標である施設入所者数の令和8年度の目標値により見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
施設入所支援	人／月	449	438	438	432	426	420



③自立生活援助

【事業内容】

居宅において単身等で生活する障害のある人を対象に、定期的な巡回訪問や相談対応等により日常生活の課題を把握し、必要な情報の提供、助言、相談等の自立した日常生活を営むために必要な支援を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数1人/月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用実績はありませんでした。

第7期計画では1人の利用を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1

【居住系サービスの支援の方向性】

- 国の補助制度を活用し、共同生活援助（グループホーム）の拡大を推進します。
- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしに移行した障害のある人に「自立生活援助」による支援を行います。
- 強度行動障害のある人に対応できる環境の整備を図ります。

(4)相談支援

①計画相談支援

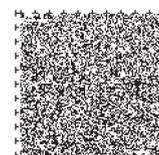
【事業内容】

障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数531人/月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数499人/月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の実績値などを基に見込みました。



【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
計画相談支援	人／月	488	503	507	534	563	594

②地域相談支援

【事業内容】

I.地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

II.地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人や地域生活が不安定な障害のある人などに対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態などに相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、地域移行支援の利用者数1人／月、地域定着支援の利用者数1人／月としていましたが、第6期計画の実績値では、地域移行支援・地域定着支援とも、利用者数1人／月となり、見込量どおりに推移しました。

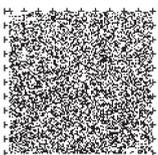
第7期計画では、1人の利用を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
地域移行支援	人／月	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	人／月	0	1	1	1	1	1

【相談支援の支援の方向性】

- 相談支援事業所間の連携を強化し、課題の共有等を図ることによって、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
- 地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せ、包括的な相談支援体制の構築を推進します。
- ニーズに必要な事業所数が確保できるよう、新規事業所の開設を事業者等に働きかけていきます。



4. 第7期計画(地域生活支援事業)

(1)相談支援事業

①障害者相談支援事業

【事業内容】

障害のある人や家族等の介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に当たって必要な援助などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

【見込量設定の考え方】

第7期計画でも、引き続き現状の事業所数で見込みましたが、今後、相談件数の増加等、設置が必要な状況が生じた場合は、事業所の追加を検討します。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害者相談 支援事業	実施か所数 (か所)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)	9(1)

※ () 内は、基幹相談支援センター機能強化事業所の数

②障害児等療育支援事業

【事業内容】

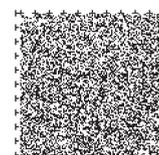
在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。

【見込量設定の考え方】

第7期計画では、現状の実施か所数で見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障害児等療育 支援事業	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1



【相談支援事業の支援の方向性】

- 福祉サービス利用援助等の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護事業の利用調整など、今後も関係機関との連携を図りながら相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 障害のある方の高齢化をはじめ、障害のある方本人とその家族が抱える様々な課題に対して適切な支援が受けられるよう、高齢者福祉や児童福祉等の関係機関との連携に努めます。
- 相談の増加及び総合的・専門的な相談支援に対応するため、必要な能力を有する専門的職員の配置や事業所及び相談員の拡充等の機能強化を推進します。また、必要に応じてペアレントメンターを活用し、保護者の相談支援に努めます。
- 障害児支援の障害児相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せ、医療的ケアの専門性を有した機関との連携など、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

(2)意思疎通支援事業

【事業内容】

①要約筆記者等派遣事業

聴覚障害のある人が要約筆記を必要とする場合に、要約筆記者等を派遣します。要約筆記とは、その場の話をもとに文字（手書き・パソコン）で表示するコミュニケーション手段で、手話の習得が困難な中途失聴及び難聴の人に適します。

②手話奉仕員派遣事業・手話通訳者派遣事業

聴覚障害のある人が手話通訳を必要とする場合に、手話奉仕員や手話通訳者を派遣します。

③手話通訳者設置事業

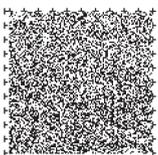
聴覚障害のある人の社会活動を援助するため、手話通訳者を設置します。

④盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

盲ろう者及び盲ろう者の団体に対し、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろう者と視覚・聴覚に障害のない人との意思伝達の仲介を行います。

⑤重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通が困難で、かつ、介護者がいない障害のある人が入院する場合に、日頃から本人を介護し、本人の意思を医療従事者に伝えることができる者を病院に派遣し、医療従事者との意思疎通の円滑化を図ります。



【見込量設定の考え方】

要約筆記者等派遣事業の利用者数は、第6期計画では見込量を下回りました。

手話奉仕員派遣事業、手話通訳者派遣事業、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者数は、概ね見込量どおりに推移しました。一方、手話通訳者設置事業の利用者数は、見込量を大きく上回りました。

また、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、見込量を下回りました。

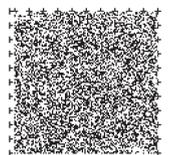
第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
要約筆記者等 派遣事業	利用者数 （人）	138	181	143	154	154	154
手話奉仕員 派遣事業	利用者数 （人）	41	45	40	42	42	42
手話通訳者 派遣事業	利用者数 （人）	115	100	105	107	107	107
手話通訳者 設置事業	利用者数 （人）	2,542	2,419	2,266	2,409	2,409	2,409
盲ろう者向け 通訳・介助員 派遣事業	利用者数 （人）	8	8	8	8	8	8
重度障害者 入院時コミュ ニケーション 支援事業	利用者数 （人）	0	0	1	1	1	1

【意思疎通支援事業の支援の方向性】

- コミュニケーションの円滑化を推進し、日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や社会参加の促進を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援として、手話通訳者・要約筆記者等及び盲ろう者向け通訳・介助員の派遣の充実に努めます。
- 災害時等にも対応できる支援体制や入院時など様々な状況でコミュニケーションが難しい方の支援体制の充実に努めます。
- 必要とされるサービス量とその質を確保するため、人材の育成、確保に努めます。
- 下関市手話言語条例に基づき、手話に対する理解促進や手話の普及に関する施策を計画的に推進します。



(3)日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度障害児者が自立した日常生活を送るために、必要な用具を給付します。

【見込量設定の考え方】

第6期計画では、見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
介護・訓練 支援用具	件数 （件）	19	15	4	15	15	15
自立生活 支援用具	件数 （件）	37	38	34	40	40	40
在宅療養等 支援用具	件数 （件）	39	27	32	40	40	40
情報・意思 疎通支援用具	件数 （件）	68	69	52	80	80	80
排せつ管理 支援用具	件数 （件）	3,669	3,695	3,488	3,800	3,800	3,800
住宅改修費	件数 （件）	5	4	4	10	10	10

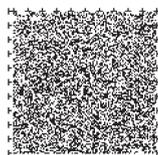
【日常生活用具給付等事業の支援の方向性】

- 日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害のある人に日常生活用具の適切な給付を行います。
- 障害の種類や程度等それぞれの特性に応じ必要となる日常生活用具の種類や量について、障害のある人のニーズや利用しやすい内容へ随時見直しを行います。

(4)移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加を目的とする外出の際の支援を行います。



【見込量設定の考え方】

第6期計画の見込量の平均を、利用者数40人／月、延べ時間数290時間／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数35人／月、延べ時間数213時間／月となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
移動支援事業	利用者数 （人／月）	30	36	40	43	46	50
	延べ時間数 （時間／月）	184	202	254	270	285	300

【移動支援事業の支援の方向性】

○障害の特性やライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用の促進が図られるようサービスの充実に努めます。

(5)地域活動支援センター事業

【事業内容】

創作的活動や生産活動など、日中の活動の機会の提供により、社会との交流など、地域生活支援の促進と、活動の間の家族の一時的な休息を図ります。

【見込量設定の考え方】

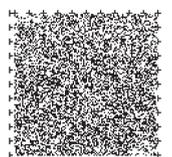
第7期計画では、日中活動の場の充実を想定し、基礎的事業の事業所数を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
基礎的事業	実施か所数 （か所）	18	18	18	19	20	21

地域活動支援センター機能強化事業

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
地域活動支援 センターⅠ型	実施か所数 （か所）	2	2	2	2	2	2



【地域活動支援センター事業の支援の方向性】

- 今後とも、地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう、障害の特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場の確保のため、機能の充実に努めます。
- 障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めるとともに、専門的な相談が行えるよう相談支援体制の確保に努めます。

(6)その他の事業

ア. 訪問入浴サービス事業

【事業内容】

地域において身体に障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害のある人の身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の平均の見込量を、利用者数20人／月、利用回数180回／月としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数22人／月、利用回数155回／月となり、利用回数は見込量を下回りました。

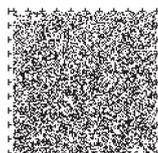
第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス 事 業	実施か所数 (か所)	3	4	3	3	3	3
	利用者数 (人／月)	22	21	22	22	22	22
	延べ利用回数 (回／月)	160	151	153	153	153	153

【訪問入浴サービス事業の支援の方向性】

- 今後とも、身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等のため継続して事業の充実に努めます。



イ. 日中一時支援事業

【事業内容】

一時的に見守りなどの支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

【見込量設定の考え方】

第6期計画の平均の見込量を、利用者数9人、延べ利用回数175回としていましたが、第6期計画の実績値の平均では、利用者数5人、延べ利用回数88回となり、見込量を下回りました。

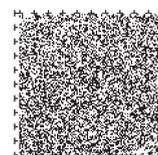
第7期計画では、現在の利用者の状況を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
日 中 一 時 支 援 事 業	実施か所数 （か所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数 （人）	5	4	6	6	6	6
	延べ利用回数 （回）	132	77	56	56	56	56

【日中一時支援事業の支援の方向性】

○障害のある人の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害のある人の日中における活動の場の確保に努めます。



ウ. 生活訓練等事業、理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

①生活訓練等事業

精神疾患のある人を支える家族に対して、病気に対する理解を深め、社会資源の活用方法を学ぶことにより、家族の心理的な負担の軽減を図ります。

②理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」を除くため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【見込量設定の考え方】

第6期計画では、生活訓練等事業の平均の見込量を、利用者数180人としていましたが、第6期計画の実績値平均では、利用者数17人となり、見込量を下回りました。

第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

理解促進研修・啓発事業の平均の見込量を、実施回数1回としていましたが、第6期計画の実績値平均では、実施回数2回となり、概ね見込量どおりに推移しました。

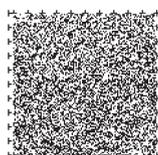
第7期計画では、第6期計画の利用実績を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画 (実績)			第7期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生活訓練等 事業	利用者数 (人)	17	20	15	20	20	20
理解促進研修 ・啓発事業	実施回数 (回)	1	3	3	3	3	3

【理解促進研修・啓発事業の支援の方向性】

○理解促進研修・啓発事業については、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除くため、地域住民への障害のある人などの理解を深めるための講習会等を開催します。



工. 社会参加促進事業

【事業内容】

①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツやレクリエーションを通じて、障害のある人の機能回復及び体力向上に関する指導・助言を計画的に行います。

②点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障害者等のために、点字市報及び声の市報を発行するとともに配布し、広く市政に関する情報提供を行います。

③要約筆記者養成事業

身体障害者福祉の概要や要約筆記の役割・責務等について理解ができ、要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成するための講習会を開催します。

④手話奉仕員養成事業

聴覚障害者等の自立と社会参加を図ることを目的として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。

⑤手話通訳者養成事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成するための講習会を開催します。

⑥自動車運転免許取得・改造助成事業

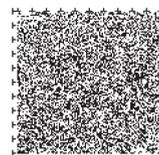
身体障害者の自立と社会参加を図ることを目的として、免許取得のための費用や身体障害者自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造費の一部を助成します。

⑦盲ろう者向け通訳・介助員養成事業

盲ろう者の抱える困難（コミュニケーション、情報入手、移動など）を解消する支援を行う「通訳・介助員」を養成するため、盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会を開催します。

⑧失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成するための講習会を開催します。



【見込量設定の考え方】

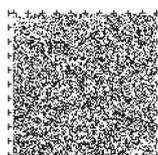
第7期計画では、概ね第6期計画の実績値を基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第6期計画（実績）			第7期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	利用者数 （人）	872	1,237	1,700	1,800	1,900	2,000
点字・声の広報等発行事業	利用者数 （人）	280	248	235	235	235	235
要約筆記者養成事業	受講者数 （人）	8	2	6	6	6	6
手話奉仕員養成事業	受講者数 （人）	20	22	15	19	19	19
手話通訳者養成事業	受講者数 （人）	5	5	1	4	4	4
自動車運転免許取得・改造助成事業	利用者 （人／年）	9	10	10	10	10	10
盲ろう者向け通訳・介助員養成事業	受講者数 （人）	1	3	3	3	3	3
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	受講者数 （人）	0	9	2	4	4	4

【社会参加促進事業の支援の方向性】

- スポーツ・レクリエーション教室などの開催を促進し、障害のある人の社会参加の機会の充実を図ります。
- 意思疎通支援事業の拡充を図るため、失語症者向け意思疎通支援者の養成を推進します。



5. 障害者福祉施設等整備方針

厚生労働省の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」及びこども家庭庁の「次世代育成支援対策施設整備交付金」を活用した障害者福祉施設整備費補助事業については、令和5年度整備分（令和4年度募集分）から全ての障害福祉サービス事業等の中から、本市において必要性や緊急性が高いものについて補助対象とできるよう、あらかじめ「整備方針」を策定し、その「整備方針」に基づいて募集を行うこととしたところです。

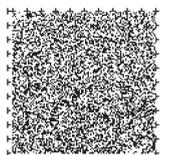
本計画の計画期間に係る令和7年度（令和6年度募集分）及び令和8年度（令和7年度募集分）の整備方針は、国の指針との整合性等を踏まえて、これまでの整備方針と同じ下記の5項目とします。

なお、限られた予算を有効に活用するため、募集を行う年度に本市で障害福祉サービス事業所等を運営している法人に対して意向調査を実施し、その結果も参考に5項目の中から整備方針を1項目程度選定した上で国庫補助を活用した施設整備の募集を行います。

また、計画期間中に、5項目以外に整備が必要な状況が発生した場合は、当該年度の整備方針と併せて検討することとします。

【整備方針】

- (1) 緊急時の受入の場及び地域生活移行への入居体験の場としての利用もできる短期入所事業所の創設・増築・改築・修繕等を推進する。
- (2) 入所施設等から地域への移行に必要となる共同生活援助事業所（グループホーム）の創設・増築・改築・修繕等を推進する。
- (3) 生活の場としての障害者支援施設（入所施設）の老朽化に伴う改築・修繕等（建て替えを含む）を推進する。
- (4) 生活の場としての障害者支援施設（入所施設）におけるウイルス感染症等対策のための多床室の個室化等に係る改築・修繕等を推進する。
- (5) その他、老朽化等により、利用者のニーズに合わなくなった場合又は安全・安心の確保が困難となった場合の障害福祉サービス事業所等の創設・増築・改築・修繕等を推進する。



6. 第7期計画(その他)

(1)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行については、以下の項目について、成果目標（3）の活動指標として必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち一般就労への移行者数				
就労移行支援事業	人	18	19	20
就労継続支援A型事業	人	13	14	15
就労継続支援B型事業	人	7	8	9

(2)地域生活支援拠点等

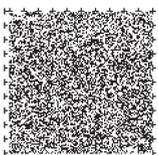
地域生活支援拠点等が有する機能の充実については、以下の項目について、成果目標（2）の活動指標として必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域生活支援拠点等の設置か所数	か所	1	1	1
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数【新規】	人	1	1	1
地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	回	1	1	1

(3)発達障害者等に対する支援

発達障害者等に対する支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の確保を踏まえ、以下の項目について、必要量を見込みました。

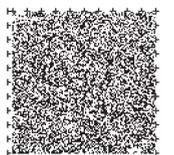
活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	人	10	10	10
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（支援者）【新規】	人	70	70	70
ペアレントメンターの人数	人	13	14	15
ピアサポートの活動への参加人数	人	5	10	10



(4)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置を前提として、以下の項目について、必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	人	26	26	26
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数				
地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
共同生活援助の利用者数	人	149	161	173
自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	人	14	14	14



(5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

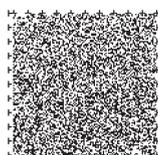
相談支援体制の充実・強化等については、以下の項目について、成果目標（4）の活動指標として必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
総合的・専門的な相談支援				
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	—	有	有	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	1	1	1
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施件数	件	1	1	1
個別事例の支援内容の検証の実施回数【新規】	回	1	1	1
主任相談支援専門員の配置数【新規】	人	1	1	1
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善				
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数【新規】	回	2	2	2
参加事業者・機関数【新規】	者	16	16	16
協議会の専門部会の設置数【新規】	部会	8	8	8
協議会の専門部会の実施回数【新規】	回	62	62	62

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、以下の項目について、成果目標（5）の活動指標として必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人	3	3	3
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	—	有	有	有
	回	1	1	1
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施体制の有無	—	有	有	有



7. 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

令和8年度(2026年度)末時点で、令和4年度(2022年度)の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行することを基本とする。

- 施設入所者数の削減に関する目標について

令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数を令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	427人	令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数(継続入所者(11)を減じた数)
目標年度入所者数	409人	令和8年度(2026年度)末時点の施設入所者数(継続入所者(11)を減じた数)
目標値 (地域生活移行者数)	22人	基準値のうち、令和8年度(2026年度)末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	5.2%	
目標値 (削減見込数)	18人	令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、実績値に沿って設定。
	4.2%	

(2) 地域生活支援の充実

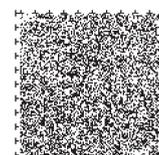
[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度(2026年度)末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上確保することを基本とする。

- 各市町において、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築が進むよう支援することを基本とする。

- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

- 各市町又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

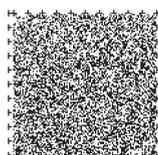


項 目	数 値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	令和2年度 (2020年度) 設置	地域生活支援拠点等整備検討部会を設置済みです。 また、障害者（児）緊急一時支援事業を実施しています。

項 目	設定の考え方
コーディネーター等の配置【新規】	下関市基幹相談支援センターにコーディネーターを配置済みです。

項 目	設定の考え方
年1回以上運用状況を検証及び検討	地域生活支援拠点機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討することとします。

項 目	設定の考え方
強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備【新規】	強度行動障害を有する障害者の状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。



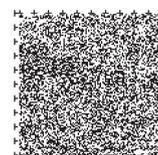
(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設利用者の一般就労への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度（2026年度）中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。
 - ・ 就労移行支援事業・・・令和3年度（2021年度）実績の1.31倍以上とする。
 - ・ 就労継続支援A型事業・・・令和3年度（2021年度）実績の1.29倍以上とする。
 - ・ 就労継続支援B型事業・・・令和3年度（2021年度）実績の1.28倍以上とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	34人	令和3年度（2021年度）の就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）を行う事業）を通じた一般就労への移行者数
	15人	うち令和3年度（2021年度）の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	12人	うち令和3年度（2021年度）の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	7人	うち令和3年度（2021年度）の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	44人	令和8年度（2026年度）中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.28倍	
うち就労移行支援事業	20人	令和8年度（2026年度）中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.31倍	
うち就労継続支援A型事業	15人	令和8年度（2026年度）中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.29倍	
うち就労継続支援B型事業	9人	令和8年度（2026年度）中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.28倍	



②一般就労後の定着支援

ア. 就労定着支援事業の利用者数

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度（2026年度）中の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業利用者数)	20人	令和3年度（2021年度）における就労定着支援事業の利用者数
目標値 (就労定着支援事業利用者数)	28人	令和8年度（2026年度）中の就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.41倍	

イ. 就労定着支援事業の就労定着率

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度（2026年度）末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

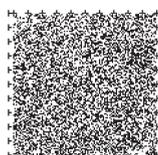
項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	3事業所	令和8年度（2026年度）末における就労定着支援事業所数
目標値 (就労定着支援事業所数)	1事業所	令和8年度（2026年度）末における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所数。割合については、基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	2割5分	

ウ. 就労支援体制の構築

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。

項目	設定の考え方
就労支援体制の構築 【新規】	自立支援協議会（就労部会）と連携して、就労支援体制の構築を進めます。



(4) 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度（2026年度）末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
- 各市町村において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

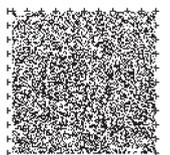
項 目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターを中心に、自立支援協議会相談支援部会等を活用しながら総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。
協議会の設置【新規】	下関市自立支援協議会を設置済みです。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度（2026年度）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	県が実施する研修等への積極的な参加、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査の適正な実施により障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

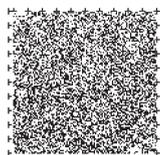


第6章 障害児福祉計画(第3期)

1. 基本的考え方

障害児福祉計画（第3期）の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援します。
- ◆障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援などの充実を図ります。
- ◆障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育などの支援を受けられるようにすることで、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにするなど、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。
- ◆事業者の人材の確保、育成及び定着については、事業所への働きかけとともに、介護保険の取組も参考にして、施策化を検討します。



2. 第2期計画の実績と評価

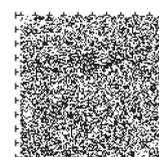
- ・ 児童発達支援（福祉型）、放課後等デイサービスは、利用者数（人／月）、利用日数（人日／月）ともに、見込量を上回っています。
- ・ 児童発達支援（医療型）は、実績がありませんでした。
- ・ 保育所等訪問支援は、見込量を上回っています。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、概ね見込量どおりに推移しています。
- ・ 障害児相談支援は、見込量を上回っています。
- ・ 医療的ケア児コーディネーターは、見込量どおりに推移しています。

区 分	単 位	第2期計画（見込）			第2期計画（実績）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
児童発達支援 （福祉型）	人／月	244	244	244	283	298	271
	人日／月	2,099	2,099	2,099	2,202	2,130	2,113
児童発達支援 （医療型）	人／月	0	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイ サービス	人／月	401	401	401	496	547	581
	人日／月	4,536	4,536	4,536	5,315	5,729	6,325
保育所等訪問 支援	人／月	1	2	3	6	16	16
	人日／月	1	2	3	8	18	18
居 宅 訪 問 型 児童発達支援	人／月	1	1	1	1	1	1
	人日／月	2	2	2	1	1	2
障害児相談支援	人／月	257	280	305	279	290	318
医療的ケア児 コーディネーター	人	3	3	3	3	3	3

※令和5年度の実績は、4月から7月までの実績から算出した見込

【アンケート調査結果】

- アンケート調査では、児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している方のうち、今後「今よりも利用を増やす予定」又は「今と同じくらい利用する予定」と回答した方は、それぞれ6割、7割強となっています。また、放課後等デイサービスを利用していない方のうち、5割強が今後「利用する予定」と回答しており、今後も一定のサービス量の増加が見込まれます。
- これらのニーズに対応するための、事業者が抱えている事業運営上の課題、サービス向上のための必要な支援において、事業者の約7割が「人材の育成」、「人材の確保・定着」を挙げています。



3. 第3期計画(障害児支援)

(1) 児童発達支援(福祉型)

【事業内容】

乳幼児健診などで療育の必要性が認められた未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練などの支援を行います。

【見込量設定の考え方】

第2期計画の見込量の平均を、利用者数244人/月、利用日数2,099人日/月としていましたが、第2期計画の実績値の平均では、利用者数284人/月、利用日数2,148人日/月となり、見込量を上回りました。

第3期計画では、サービスの質の向上を図りながら障害児のニーズに必要な定員を確保して適正な療育支援を行うことを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画 (実績)			第3期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援 (福祉型)	人/月	283	298	271	282	293	304
	人日/月	2,202	2,130	2,113	2,193	2,277	2,363

※令和5年度の実績は、見込量(以下同じ。)

(2) 児童発達支援(医療型)

【事業内容】

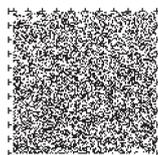
肢体不自由(上肢、下肢又は体幹の機能の障害)のある児童に対し、児童発達支援と合わせて治療を行います。

【見込量設定の考え方】

市内に実施機関がなく、第2期計画において実績がなかったため、第3期計画においても見込んでいません。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画 (実績)			第3期計画 (見込)		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
児童発達支援 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0



(3)放課後等デイサービス

【事業内容】

学校の授業終了後や学校の休校日において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

【見込量設定の考え方】

第2期計画の見込量の平均を、利用者数401人／月、利用日数4,536人日／月としていましたが、第2期計画の実績値の平均では、利用者数541人／月、利用日数5,790人日／月となり、利用者数、利用日数とも見込量を大幅に上回りました。

第3期計画では、サービスの質の向上を図りながら障害児のニーズに必要な定員を確保して適正な療育支援を行うことを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
放課後等デイ サービス	人／月	496	547	581	644	713	790
	人日／月	5,315	5,729	6,325	7,179	8,148	9,248

(4)保育所等訪問支援

【事業内容】

障害児が利用している保育所などを児童指導員や保育士などが訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

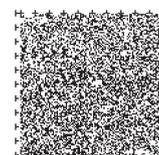
【見込量設定の考え方】

第2期計画の見込量の平均を、利用者数2人／月、利用日数2人日／月としていましたが、第2期計画の実績値の平均では、利用者数13人／月、利用日数15人日／月となり、見込量を上回りました。

第3期計画では、保育所等訪問支援を活用した障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されることを想定し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
保育所等訪問 支援	人／月	6	16	16	20	25	30
	人日／月	8	18	18	25	30	35



(5)居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

重度の障害のために外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能を付与するとともに、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【見込量設定の考え方】

第2期計画の見込量の平均を、利用者数1人/月、利用日数2人日/月としていましたが、第2期計画の実績値の平均では、利用者数1人/月、利用日数1人日/月となり、概ね見込量どおりに推移しました。

第3期計画では、第2期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居 宅 訪 問 型	人/月	1	1	1	1	1	1
児 童 発 達 支 援	人日/月	1	1	2	2	2	2

(6)障害児相談支援

【事業内容】

障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況、家庭環境、保護者の意向などを総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画案を作成するとともに、事業者との連絡調整を行います。

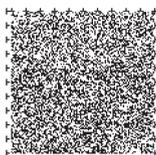
【見込量設定の考え方】

第2期計画の見込量の平均を、利用者数281人/月としていましたが、第2期計画の実績値の平均では、利用者数296人/月となり、見込量を上回りました。

第3期計画では、第2期計画の実績値などを基に見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
障 害 児 相 談 支 援	人/月	279	290	318	343	370	399



(7)医療的ケア児コーディネーター

【事業内容】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を行います。

【見込量設定の考え方】

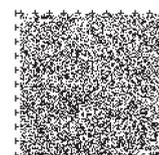
第2期計画の実績値などを見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第2期計画（実績）			第3期計画（見込）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
医療的ケア児 コーディネーター	人	3	3	3	3	3	3

【障害児支援の方向性】

- 早期療育を図るため、児童発達支援の拡充を図り、個々の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。また、家族支援については、保護者が子どもに関わりやすい具体的で効果的な対応を身に付けることができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムなどの手法を活用します。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスの質の向上に努めます。また、学校、放課後児童クラブ等との連携において、障害のない子どもと共に学び、活動するなど、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。なお、事業所の新規開設に当たっては、今後の利用者ニーズ、市内における地域的な配置バランス等を検証しながら、適正な事業所数の確保に努めます。
- 強度行動障害のある子どもが適切な支援を受けられるよう、山口県発達障害者支援センターコンサルテーション強化事業地域支援マネージャー西部支所をはじめとした地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。
- 幼稚園、保育所、認定こども園などにおける障害児の受入を支援するため、下関市こども発達センターや通級指導教室、児童発達支援事業所等との連携を図り、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 下関市こども発達センターを中核として、児童相談所、総合支援学校、相談支援事業者、通所支援事業者等関係機関のネットワークを活用し、障害のある子どもに関する課題把握やその改善施策の検討を行います。
- 障害福祉サービスの計画相談及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と合わせ包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、山口県西部医療的ケア児支援センターをはじめとした保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携及びコーディネーターの配置に努めます。

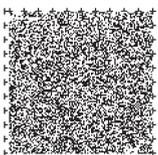


4. 第3期計画(その他)

(1)子ども・子育て支援等の障害児受入人数

子ども・子育て支援等の障害児受入人数については、以下の項目について、必要量を見込みました。

種 類	単 位	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
保育所	人	163	167	171
認定こども園	人	150	154	158
放課後児童健全育成事業	人	104	104	104



5. 令和8年度(2026年度)に向けた成果目標

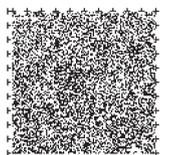
(1)障害児支援の提供体制の整備等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が実施する保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事務所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。
- 令和8年度(2026年度)末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	2か所	市内に「下関市こども発達センター」を設置済みです。 また、民間事業者が運営する「児童発達支援センターこむぎ」が設置されています。
保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)が推進できる体制の構築【新規】	令和5年度(2023年度)設置	市内6事業所で実施している保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進します。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	4か所	重症心身障害児に対する支援については、市内にそれぞれ2事業所(合計4事業所)が開設されています。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成30年度(2018年度)設置	「下関市医療的ケア児支援地域連携会議」を設置済みです。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	平成30年度(2018年度)配置	医療的ケア児に関するコーディネーターについては、3人を配置済みです。

目標値を達成している項目については、次の段階として、内容の充実を図ります。



第7章 計画の推進体制

1. 地域福祉からの推進

障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくためには、行政だけでなく、市民自身、地域の住民をはじめ、地域での福祉活動の中心である民生委員・児童委員やボランティア団体など、「自助」「互助」「共助」「公助」などの地域福祉からの見守り、気づきを通じた支え合いについて一層の充実を図ります。そのことを通して、今後の「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

2. 関係機関・関係団体との連携の強化

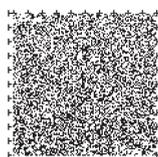
障害のある人を支援する施策は、保健・医療・福祉・教育・生活環境・就労など様々な分野が関連しています。そのため、庁内関係課をはじめ、社会福祉協議会、自立支援協議会、国・県など関係機関との連携を強化するとともに、一人ひとりの障害の特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を行うためには、障害者団体、障害福祉サービス提供事業所などとの協力は重要であり、幅広い分野における連携を促進します。

3. 啓発や情報発信の充実

本計画に基づく施策を推進するためには、「障害のある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずる」という、いわゆる「社会モデル」の概念や一人ひとりの障害特性や障害のある人に対する配慮等への市民ひいては社会全体の理解が必要不可欠です。行政はもとより、障害者団体、ボランティア団体、障害福祉サービス提供事業所などが連携し、様々な機会を捉えて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を推進するとともに、そのための多様な情報発信に取り組めます。

4. 事業所の参入促進

障害のある人の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を推進するためには、利用者のニーズに対応できる事業所の確保が必要です。このため、事業を行う意向のある事業者の把握に努めるとともに、事業者に対して広く情報提供等を行い、事業者の参入促進を図ります。一方で、サービス量が充足していると認められるサービスについては、過剰なサービス提供はサービスの質の低下につながるため、抑制することを検討し、サービスの質の向上及び適正なサービス量の確保に努めます。



5. 推進のための財源確保

国・県の補助制度などを活用するなど必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障害のある人に対する施策の一層の充実に向けて国・県への要望を行うことによって、計画の適切な推進による成果目標の達成を図ります。

6. 人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供にかかる責任の所在の明確化やこれにかかる専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障害福祉サービス等にかかる人材を質、量ともに確保することが重要です。

障害福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り人材育成と確保及びその資質向上に努めます。

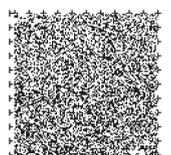
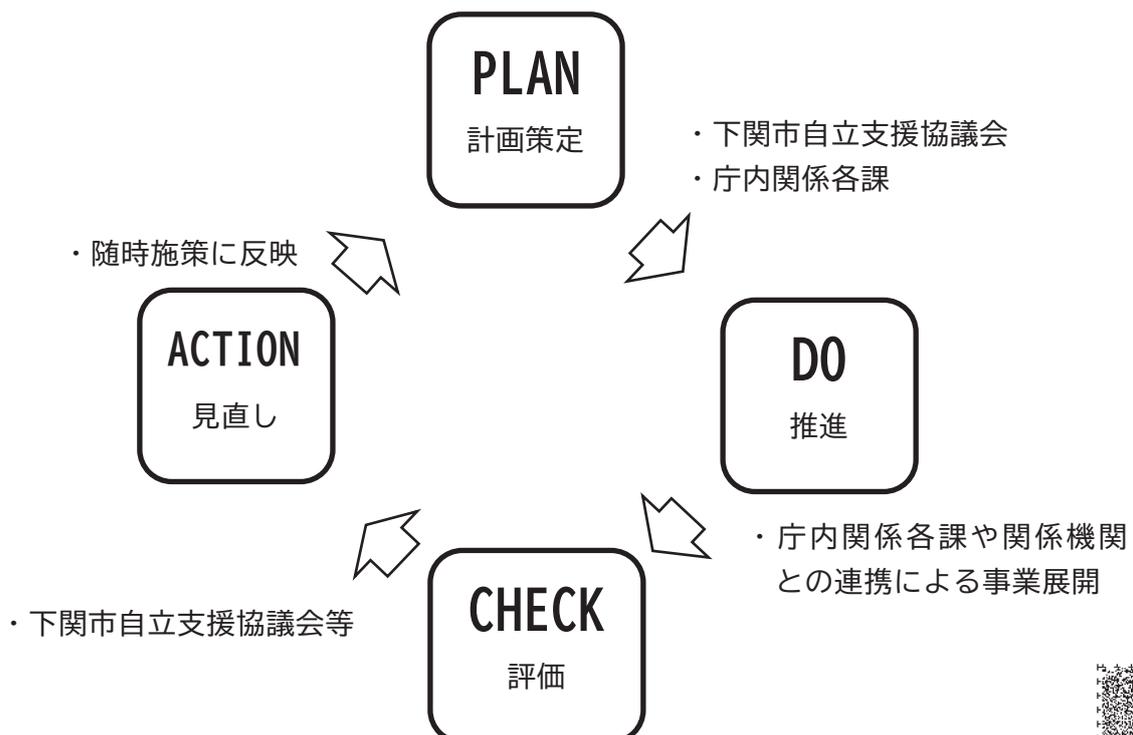
7. 庁内推進体制の整備

障害福祉施策については、福祉、保健、医療、教育、就労など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進します。

8. 計画の進捗管理と評価・見直し

本計画の施策に係る成果目標などの進捗管理を自立支援協議会において定期的に実施します。

また、国の福祉施策の抜本的な見直し、社会状況の変化時でも、これらの状況に柔軟に対応するため、必要に応じて自立支援協議会を中心に施策の再検討を行い、本計画の見直しを行います。



参 考 資 料

1. 下関市障害者計画等策定委員会概要

(1) 下関市障害者計画等策定委員会委員名簿

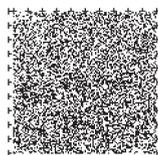
所 属	職 名	氏 名	備考
下関市身体障害者団体連合会	理事長	金原 洋治	会長
下関市手をつなぐ育成会	会長	沖村 文子	
山口県自閉症協会	会長	椎木 弥寿子	
下関市障害者生活支援センター	センター長	山崎 慎恵	
なごみの里相談支援センター	相談支援専門員	市場 亜沙香	
支援センターひえだ	相談支援専門員	河杉 孝	
下関市こども発達センター	相談支援専門員	田中 恵	
相談支援事業所フェニックス	相談支援専門員	藤本 美紀	
びれっじ	相談支援専門員	友村 裕子	
まんてんの星相談室	相談支援専門員	新藤 由希	
支援センター一歩社	相談支援専門員	山本 真子	
はまゆう園相談室	相談支援専門員	吉村 徹	
公募委員		田中 信	
下関市社会福祉協議会	地域福祉課長	笹井 達也	副会長

(2) 策定委員会の経緯

回数	開催日	内 容
第1回	令和5年(2023年) 10月12日	(1) 下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・ 下関市障害児福祉計画(第3期)の策定について (2) 第5次障害者基本計画の概要及び第7期障害福祉計 画・第3期障害児福祉計画策定に係る「基本指針」の 一部改正等について (3) 下関市障害福祉計画(第6期)・下関市障害児福祉計 画(第2期)の進捗状況について (4) 下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・ 下関市障害児福祉計画(第3期)骨子案について
第2回	令和5年(2023年) 11月16日	(1) アンケート調査の結果について (2) 下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・ 下関市障害児福祉計画(第3期)素案について
第3回	令和6年(2024年) 2月1日	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 下関市障害者計画・下関市障害福祉計画(第7期)・ 下関市障害児福祉計画(第3期)案について

(3) 市民パブリックコメント

広報	市ホームページに実施通知及び実施結果を掲載
募集期間	令和5年(2023年)12月11日～令和6年(2024年)1月11日
閲覧場所等	障害者支援課、本庁舎西棟1階エントランス、各総合支所、 本庁管内各支所、市ホームページ



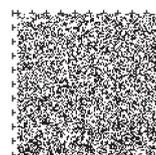
2. 用語解説

あ行

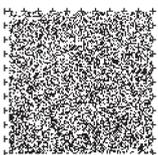
アクセシビリティ	施設、設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。
アスペルガー症候群	知的発達遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。
医療的ケア児	たんの吸引や人工呼吸器の使用、経管栄養などといった医療的援助を日常的に必要とする子どものこと。
インクルーシブ	「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合う」という社会政策の理念のこと。
インクルージョン	個人が持つ特有のスキルや経験、また価値観などが認められ、活用される社会・組織を目指すこと。
NPO	「Non-Profit Organization」の略で、ボランティア団体や住民活動などの「民間非営利組織」を広く指す。企業のように利益を追求するのではなく、福祉や環境、国際協力、人権問題など、様々な課題を解決するという社会的使命の実現を目指して活動している組織や団体。

か行

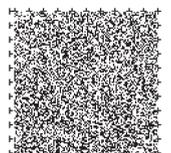
学習障害 (LD)	Learning Disabilities (LD)。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害のある人の相談支援に関する業務をワンストップで総合的に行う機関。相談支援、情報提供、助言のほか、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関への連携の支援を行う。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
強度行動障害	自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
ケアマネジメント	援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉など様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。
公共職業安定所 (ハローワーク)	「職業安定法」により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。
合理的配慮	障害者差別解消法では、障害の「ある人」が「ない人」と同じように生活するために過大な負担とならない範囲で行う配慮や工夫のこと。



児童福祉法	児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めた法律。
自閉症	脳機能障害が原因でコミュニケーションの困難を示す障害。言語能力が低く、対人関係を嫌い、手順などに強いこだわりや固執を示すなどの症状がある発達障害の一種と考えられている。
重症心身障害	知的障害の程度が最重度・重度であり、かつ、身体障害者手帳の1、2級に該当する状態。
社会モデル	社会こそが障害（障壁）をつくっており、それを取り除くのは社会の責務とする考え方のこと。
手話奉仕員	手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障害のある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に、養成されている。
障害者基本法	障害者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和45年制定の「心身障害者対策基本法」を改正して平成5年に成立、平成16年に大幅改正。障害のある人に対する障害を理由とした差別、その他権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者のための施策に関する基本計画の策定を義務付けている。平成23年の改正により、障害者の定義を拡大、合理的配慮の概念を導入。
障害者権利条約	障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定している国際条約。障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包括されることの促進、条約の実施を監視する枠組みの設置等を主な内容とする。国連総会において平成18年採択、日本は平成26年に批准。
障害者雇用推進者	障害者雇用についての取組体制を整備するため、企業内に設置される人。「障害者雇用促進法」では、令和3年3月1日から43.5人以上の労働者を雇用する事業主は障害者雇用推進者を選任するように努めなければならないとされている。障害者雇用推進者は公共職業安定所との連絡窓口となる。
障害者雇用促進法	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の通称。障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした、障害者の雇用と在宅就労の促進について規定した法律。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。「障害者基本法」の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関や民間事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けている。



<p>障害者就業・生活支援センター</p>	<p>就業や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・就労等の関係諸機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施している。</p>
<p>障害者総合支援法</p>	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けた障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を平成24年に改正したもの。自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の策定、費用の負担等について定めている。</p>
<p>障害者トライアル雇用奨励金制度</p>	<p>ハローワーク、民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互の理解を促進することを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とした制度。</p>
<p>障害者優先調達推進法</p>	<p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の通称。平成25年4月1日から国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る法律。平成24年成立。</p>
<p>自立支援医療</p>	<p>心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度。従来のも更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、「障害者自立支援法」に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組に改められたもの。</p>
<p>身体障害者手帳</p>	<p>身体に障害のある人が、「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付される手帳。等級は1級から6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫機能）等に分けられる。</p>
<p>身体障害者補助犬法</p>	<p>身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のこと。この法律は、身体障害者補助犬の訓練事業者や使用者の義務を定めるとともに、身体障害のある人が公共的施設、公共交通機関等を利用する際に、身体障害者補助犬を同伴することができるようにすることを目的としている。平成15年10月に全面施行。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>精神障害のある人が各種の支援を受けやすくすることを目的として、交付される手帳。障害の程度により、1級、2級、3級に区分されている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障害の状態について都道府県知事の認定を受けなければならない。</p>
<p>成年後見制度</p>	<p>判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行などを行う。</p>

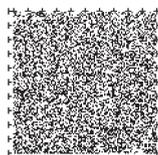


た行

地域資源	特定の地域に存在する特徴的なもので活用可能なものの総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれる。
地域生活支援拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
注意欠陥多動性障害（ADHD）	Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder（ADHD）。多動性（教室などで座ってられず席を離れたり、走り回ったり高いところに上がったりする）、不注意（注意を持続することが困難）、衝動性（順番を待つことが困難、会話など他人の邪魔をする）を症状の特徴とする発達障害。
特別支援学校	障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした学校。従来の盲学校・聾学校・養護学校を一本化し、障害種別を超えた学校として創設。平成19年4月施行。
特別支援教育支援員	食事、排せつ、教室移動の補助といった学校における日常生活上の介助や、学習障害のある子どもに対する学習支援、注意欠陥性多動性障害のある子どもに対する安全確保等の学習活動上のサポートを行う。
特別支援教育センター	地域における特別支援教育の推進のため、特別支援教育に関する相談・情報提供をはじめ、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、小・中学校等の教員への支援や研修協力、福祉・医療・労働などの関係機関等との連絡・調整などを行う機関。

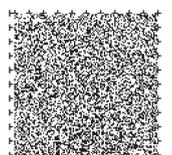
な行

内部障害	身体障害の一つで、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がその範囲となっていたが、平成22年4月から、身体障害者福祉法の対象範囲拡大に伴い肝臓機能障害が新たに加わっている。
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。国においては、平成19年度より地域福祉権利擁護事業の名称を日常生活自立支援事業としているが、山口県でも、令和5年度より名称を日常生活自立支援事業に変更している。
ネットワーク	本来は網目状の構造とそれを上手に活用するための機能を意味するが、ここでは、人間関係や複数の機関のつながりや連携の意味で用いられている。
ノーマライゼーション	障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整え、共に生きる社会が普通の社会であるという考え方。



は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などをいう。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアカウンセリング	障害のある人でカウンセリング技術を身に付けた人が、自らの体験に基づいて、同じような立場にある他の仲間たちの相談支援に当たり、問題解決のための助言を行うこと。
ピアサポート	障害のある人生に直面し、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして仲間として支えること。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人の総称。
福祉避難所	避難行動要支援者の避難所生活の負担を軽減させるために、相談等に当たる介助員等の配置やその他日常生活に必要な消耗器材の整備に特別な配慮を行う避難所。
福祉有償運送	NPO法人や市町村社会福祉協議会、その他非営利法人等が会員登録した要介護者等高齢者や障害のある人など、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、通院や通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による移送サービス。
ペアレントトレーニング	保護者の方々が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした心理療法プログラムのこと。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障害者雇用の割合。
法定雇用率適用企業	常用労働者数が43.5人以上の企業。（法定雇用率は2.3%）
防災士	「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した民間資格。
ポッチャ	ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者又は同程度の四肢重度機能障害者のために考案されたスポーツのこと。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競うもの。

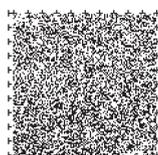


や行

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
要約筆記	聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。話すスピードは、書く（入力する）スピードより数倍速くすべて文字化できないため、話の内容を要約して筆記する。
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

ら行

リハビリテーション	障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立を目指す一連の過程。また、障害のある人の人間らしく生きる権利を回復し、自立と参加を目指すという考え方。
療育	障害を軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導を合わせて行うこと。
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害と判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障害のある人や知的障害のある子どもに対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障害の程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。
レスパイト	一時的中断、休息、息抜き。この語から派生した「レスパイトケア」とは乳幼児や障害児・者、高齢者などを在宅でケアしている家族のリフレッシュ等のため、一時的にケアを代替する家族支援サービスをいう。



3. アンケート調査結果

(1) 調査概要

■ 調査の目的

本調査は、障害のある方が暮らしやすいまちづくりを進めるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	障害者アンケート調査	障害児保護者アンケート調査
対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者・障害児通所支援利用者から無作為抽出	
実施方法	郵送配布・回収	
実施時期	令和5年（2023年）8月	
回収状況	配布数 2,100人 回収数 1,025人 回収率 48.8%	配布数 400人 回収数 199人 回収率 49.8%

区 分	サービス提供者アンケート調査
対象者	本市に事業所を設置するサービス提供者 179件
実施方法	メール配布・回収
実施時期	令和5年（2023年）8月
回収状況	配布数 179件 回収数 99件 回収率 55.3%

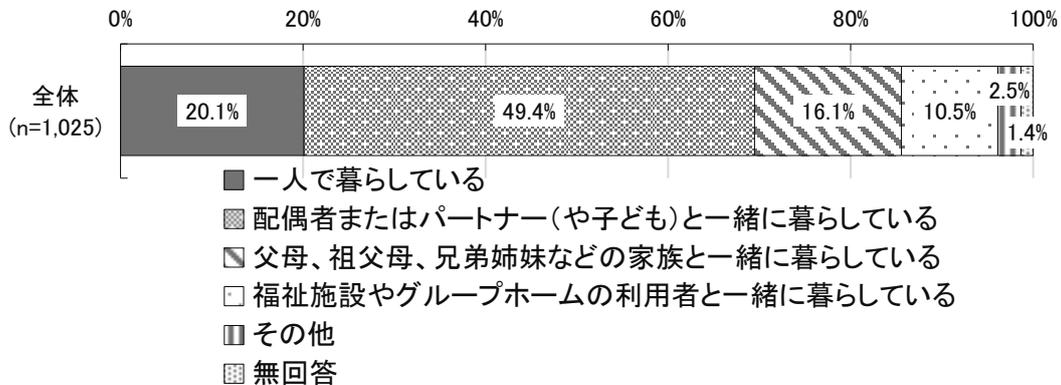
■ 調査結果利用上の留意事項

- 回答比率は、小数点第2位を四捨五入していますので、合計が100%にならないことがあります。
- 2つ以上の回答を求めた（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- 図に表示された「n」は、回答者数を示しています。

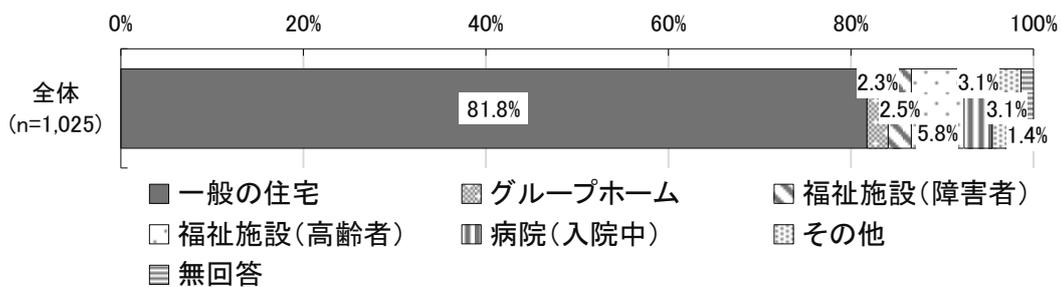
(2) 障害者アンケート調査結果

現在の暮らし

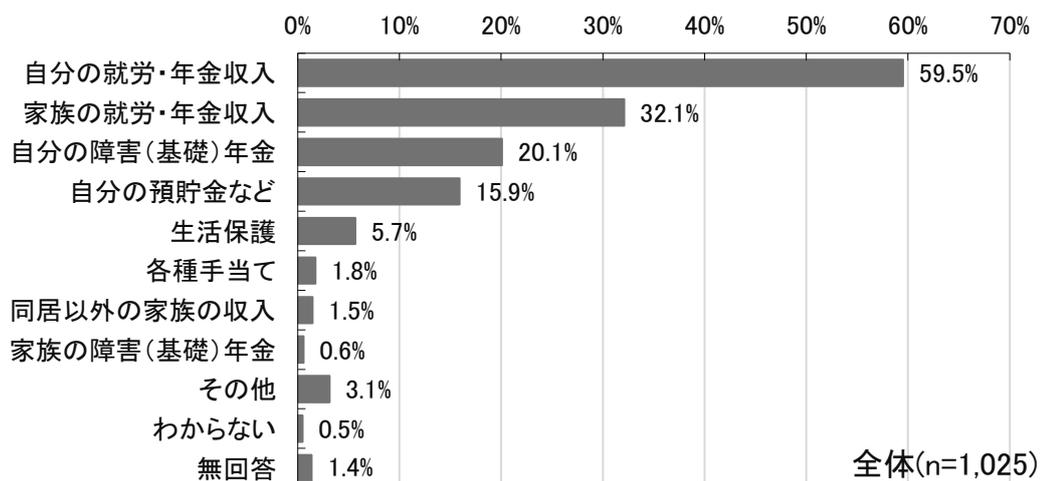
●一緒に暮らしている人



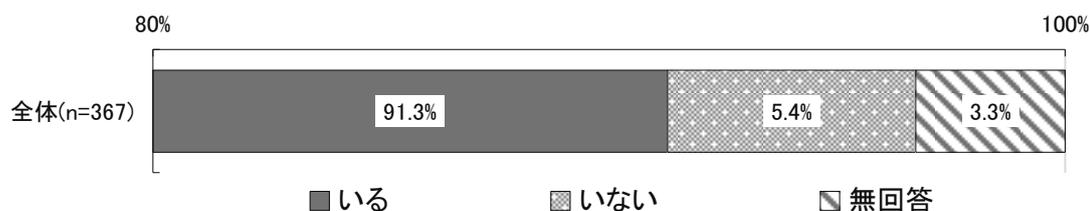
●暮らしている場所



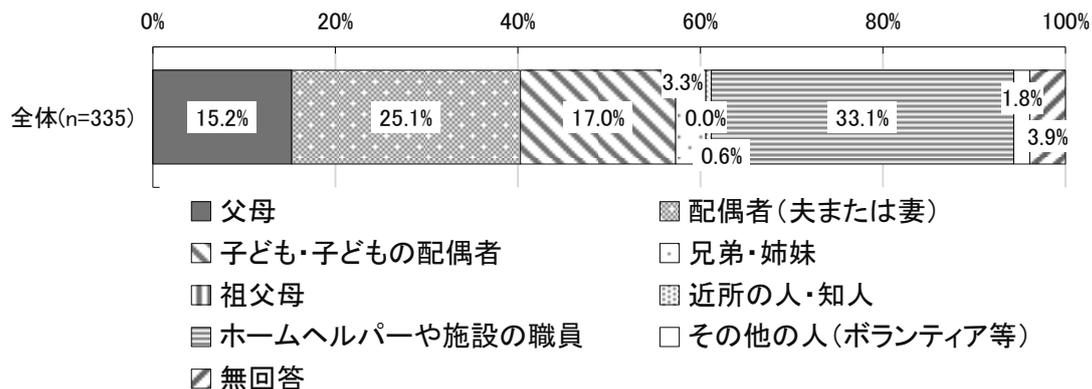
●生活費



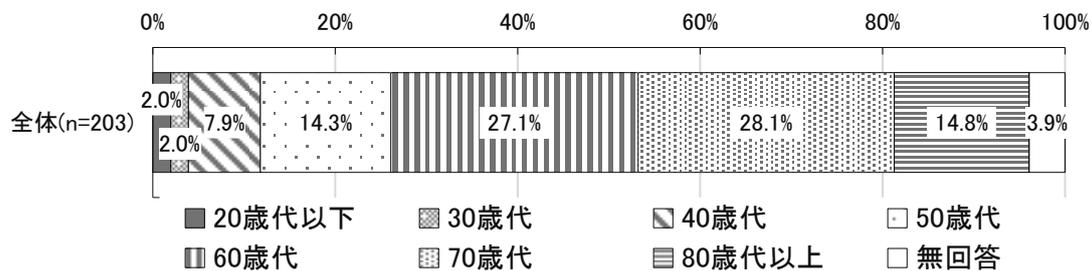
●介護者や介助者の存在（介護者や介助者の必要な方）



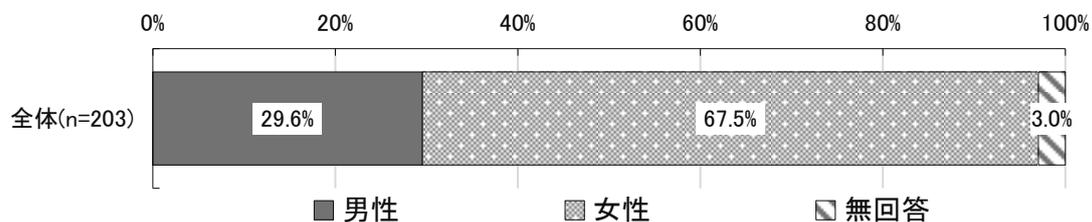
●主な介護者・介助者（介護者や介助者がいる方）



●主な介護者・介助者の年齢（主な介護者・介助者が親族の方）

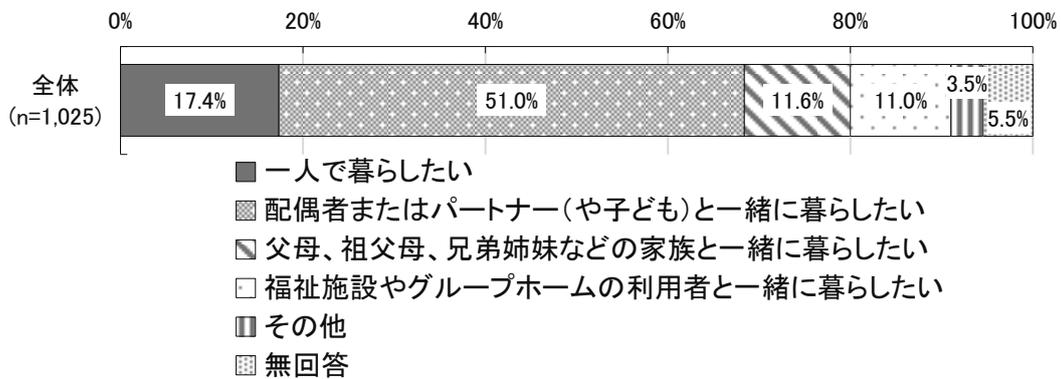


●主な介護者・介助者の性別（主な介護者・介助者が親族の方）

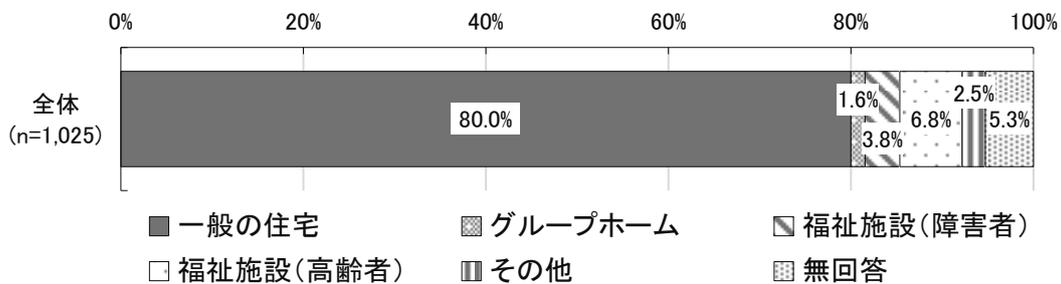


将来(3年後)の暮らし

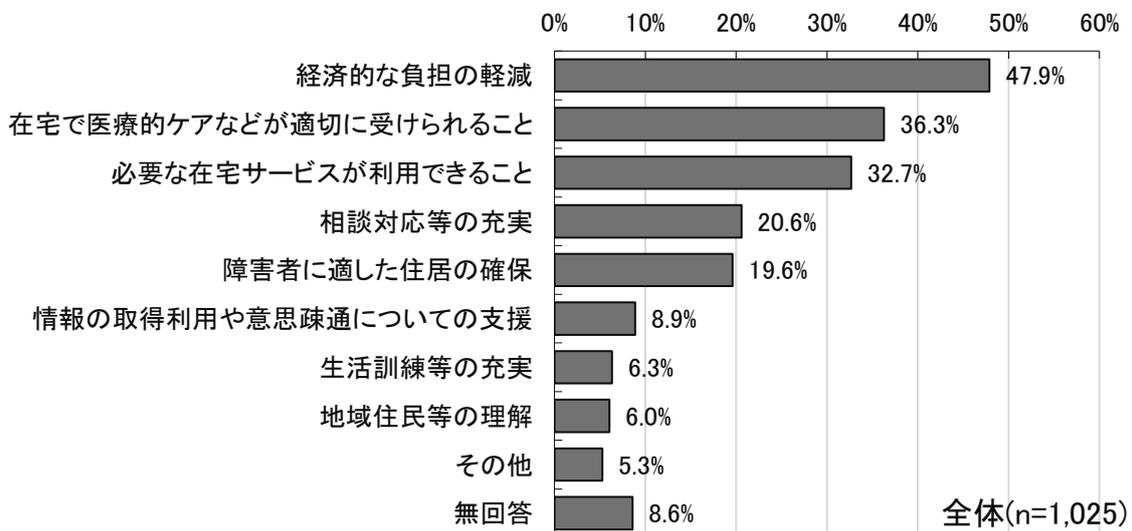
●一緒に暮らしたい人



●暮らしたい場所

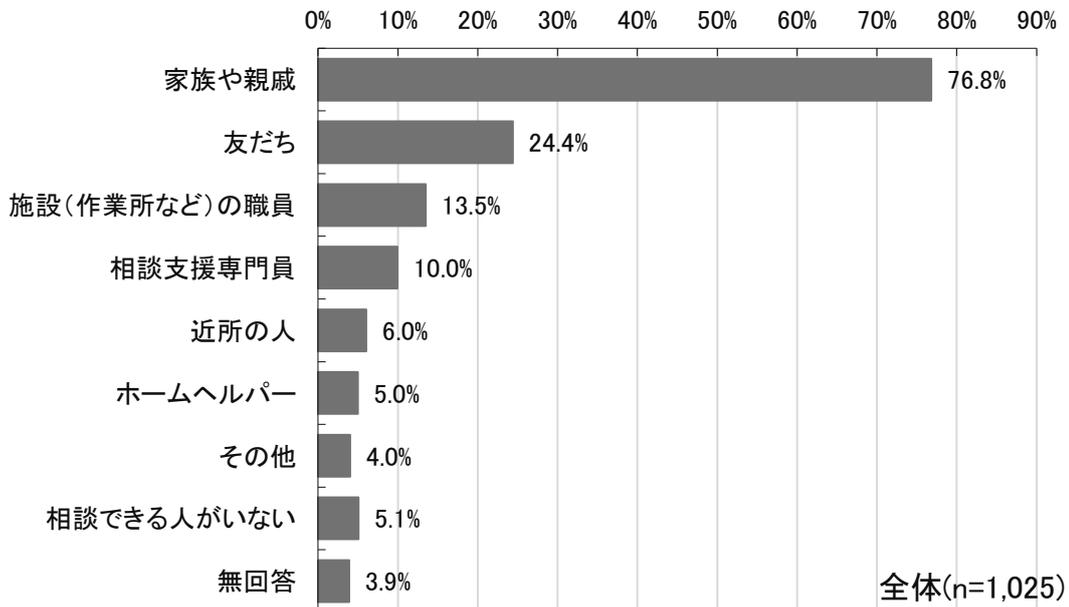


●希望する暮らしを送るための支援

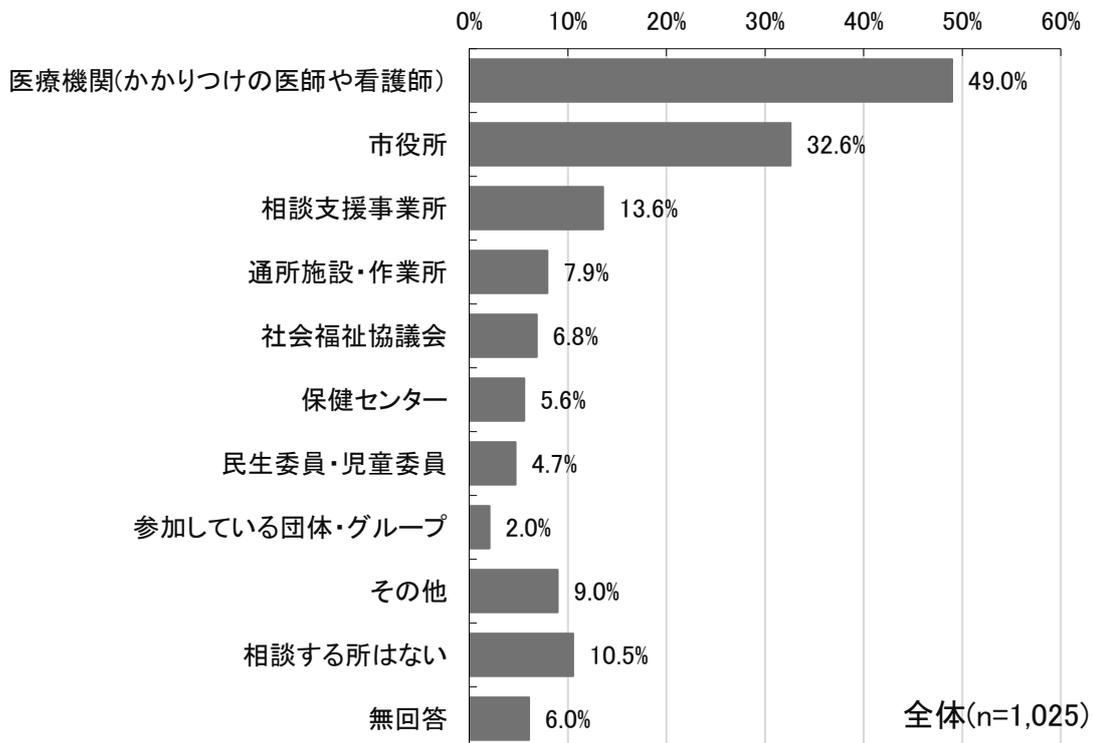


相談先

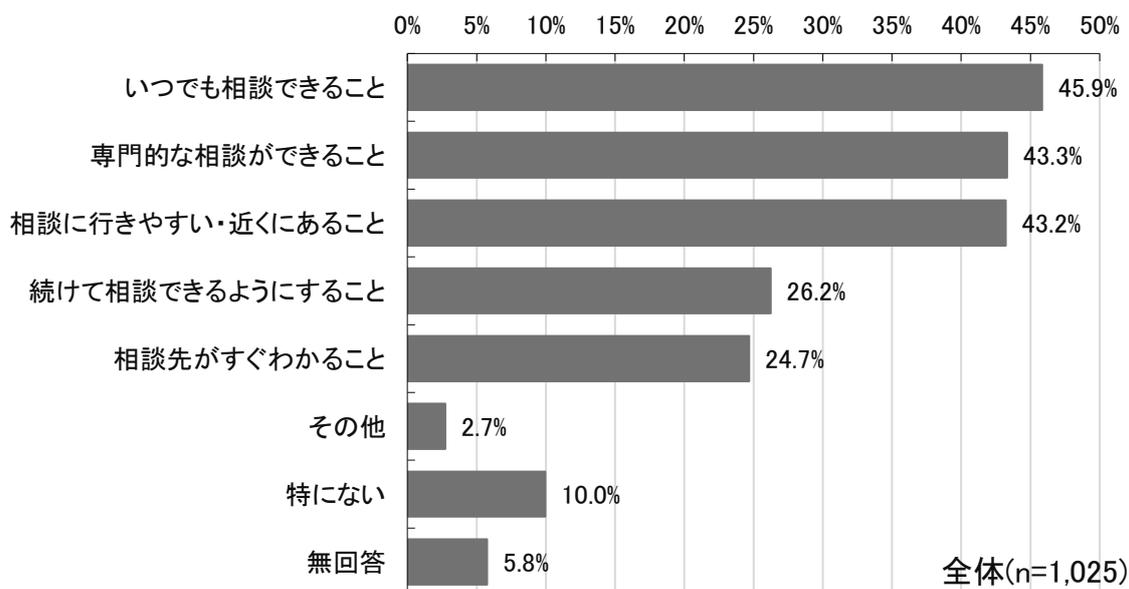
●自分の考えや希望を気軽に話せる人



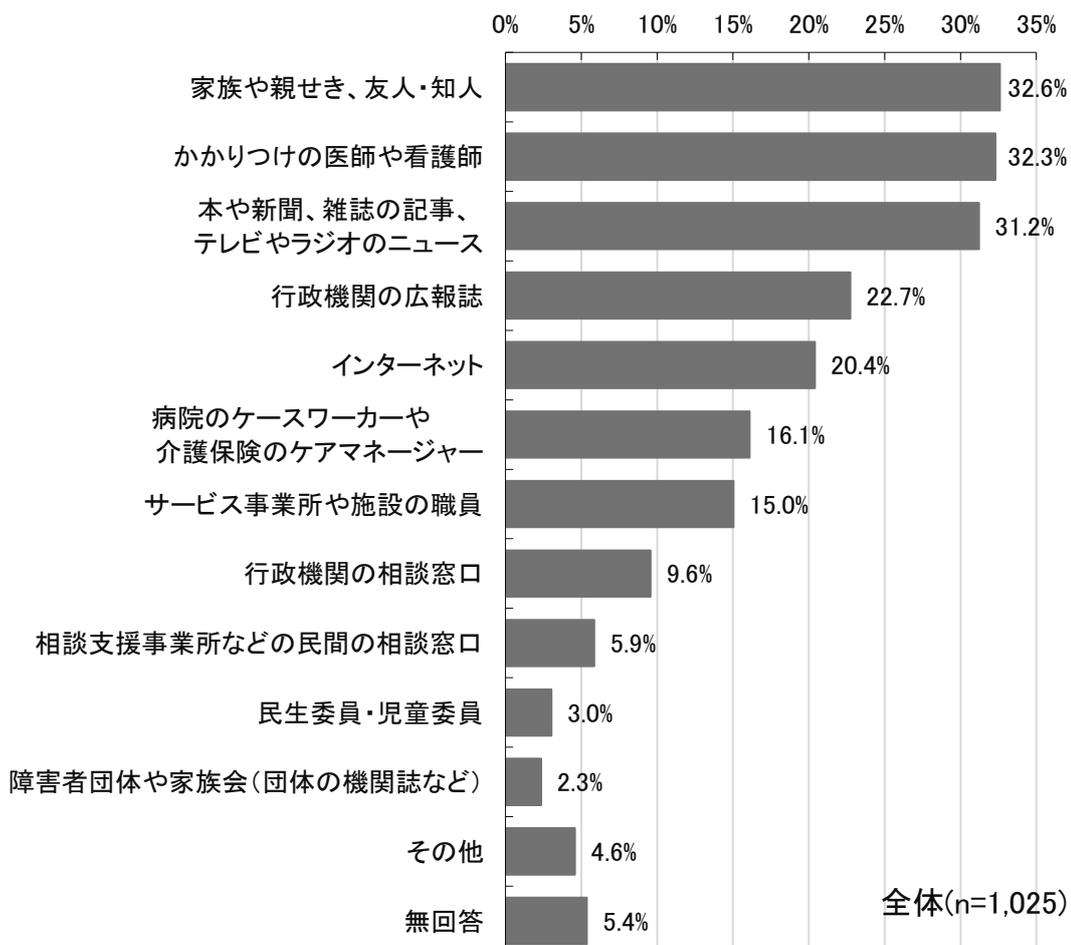
●日常生活のことや福祉サービスについて相談する所



●相談窓口で大事なこと

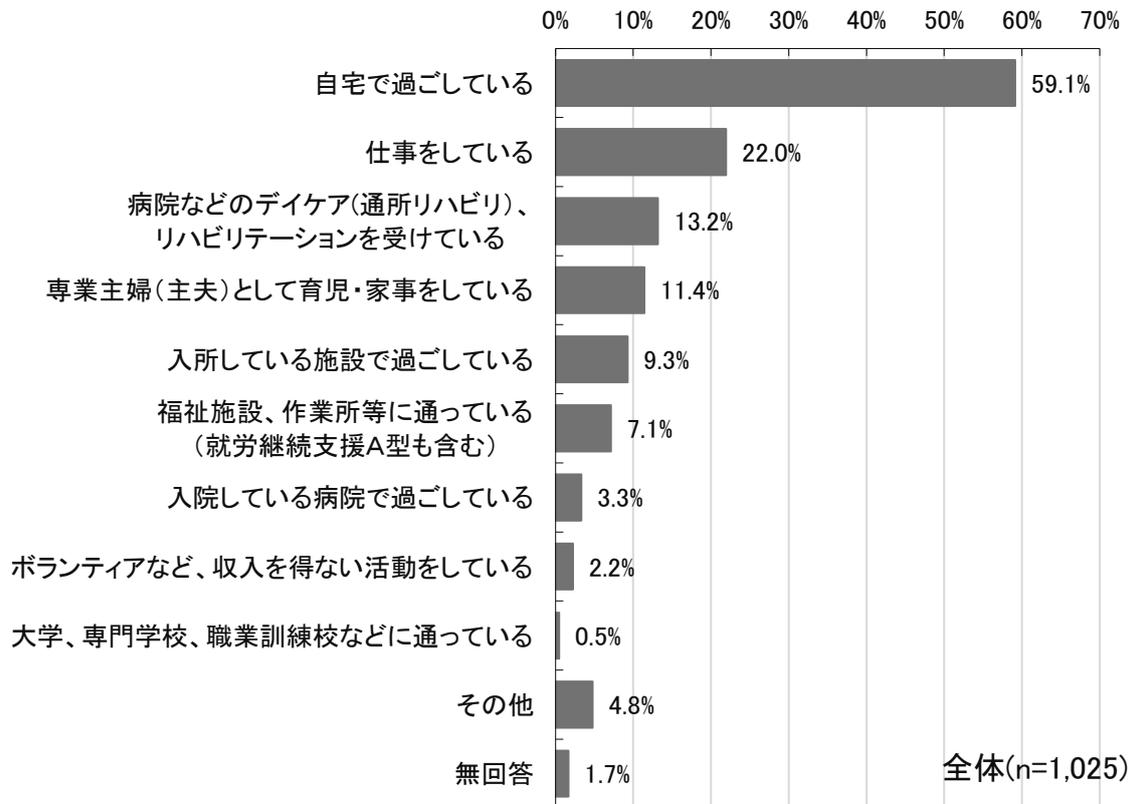


情報の入手先

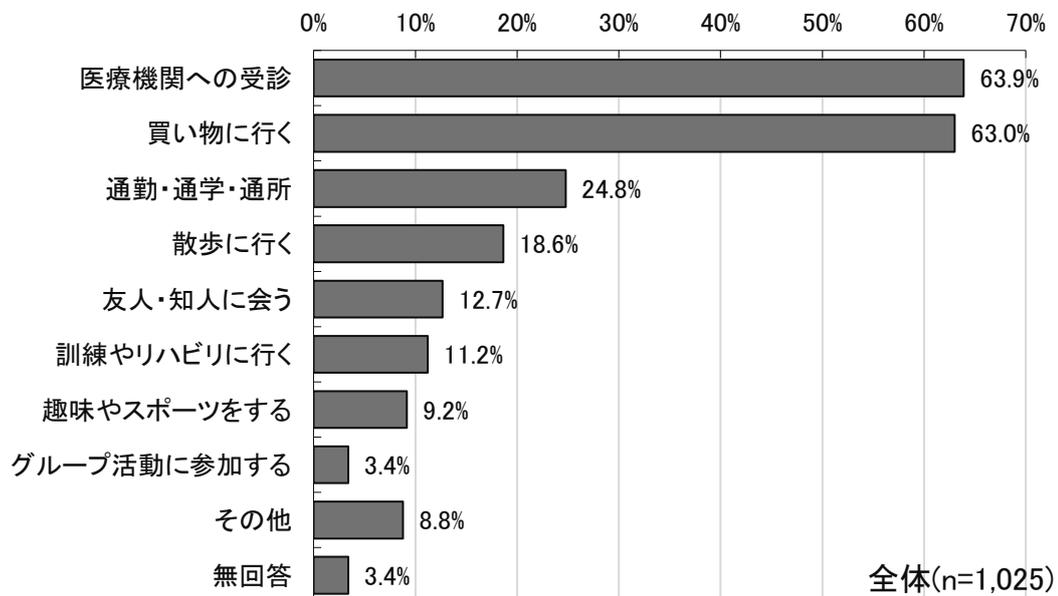


平日の活動

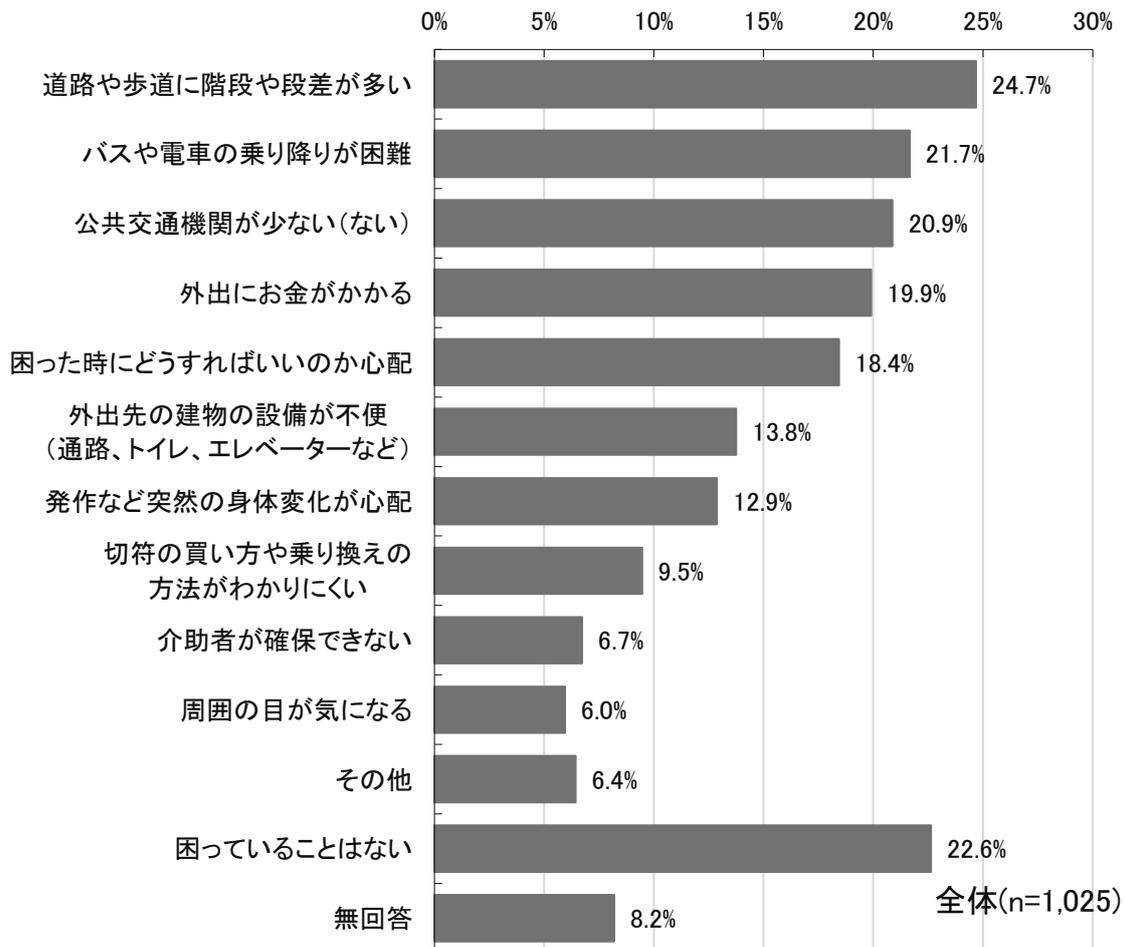
● 平日の主な過ごし方



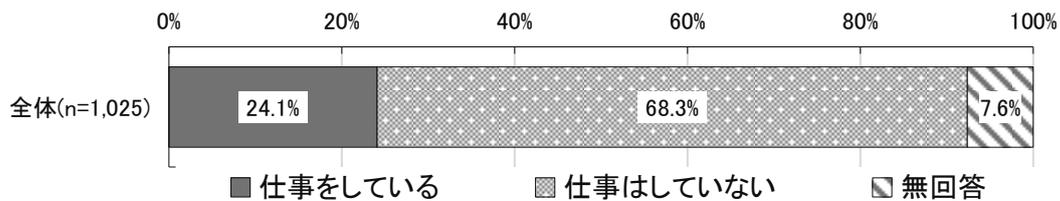
● 外出の目的



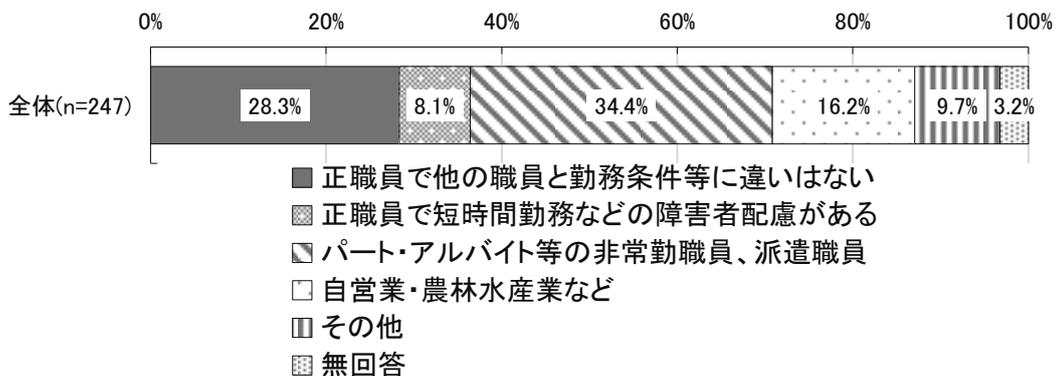
●外出時の、困ることや心配



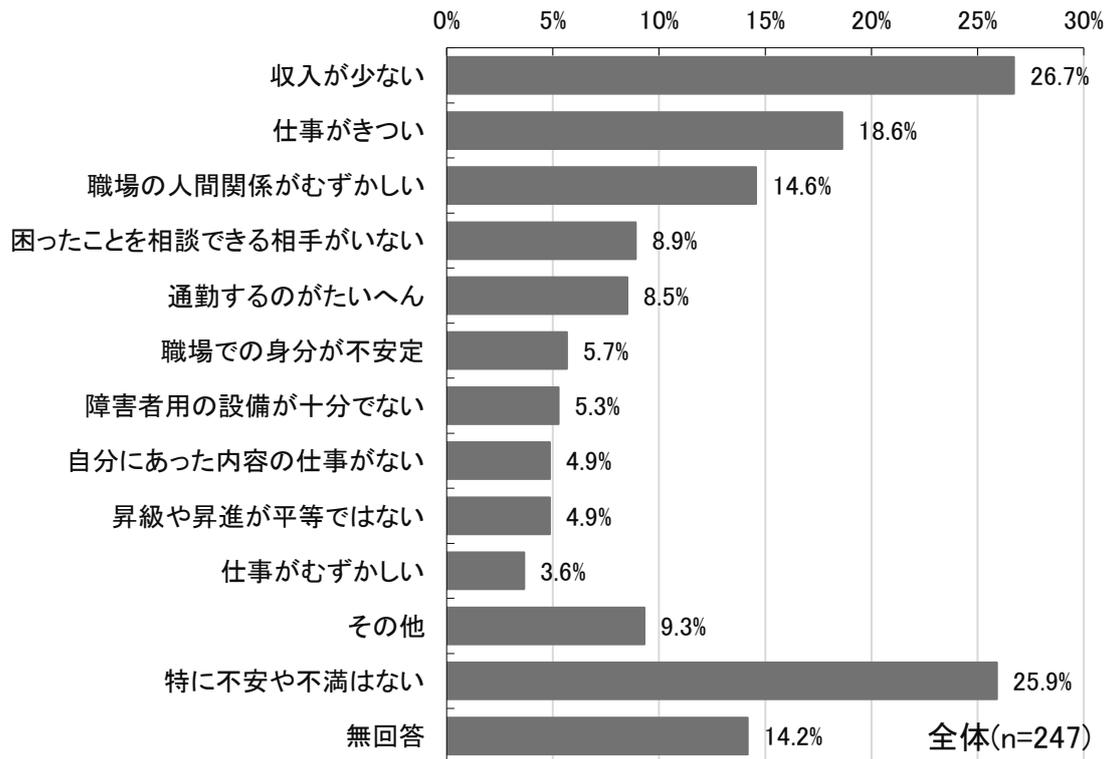
●収入を得る仕事



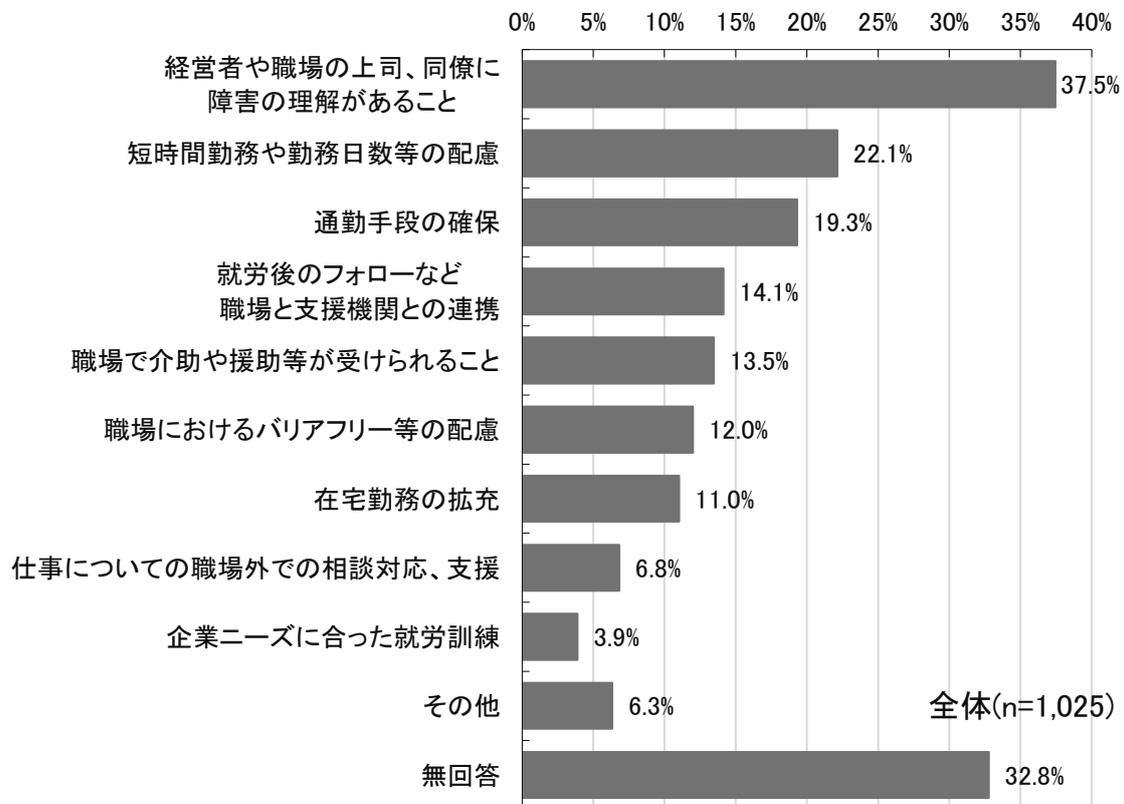
●勤務形態（収入を得る仕事をしている方）



●仕事をする上で不安や不満を感じること（収入を得る仕事をしている方）

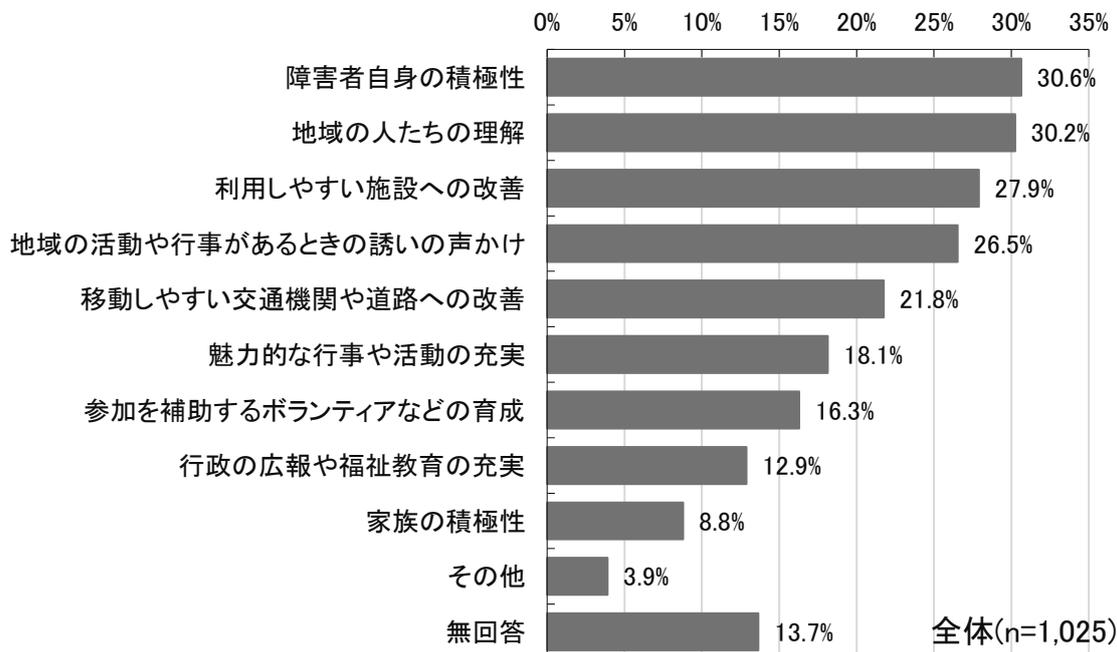


●就労支援として必要なこと

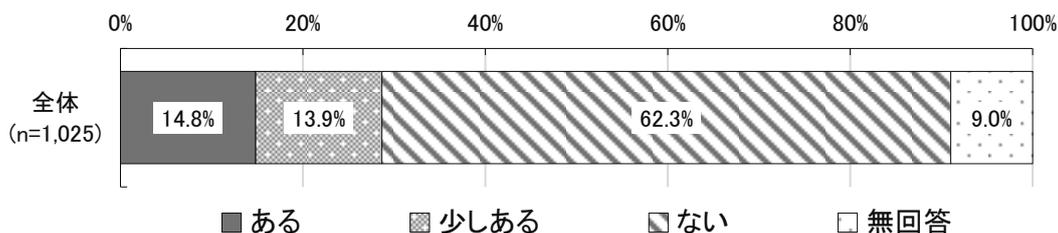


地域活動

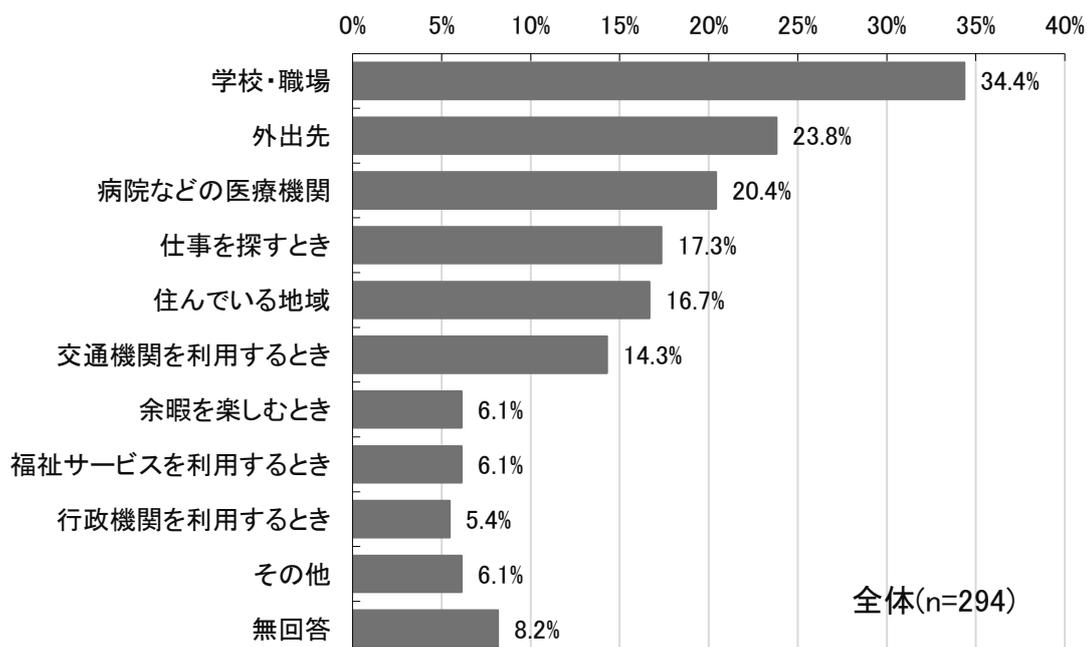
●障害のある方が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと



●障害があることで差別されたことや嫌な思いをする（した）こと

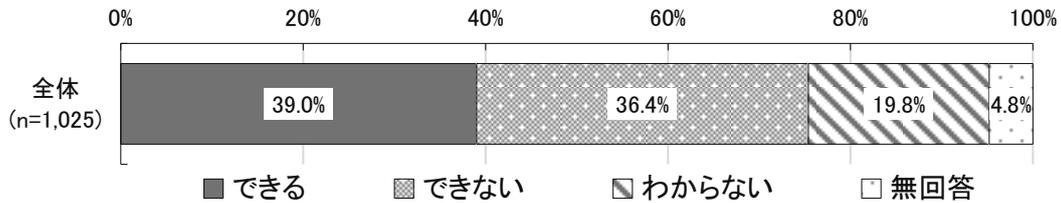


●障害があることで差別されたことや嫌な思いをする（した）場所

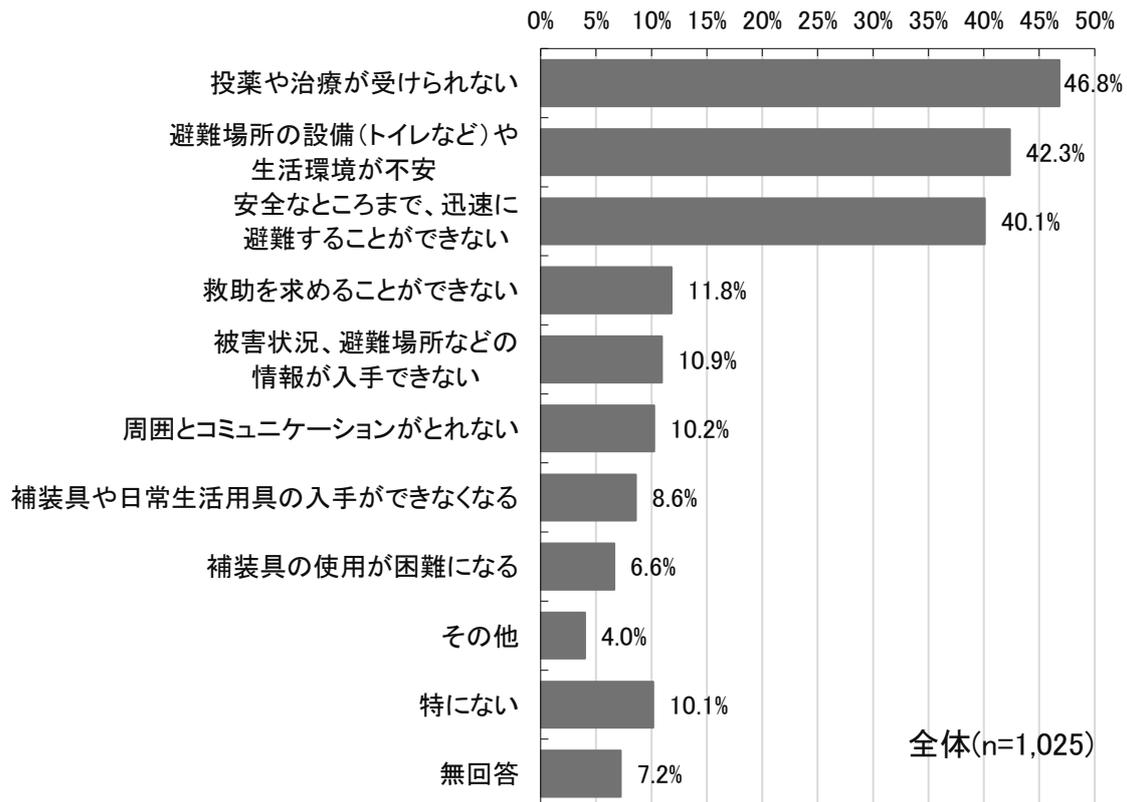


災害時の対応

●災害時に一人で避難できるか

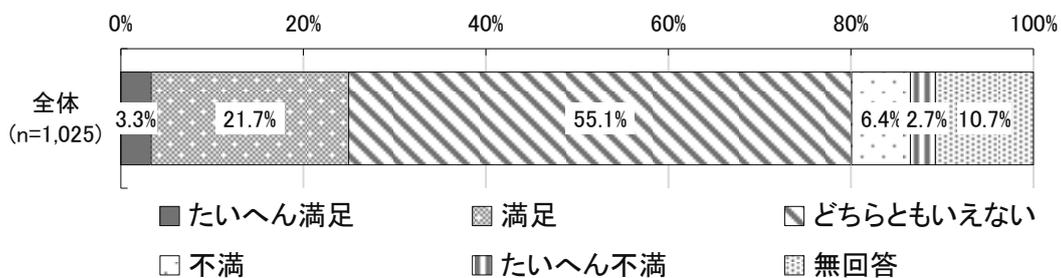


●災害時に困ること

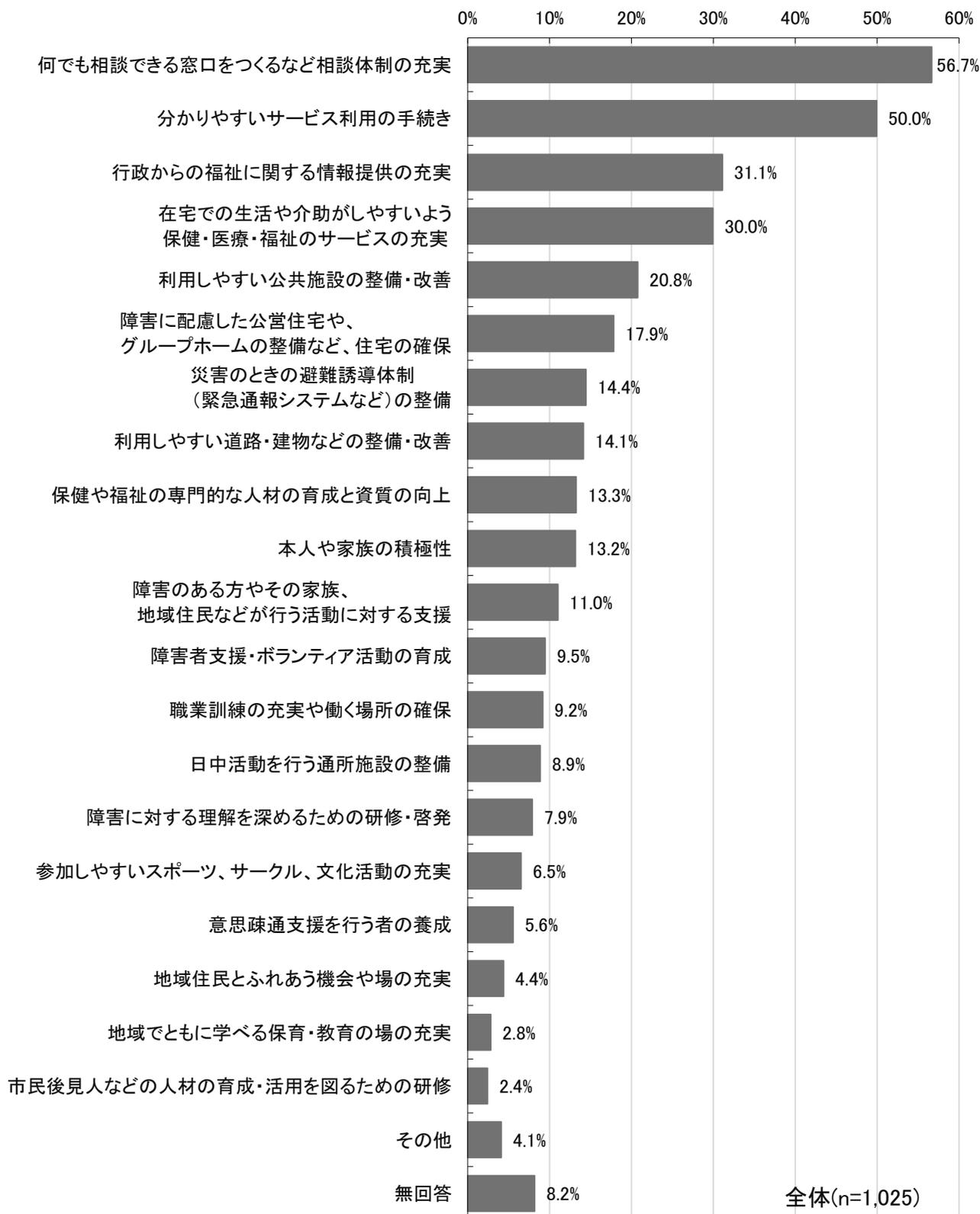


障害福祉施策について

●障害福祉施策・サービスの満足度

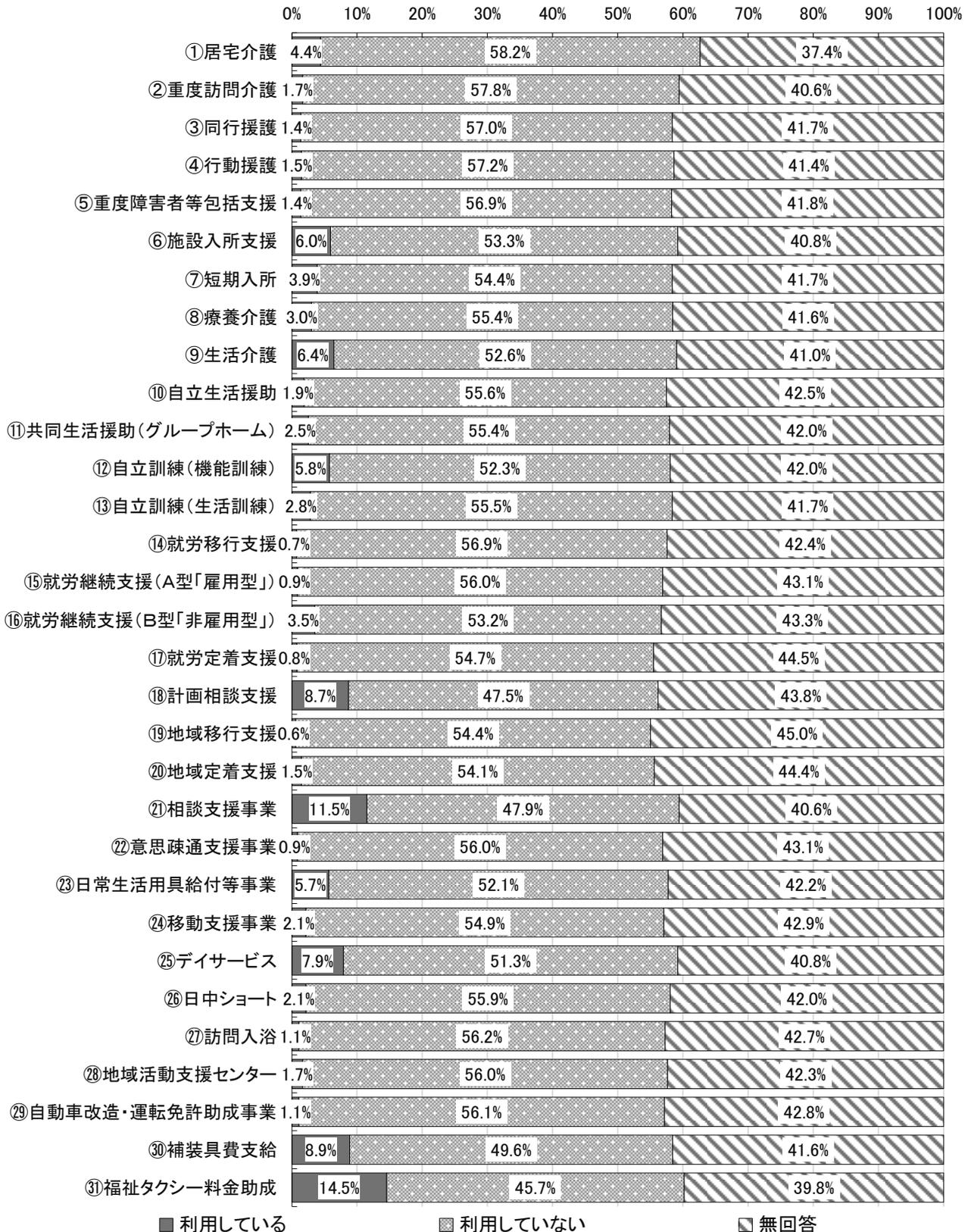


●障害のある方にとって暮らしやすいまちづくりに必要なこと

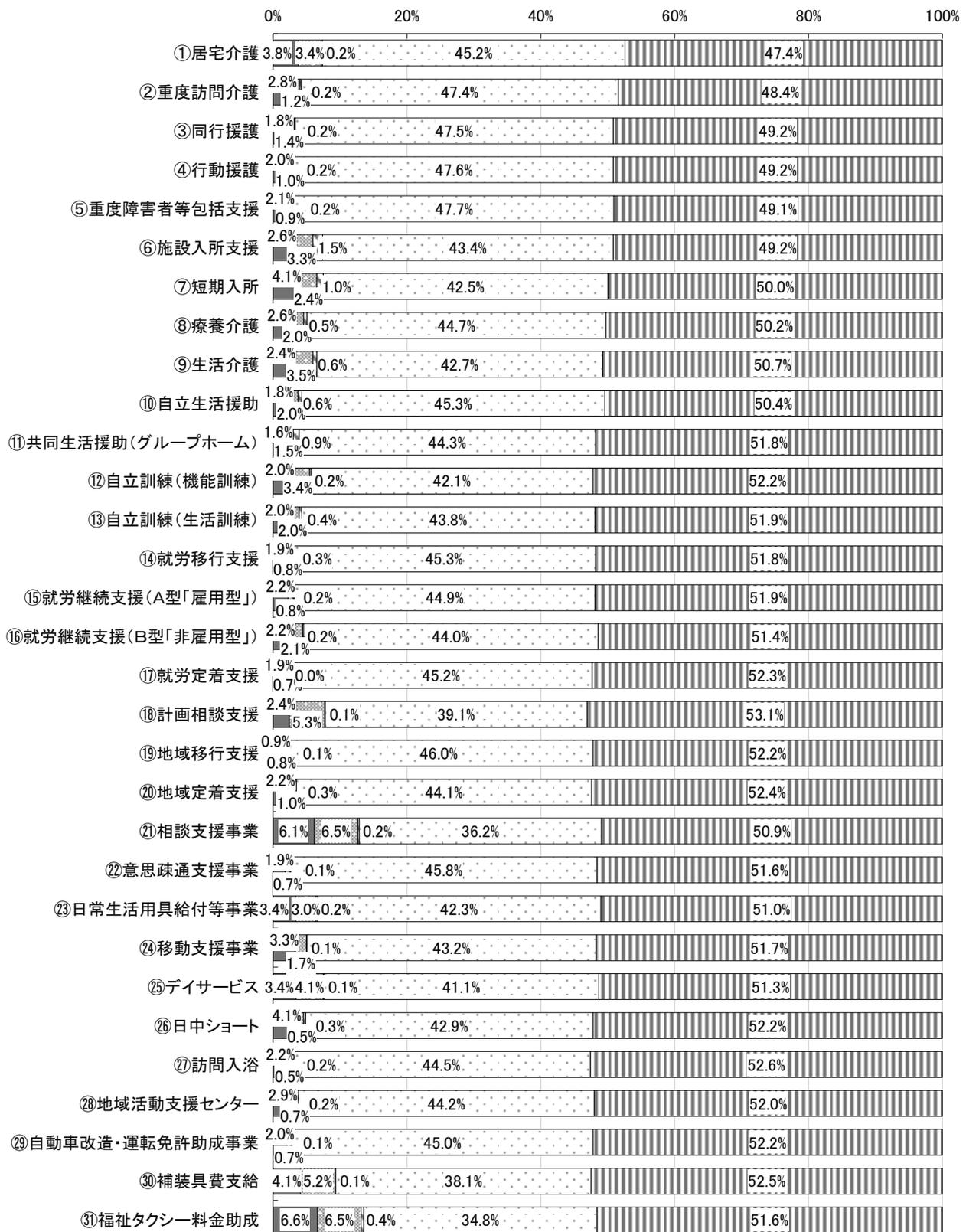


障害福祉サービスの利用について

●現在の利用



●今後3年以内の利用予定

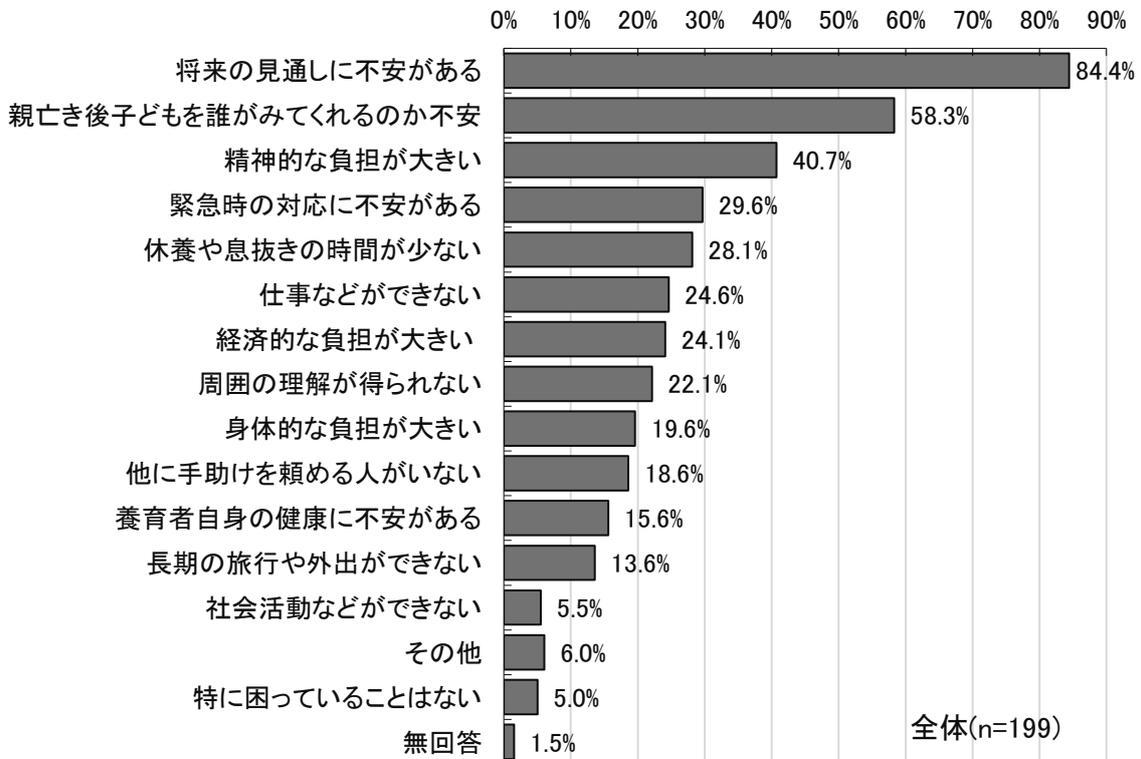


■今よりも利用を増やす予定 ■今と同じぐらい利用する予定 ■今よりも利用を減らす予定 □利用希望がない □無回答

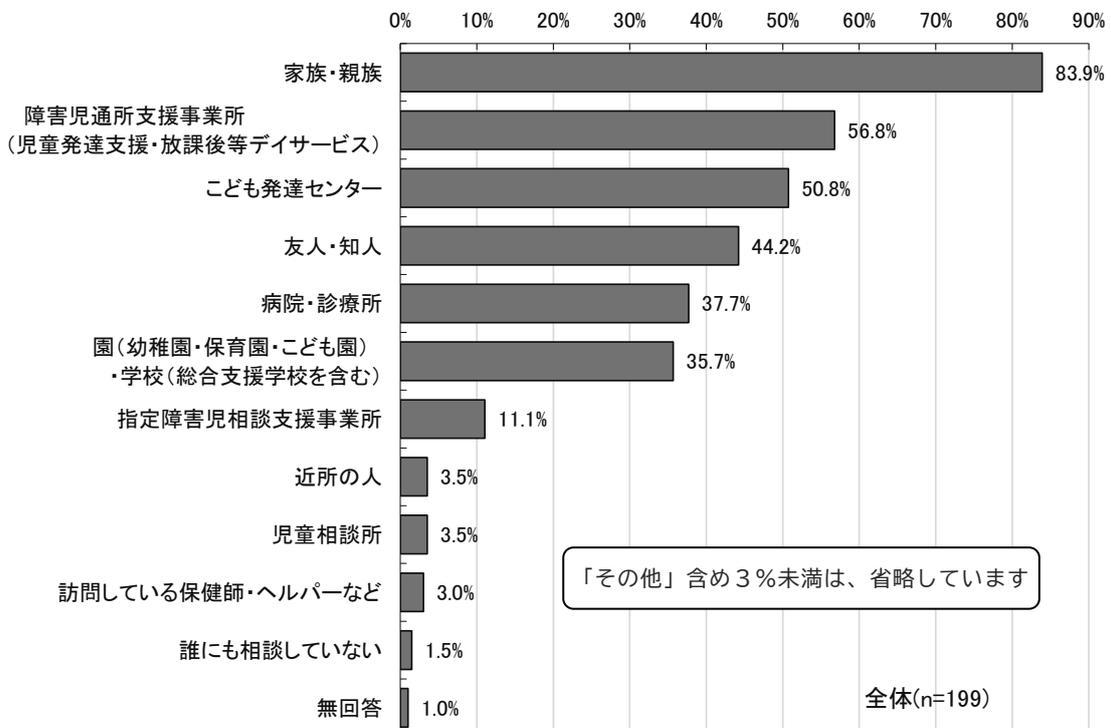
(3)障害児保護者アンケート調査結果

困りごとや不安に感じること

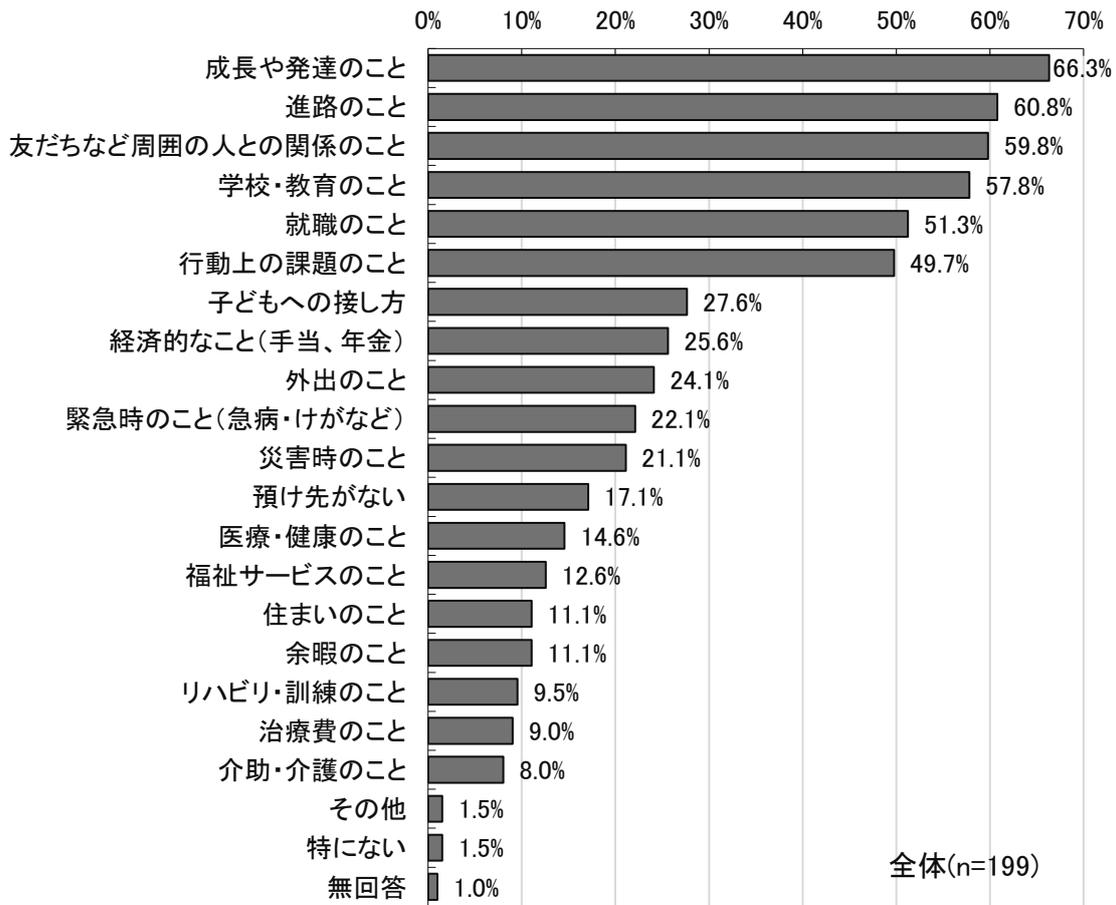
●困りごとや不安に感じること



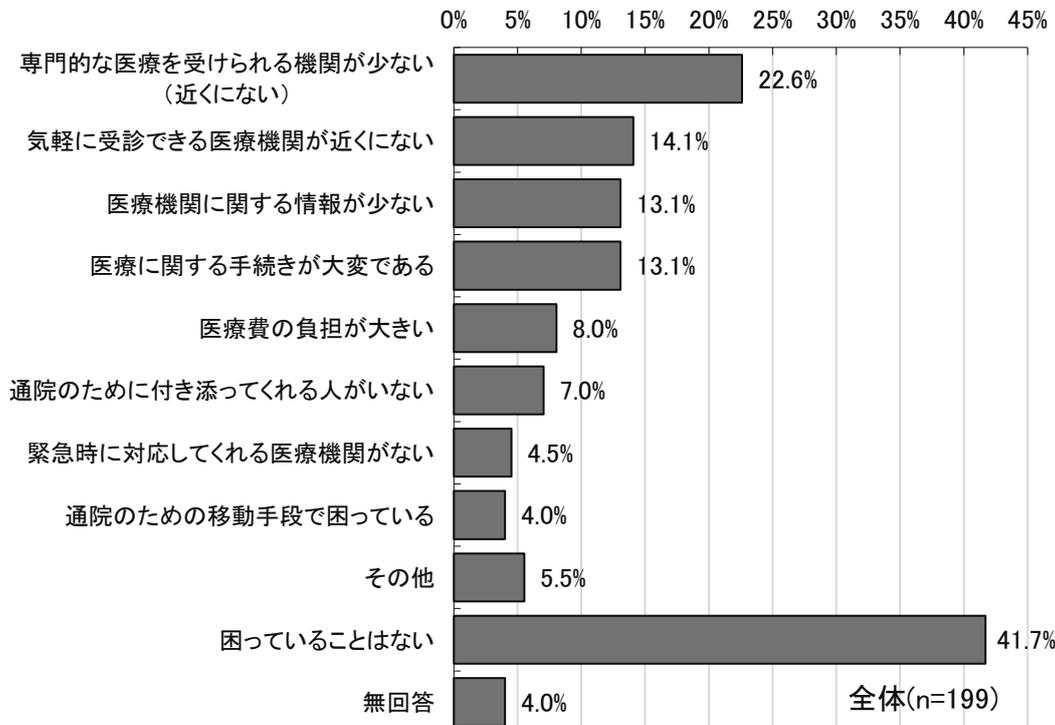
●相談相手



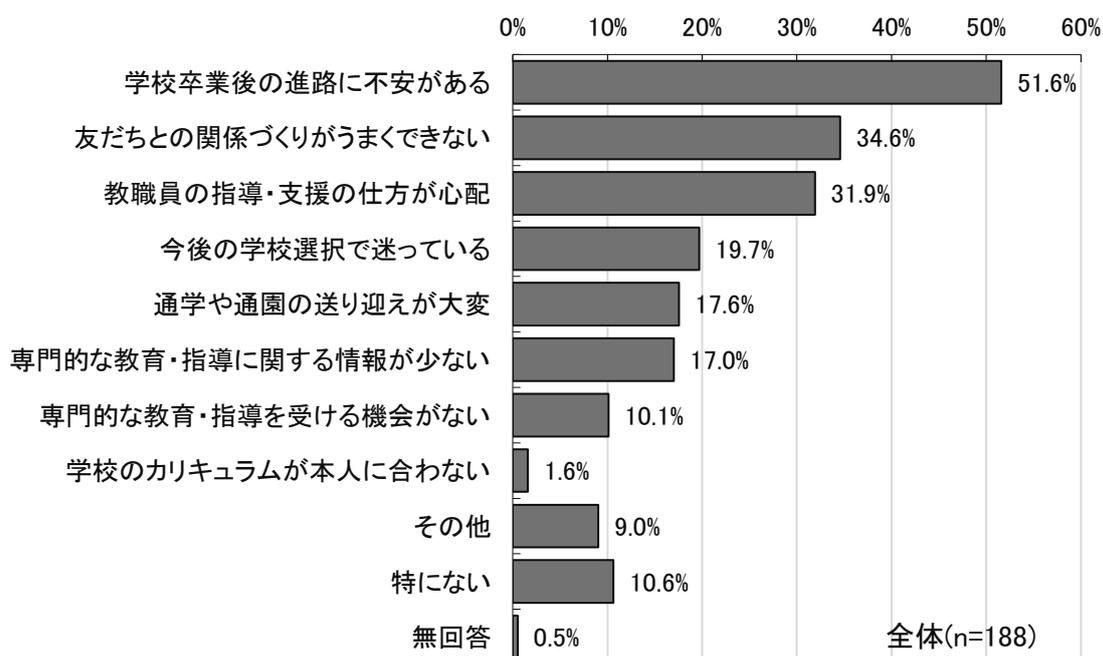
●日常生活に関して不安に思うことや改善したいこと



●医療に関して困っていること

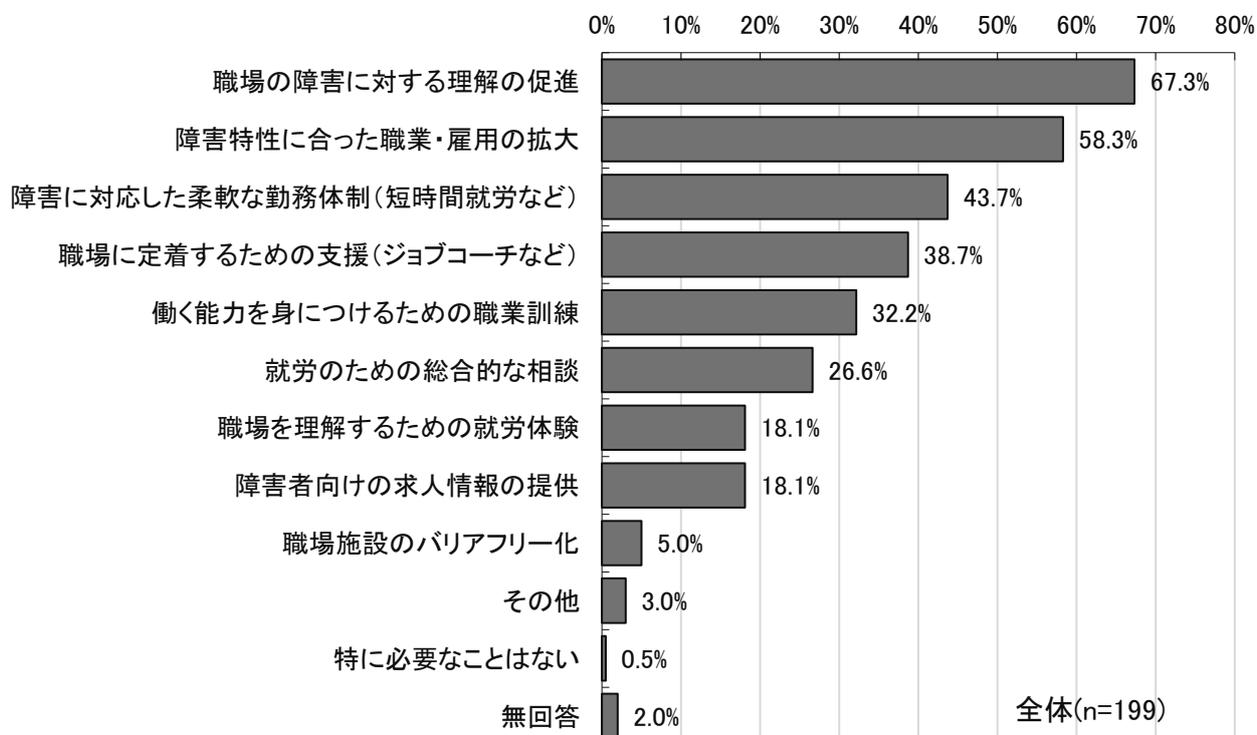


●学校教育について困っていること（園・学校に通っている方）

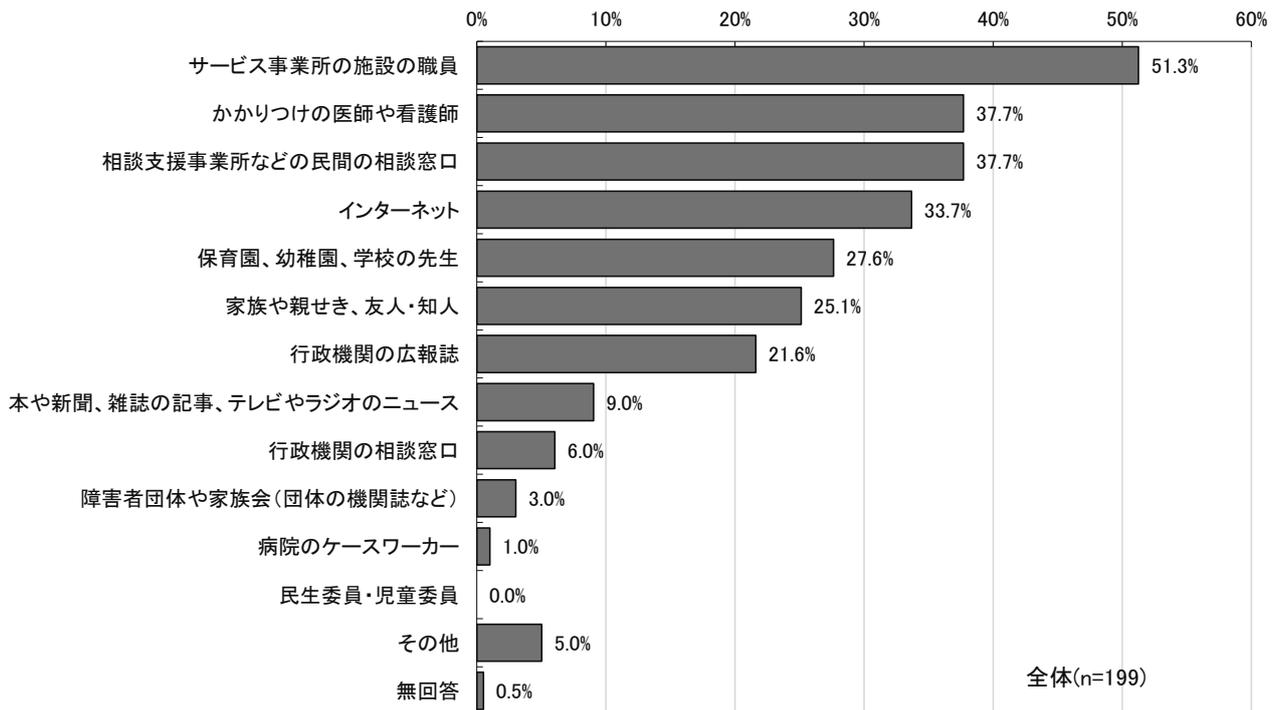


就労について

●企業などで働くための支援

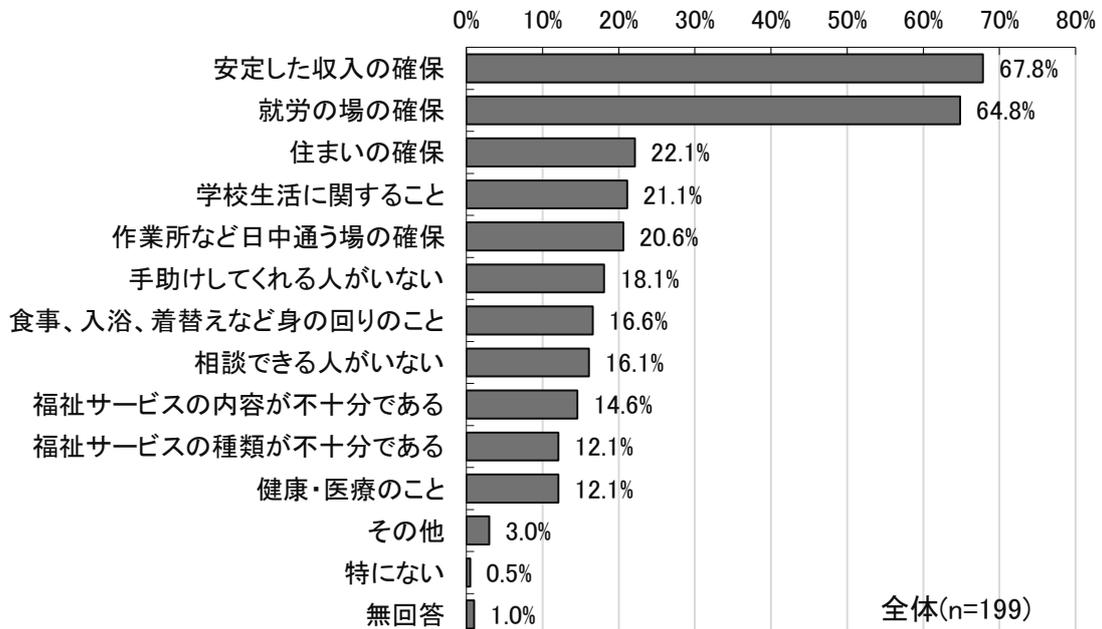


情報の入手先

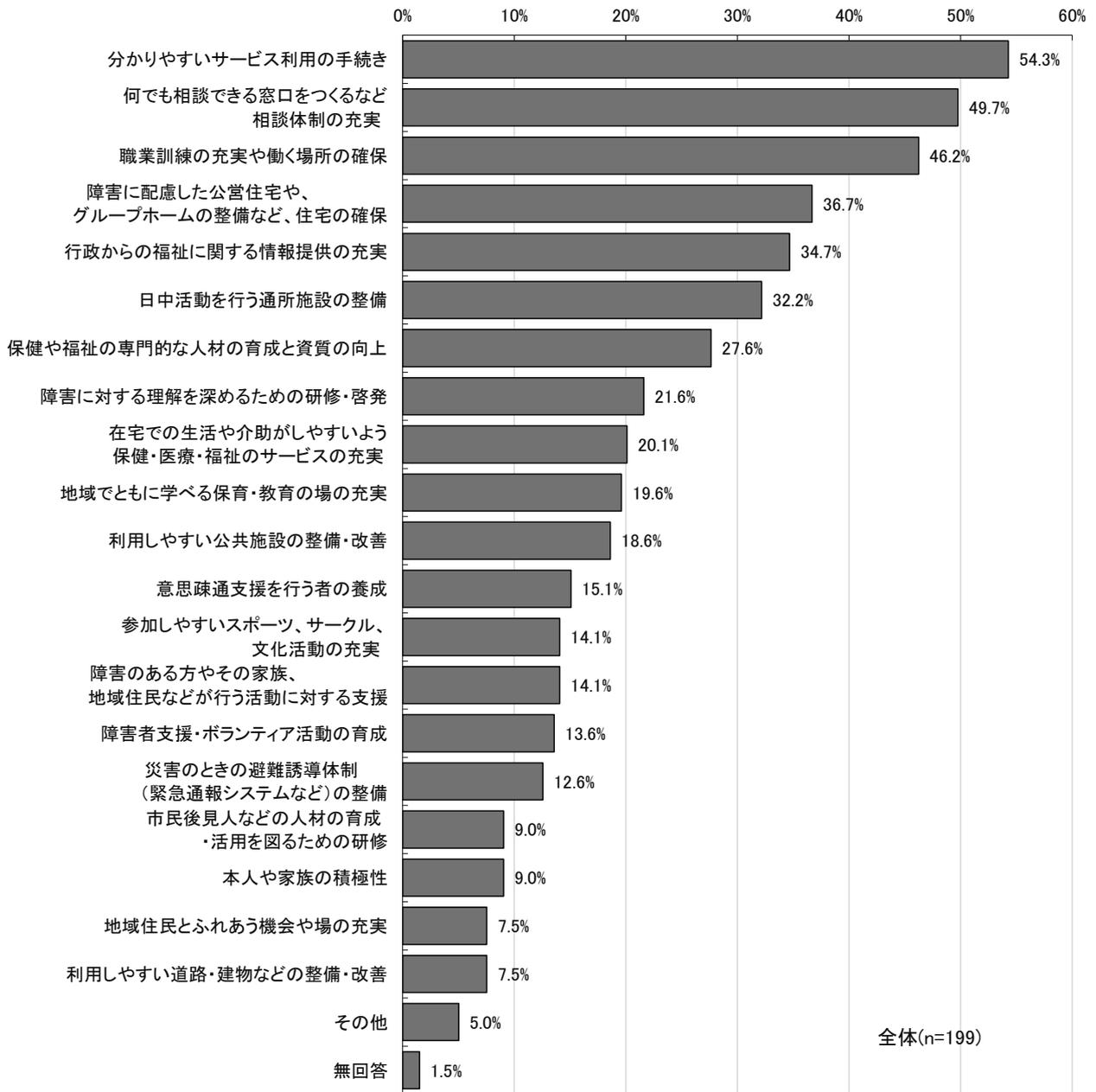


地域生活

●地域で暮らし続けるための課題

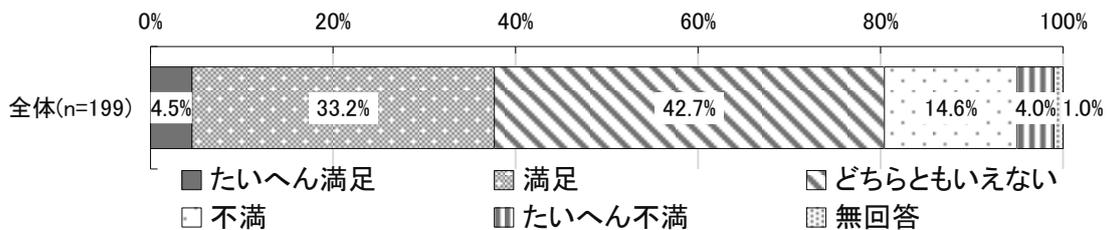


●障害のある方にとって住みよいまち



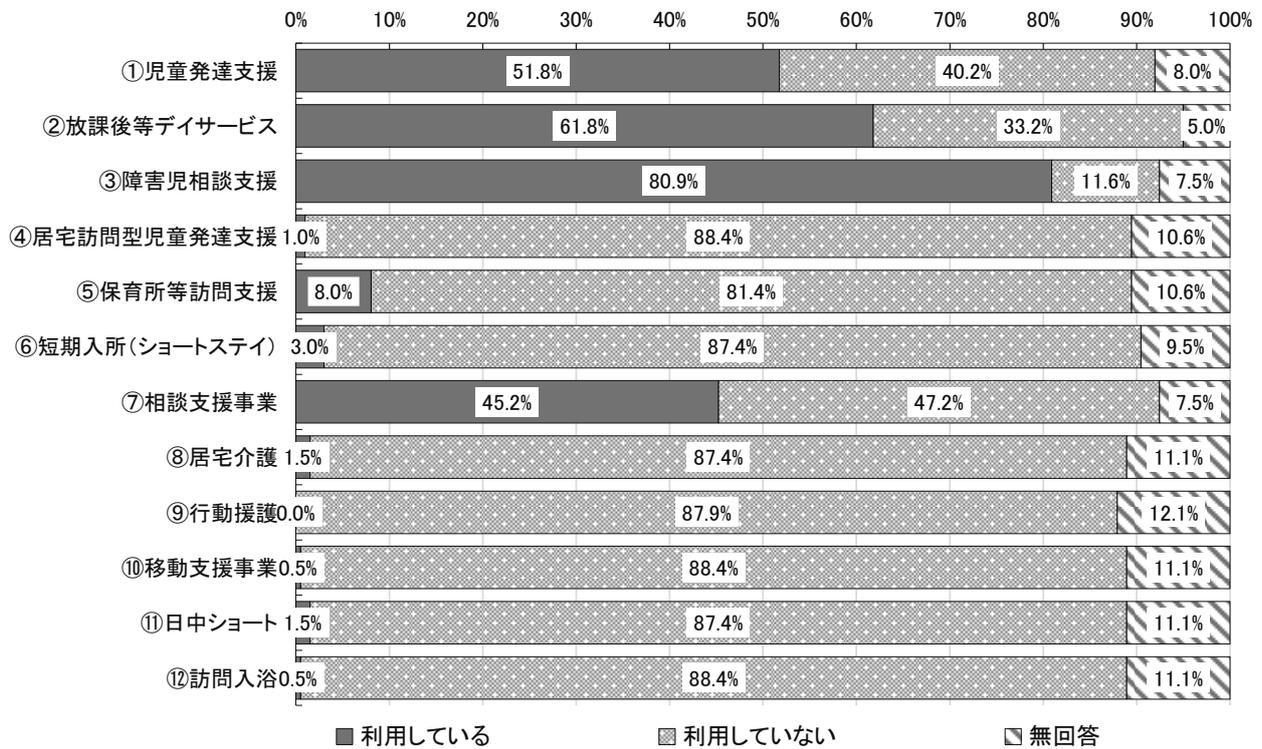
障害福祉施策について

●障害福祉施策・サービスの満足度

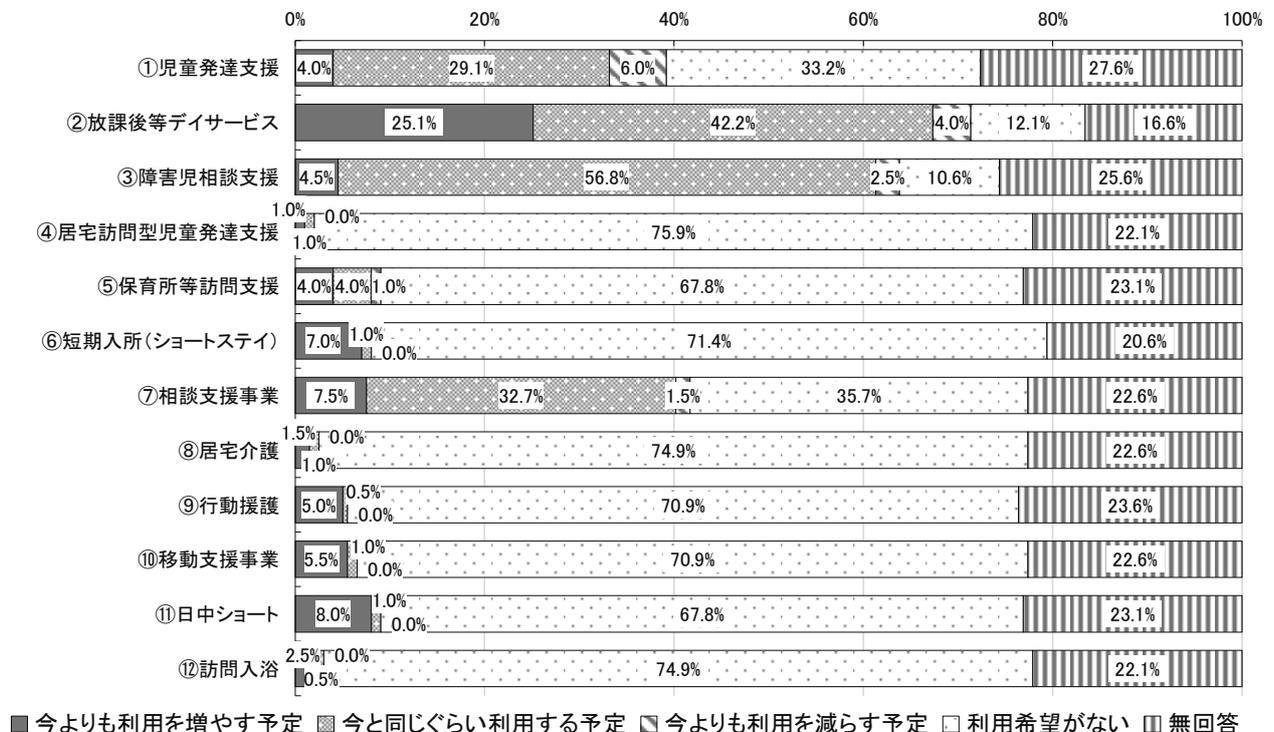


障害福祉サービスの利用について

●現在の利用

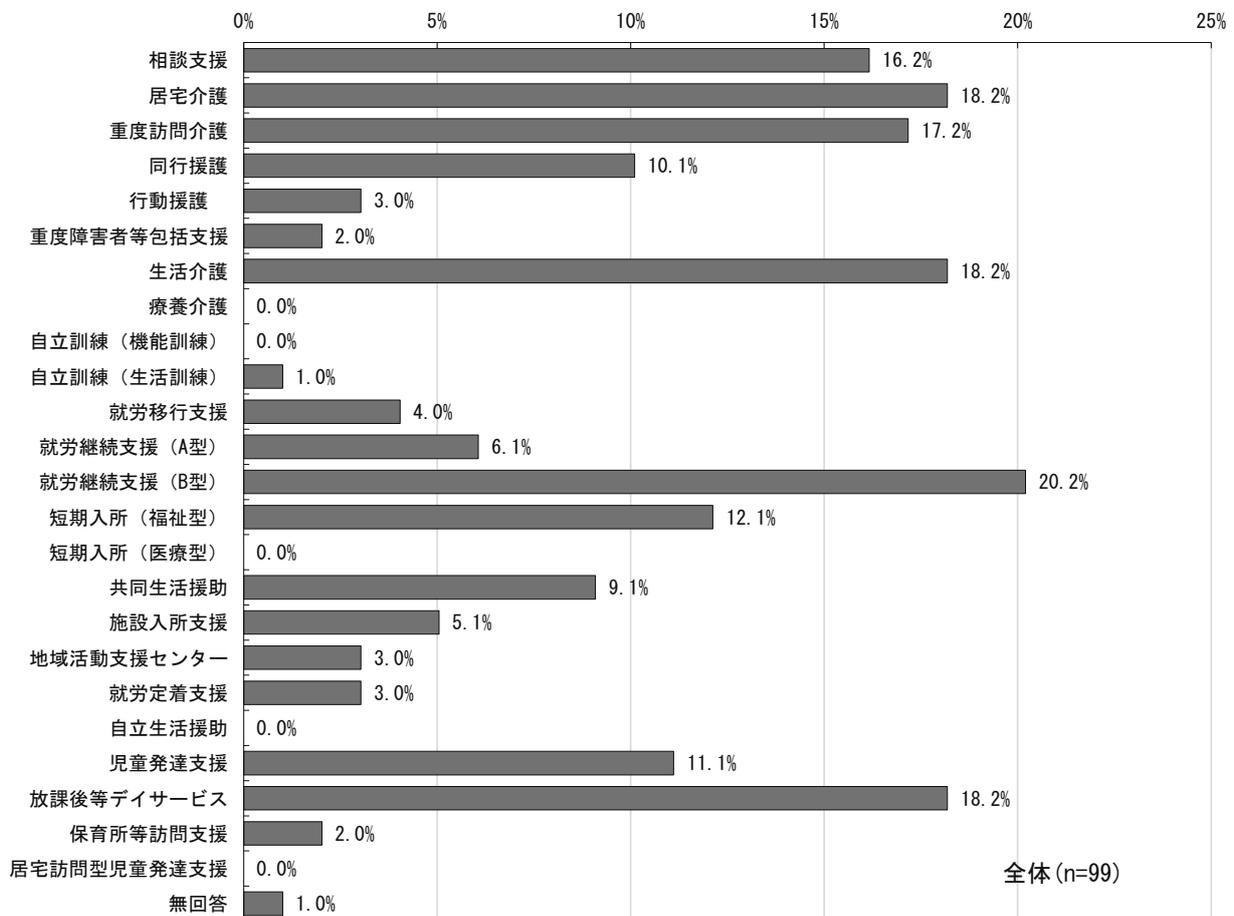


●今後3年以内の利用予定

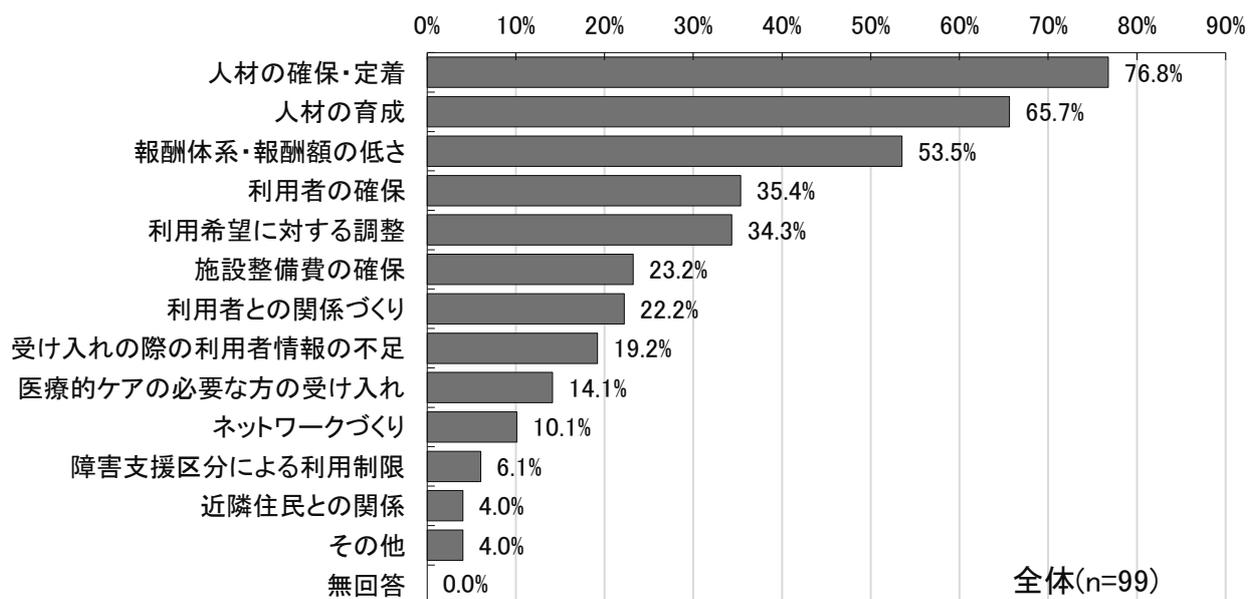


(4)サービス提供者アンケート調査結果

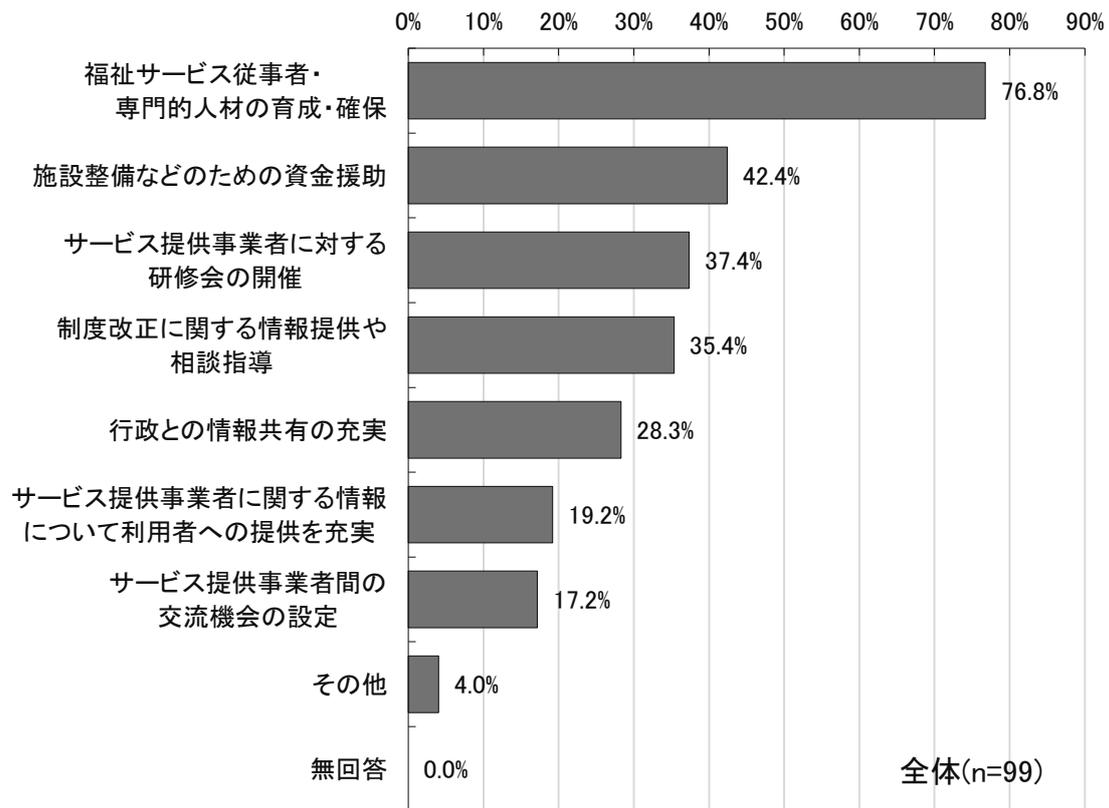
●提供しているサービス



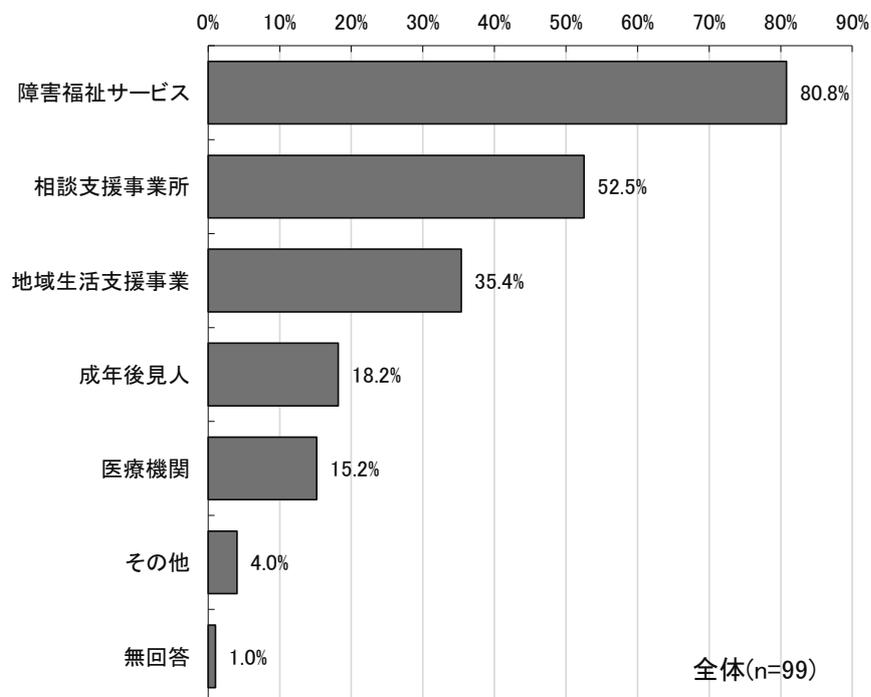
●運営の課題



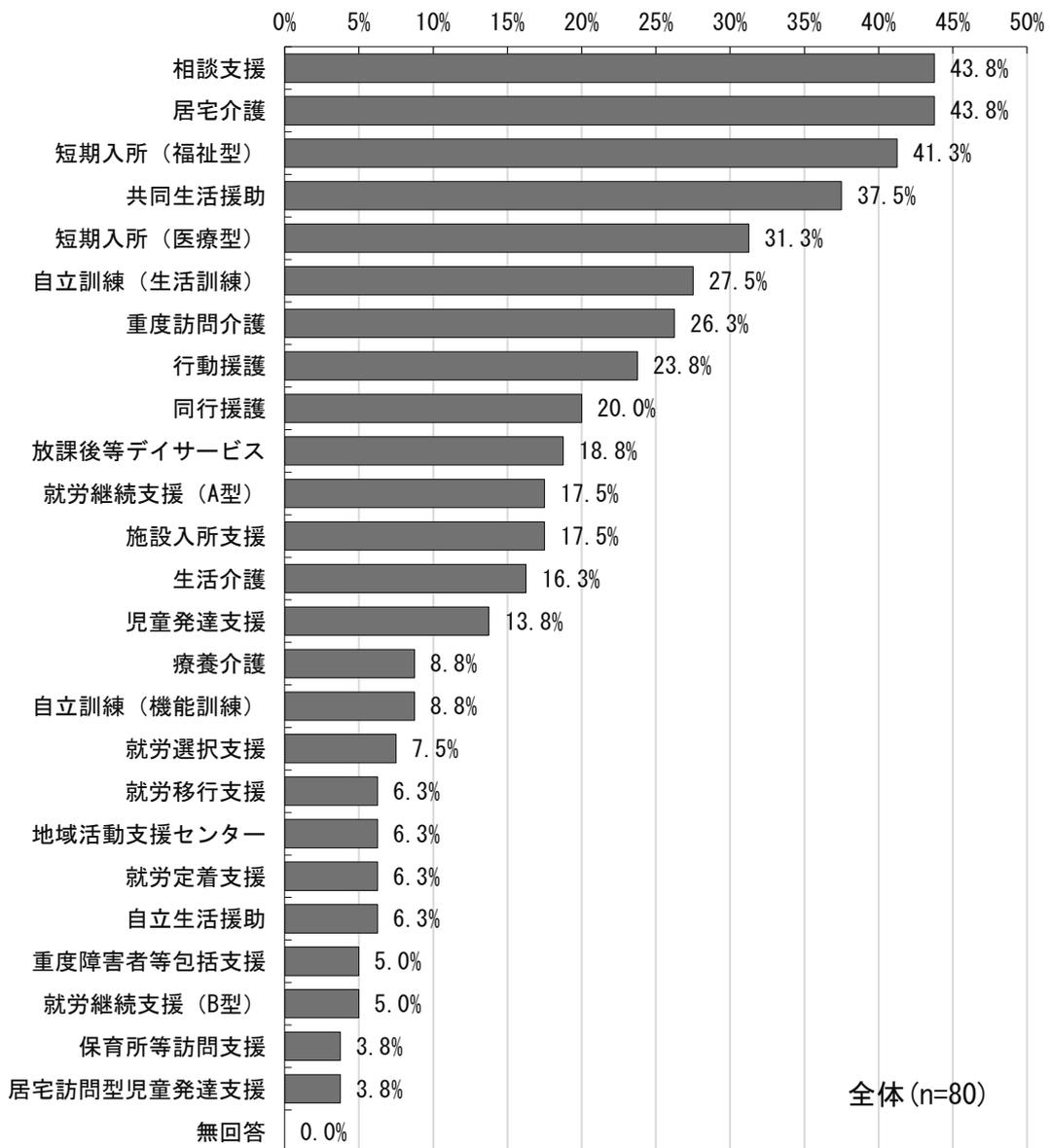
●サービスの向上のために今後必要な支援



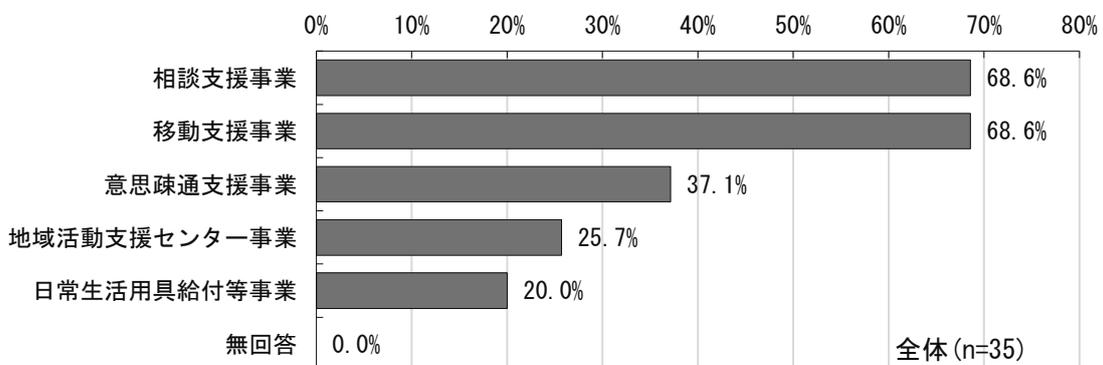
●地域に不足している地域資源（サービス）



●障害福祉サービスの中で不足しているもの

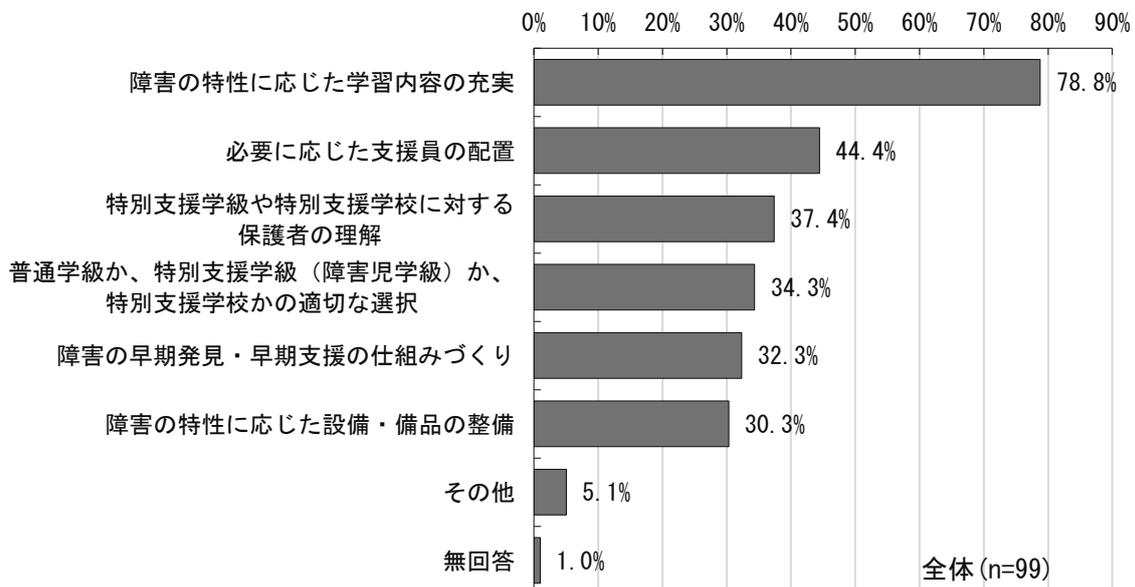


●地域生活支援事業で不足しているもの

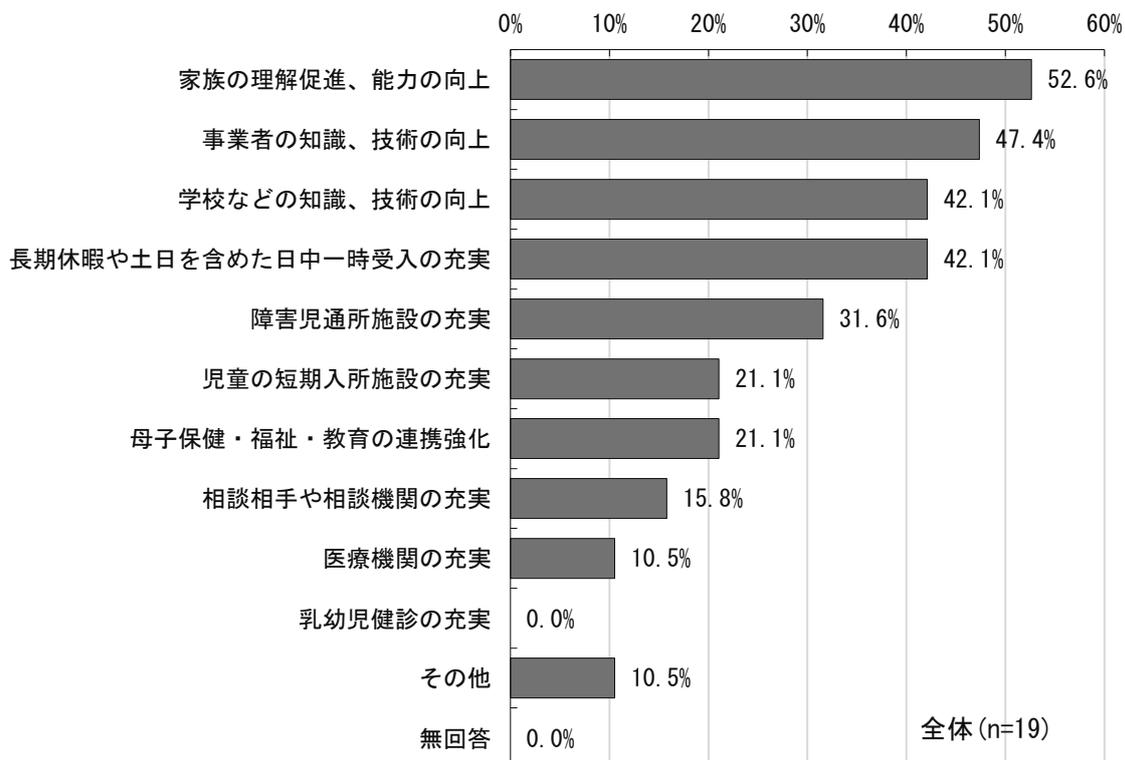


障害児支援について

●程度や特性、状態に応じた教育・育成を受けるために、今、特に求められているもの



●子どもの支援に関して、充実してほしい取組（障害児通所支援事業者の方）



下関市障害者計画
下関市障害福祉計画（第7期）
下関市障害児福祉計画（第3期）

- 発行年月 / 令和6年（2024年）3月
- 発行 / 下関市
- 編集 / 下関市 福祉部 障害者支援課
〒750-8521 下関市南部町1番1号
TEL 083-231-1111（代表）